

平成 23 年 版

滋賀県の労働条件

(平成 23 年 労働条件実態調査結果報告書)

滋賀県商工観光労働部

目 次

I. 平成23年労働条件実態調査の説明

1 調査目的	1
2 調査時点および実施期間	1
3 調査対象	1
4 調査方法	2
5 調査項目	2
6 用語の説明	2
7 調査結果の利用上の注意	4

II. 調査結果

労働組合

(1) 労働組合の有無	5
(2) 労働組合への非正規社員・職員の加入状況	6

休日・休暇制度

(3) 週休制の形態	7
(4) 年間休日総数	8
(5) 年次有給休暇の付与および取得の状況	9
(6) 年次有給休暇の取得単位	11
(7) 年次有給休暇以外の有給休暇制度	12

労働時間

(8) 変形労働時間制の実施形態	13
(9) 労働時間短縮のための取組み	14

多様な働き方

(10) 雇用形態の転換制度	15
----------------	----

育児・介護休業制度

(11) 育児休業取得率	16
(12) 育児休業制度の有無	18
(13) 育児のために就業規則等で定めている制度	20
(14) 育児のための短時間勤務制度等の最長取得期間	21
(15) 子の看護休暇制度の有無	22
(16) 子の看護休暇制度の年間利用可能日数	23
(17) 介護休業制度の有無	24
(18) 過去2年間における介護休業制度の利用実績	25
(19) その他介護のために就業規則等で定めている制度	26
(20) 妊娠・出産・育児または介護を理由として退職した者に対する 再雇用制度	27

女性が活躍するための取組み（ポジティブ・アクション）	
(21) 女性従業員の配置方針	28
(22) 女性の管理職	29
(23) 女性が活躍するための取組み	30
(24) 女性が活躍するための取組みの効果	31
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和） 経営	
(25) 対応すべき経営課題	32
(26) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する取組み	33
(27) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する取組みの効果	34
メンタルヘルスケア（心の健康対策）	
(28) メンタルヘルスケア（心の健康対策）の実施の有無	35
(29) メンタルヘルスケア（心の健康対策）の実施方法	36

III. 参考表・図

参考表 1 産業別民営事業所数及び従業上の地位別従業者数、 従業者数の外別経営の事業所から派遣されている人数	37
参考表 2 事業所規模、産業、就業形態別常用労働者一人あたり平均月間出勤 日数、総実労働時間数、所定内労働時間数及び所定外労働時間数	38
参考図 1 年間総実労働時間の推移	39
参考表 3 新規学卒者の初任給額	40
参考表 4 パートタイム労働者の1時間あたりの所定内給与額及び年間賞与 その他特別給与額	40
参考表 5 年齢階級別きまつて支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞 与その他特別給与額	41
参考図 2 高年齢者雇用確保措置の実施状況	49
参考図 3 希望者全員が65歳以上まで働く企業の状況	49
参考表 6-1 県内の労働組合数・組合員数	50
参考表 6-2 上部組織への加盟状況	50
参考表 6-3 産業別労働組合数・組合員数の状況	51
参考図 4 春季賃上げ率の推移	51
参考図 5 夏季一時金妥結額の推移	52
参考図 6 年末一時金妥結額の推移	52

IV. 資料（調査票）

(質問用紙)	53
(回答用紙)	65

I . 平成 23 年労働条件実態調査の説明

1 調査目的

この調査は、県内の民営事業所に雇用されている労働者の労働条件の実態を明らかにし、労務管理改善等の基礎資料として提供するほか、労働関係諸機関の参考資料とすることを目的として、統計法（平成19年法律第53号）に基づく届出統計として実施した。

2 調査時点および実施期間

調査時点は平成23年（2011年）6月30日現在とし、調査実施期間は7月12日から8月12日とした。

3 調査対象

○地域：県内全域

○産業：①建設業②製造業③運輸業・通信業④卸売・小売業⑤金融・保険業⑥飲食店、宿泊業⑦医療、福祉⑧教育、学習支援業⑨サービス業の9産業

○規模：常用労働者10人以上の民営事業所

（平成21年「経済センサス-基礎調査（総務省）」の事業所名簿による）

○標本抽出法・標本数：上記名簿から無作為抽出により1,000事業所を抽出

有効回答事業所の状況：有効回答事業所数538 回答率53.8%

企業規模別

計	30人以上	10人未満 (注)	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300~999人	1,000人以上	無回答 (注)
538	256	15	158	64	62	82	48	102	7

事業所規模別

計	30人以上	10人未満 (注)	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
538	205	37	296	95	60	36	14

産業別

計	建設業	製造業	運輸業・ 通信業	卸売・ 小売業	金融・ 保険業	飲食店、 宿泊業	医療、 福祉	教育、 学習支援業	サービス業
538	47	113	43	104	26	32	68	19	86

労働組合の有無別

計	労働組合 あり	労働組合 なし	無回答 (注)
538	170	365	3

（注）

回答時点で10人未満となった事業所については、合計、産業別および労働組合の有無別集計では含めて集計しているが規模別集計表には含めていない。また、規模、労働組合の有無について無回答であった事業所については、合計に含めて集計した。

（参考）滋賀県の産業、常用雇用者事業所規模別（10人以上）の民営事業所数

※標本抽出元データ：平成21年「経済センサス-基礎調査（総務省）」

産業	常用労働者規模					
	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上	合計
建設業	477	62	27	4	0	570
製造業	1,009	326	299	223	67	1,924
運輸業・通信業	461	139	89	35	5	729
卸売・小売業	1,865	259	155	74	14	2,367
金融・保険業	263	58	27	4	3	355
飲食店、宿泊業	900	186	69	22	1	1,178
医療、福祉	608	141	116	53	14	932
教育、学習支援業	181	41	13	8	3	246
サービス業	1,052	183	150	79	15	1,479
合計	6,816	1,395	945	502	122	9,780

4 調査方法

郵送による通信調査で、記入は自計申告方式である。

5 調査項目

- 労働組合
- 休日・休暇制度
- 労働時間
- 多様な働き方
- 育児・介護休業制度
- 女性が活躍するための取組み（ポジティブ・アクション）
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）経営
- メンタルヘルスケア（心の健康対策）

6 用語の説明

(1) 派遣労働者

「派遣労働者」とは労働者派遣法に基づく派遣事業者から派遣され、派遣先事業所の指揮命令下で従事する労働者をいう。請負により行われる事業であって、労働者と事業所との間に指揮命令関係がないものは含まない。

(2) 週休制

- ・ 「週休2日制」とは、1週間に休日が2日ある制度（例えば、土曜日と日曜日が休日など）をいう。
- ・ 「完全週休2日制」とは、毎週週休2日制を行っているものをいう。
- ・ 「月3回週休2日制」とは、月のうち3週に週休2日制を行っているもの（その他の週は週休1日制または週休1日半制）をいう。
- ・ 「隔週週休2日制」とは、1週間おきに週休2日制を行っているもの（その他の週は週休1日制または週休1日半制）をいう。
- ・ 「月2回週休2日制」とは、月のうち第1週と第2週など月に2週だけ週休2日制を行っているもの（その他の週は週休1日制または週休1日半制）をいう。
- ・ 「月1回週休2日制」とは、月のうち1週だけ週休2日制を行っているもの（その他の週は週休1日制または週休1日半制）をいう。

(3) 休暇制度

- ・ 「リフレッシュ休暇」とは、職業生活の節目に労働者のリフレッシュを目的として勤続年数など一定の要件に合致する労働者に付与する有給の連続休暇をいう。
- ・ 「ボランティア休暇」とは、各種の社会貢献活動を行う労働者に付与する有給の休暇をいう。
- ・ 「メモリアル休暇」とは、本人の誕生日や結婚記念日など記念になる日に付与する有給の休暇をいう。
- ・ 「夏季休暇」とは、一般的に7～9月の夏季の期間に連続で与えられる有給の休暇

をいう。

- ・「教育訓練休暇」とは、職業人としての資質の向上、その他職業に関する教育訓練を受ける労働者に与えられる有給の休暇をいう。
- ・「学校等行事休暇」とは、労働者の子の在籍する学校等が実施する行事（入学式など）であって、その子に係るものに出席する場合に与えられる休暇をいう。

(4) 変形労働時間制

- ・「1週間単位の非定型的変形労働時間制」とは日ごとの業務に著しい繁閑の差が生ずることが多く、その業務の繁閑が非定型的である、あらかじめ就業規則等で各日の労働時間を特定することが困難な、労働者が30人未満の特定事業所（小売業、旅館、料理店、飲食店）では、労使協定により1週間の労働時間が40時間を超えない範囲で1日の法定労働時間を超えて労働させることができる制度をいう（労働基準法第32条の5）。
- ・「1か月単位の変形労働時間制」とは、就業規則や労使協定により、1か月以内の一定期間を平均し、1週間当たりの労働時間が法定労働時間を超えない定めをした場合、当該変形期間内において1日および1週の法定労働時間を超えて労働させることができる制度をいう（労働基準法第32条の2）。
- ・「1年単位の変形労働時間制」とは、労使協定により1年以内の一定期間を平均し、1週間当たりの労働時間が40時間を超えない定めをした場合、当該変形期間内において、1日および1週の法定労働時間を超えて労働させることができる制度をいう（労働基準法第32条の4）。
- ・「フレックスタイム制」とは、就業規則および労使協定で、清算期間（1か月以内）を平均し、1週間当たりの労働時間が法定労働時間を超えない定めをした場合、労働者にその範囲内で始業および就業の時刻を自由に選択させ、1日および1週の所定労働時間を超えて労働させることができる制度をいう（労働基準法第32条の3）。

(5) 年次有給休暇の計画的付与制度（労働基準法第39条第5項）

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、毎年の年次有給休暇のうち5日を超える部分を労使協定により、年次有給休暇を与える時期を計画的に定めて（夏休み等）付与する制度をいう。

(6) 育児のための短時間勤務等の措置（育児・介護休業法第23条第1項）

事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないものについて、労働者の申出に基づく短時間勤務の措置を講じなければならない。

(7) 所定外労働の免除（育児・介護休業法第16条の8）

事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者が請求した場合は、所定労働時間を超えて労働させてはならない。

(8)子の看護休暇（育児・介護休業法第16条の2）

「子の看護休暇」とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対して、負傷や疾病にかかった子どもを世話するために与えられる休暇をいう。

(9)妊娠、出産もしくは育児または介護を理由として退職した者に対する再雇用制度（育児・介護休業法第27条）

「再雇用制度」とは、退職の際に、将来その就業が可能になったときに退職前の事業主に再び雇用されることの希望を有する旨の申出をしていた者について、事業主が労働者の募集または採用にあたって特別の配慮をする制度をいう。

7 調査結果の利用上の注意

(1)各表の計は100.0%としているが各表・各図における本調査結果集計の構成比(%)は小数点以下第2位を四捨五入して算出してあるため、内訳の合計が必ずしも100.0%とならない場合がある。

(2)一部図内のNは、有効回答事業所数を表す。

(3)各設問について無回答であった事業所は、有効回答数に含まれない。

(4)サンプルが少ないものについては誤差が大きいので利用にあたっては注意を要する。

(5)各表の「-」は該当する数値がないものである。

(6)本調査は、無作為に抽出した事業所からの任意報告に基づいており、集計対象事業所について前年の調査と同一性が確保されているわけではない。

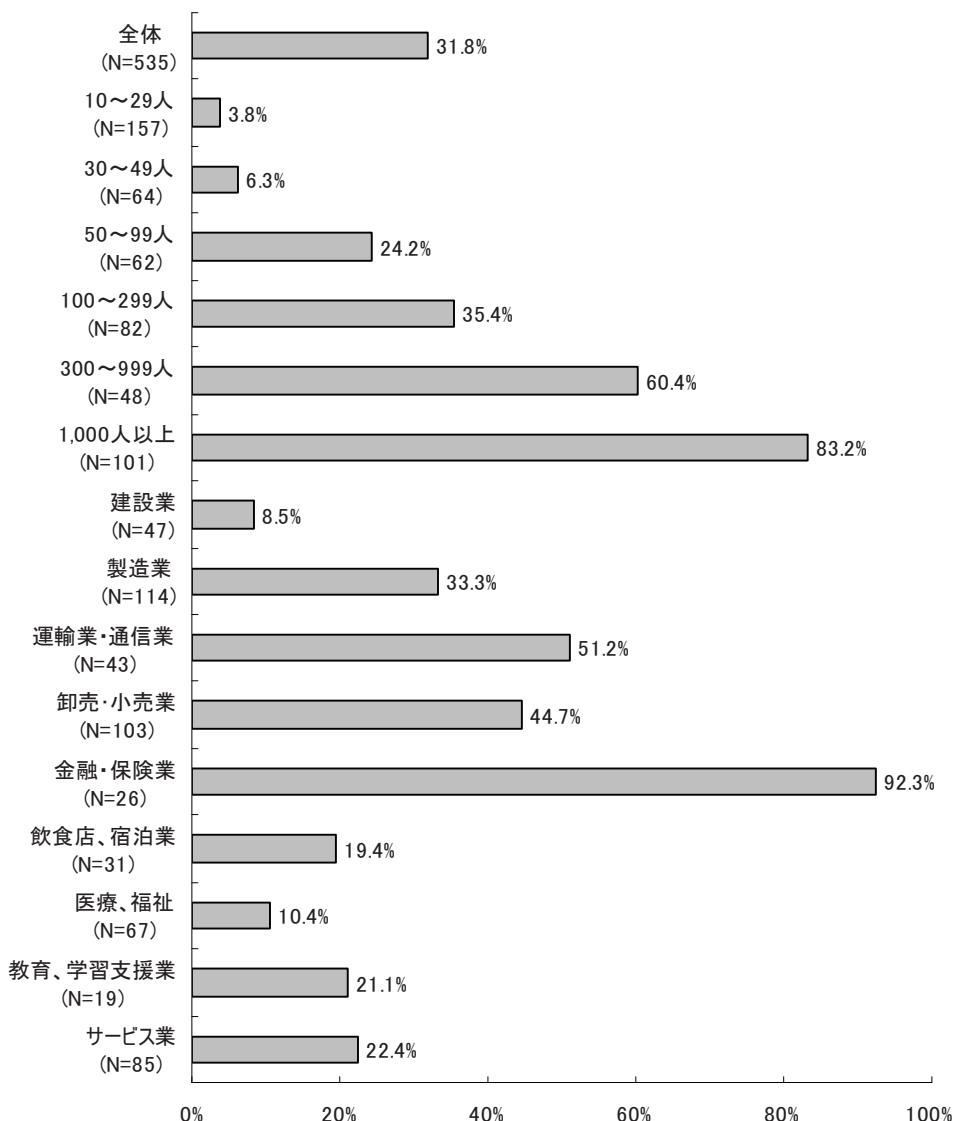
II. 調 査 結 果

【労働組合】

(1) 労働組合の有無

労働組合がある事業所の割合は 31.8%であり、平成 22 年の同様の調査を 10.5 ポイント上回って いる。

図 1 労働組合がある事業所の割合（全体・企業規模別・産業別）

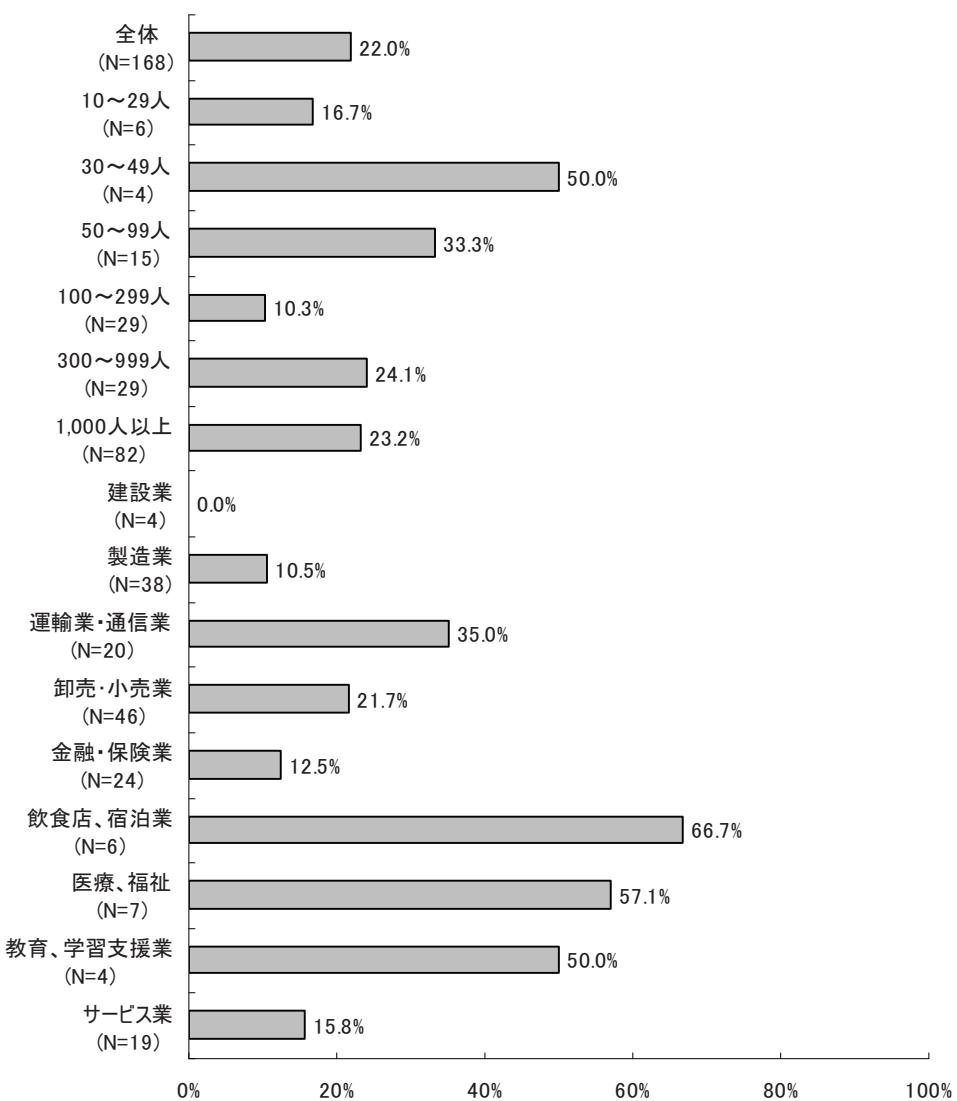


※図内の N は、有効回答事業所数を表す

(2) 労働組合への非正規社員・職員の加入状況

(1) で労働組合が「ある」と回答した事業所の中で、非正規労働者も労働組合へ加入している事業所の割合は 22.0% となっている。

図2 労働組合へ非正規労働者が加入している事業所の割合（全体・企業規模別・産業別）



※図内の N は、有効回答事業所数を表す

【休日・休暇制度】

(3) 週休制の形態

週休制の形態については、「完全週休2日制」または「その他の週休2日制」を採用している事業所が全体の83.7%を占める。

図3 週休制の形態（全体）

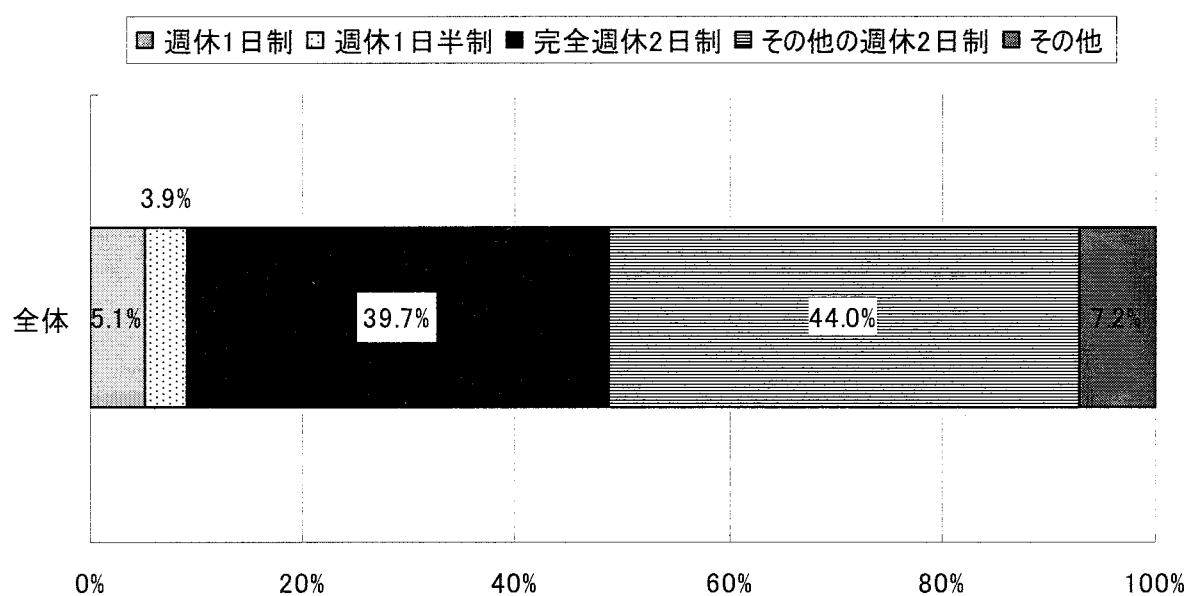


表1 週休制の形態

	有効回答数	週休1日制	週休1日半制	完全週休2日制	その他の週休2日制	その他	計
全体	511	5.1%	3.9%	39.7%	44.0%	7.2%	100.0%
10～29人	145	11.0%	5.5%	31.0%	47.6%	4.8%	100.0%
30～49人	62	3.2%	6.5%	29.0%	53.2%	8.1%	100.0%
50～99人	61	3.3%	4.9%	32.8%	52.5%	6.6%	100.0%
100～299人	81	3.7%	1.2%	45.7%	39.5%	9.9%	100.0%
300～999人	47	0.0%	4.3%	44.7%	46.8%	4.3%	100.0%
1,000人以上	100	1.0%	1.0%	54.0%	34.0%	10.0%	100.0%
建設業	45	6.7%	2.2%	33.3%	51.1%	6.7%	100.0%
製造業	111	0.0%	2.7%	44.1%	48.6%	4.5%	100.0%
運輸業・通信業	43	2.3%	4.7%	20.9%	58.1%	14.0%	100.0%
卸売・小売業	96	9.4%	0.0%	22.9%	62.5%	5.2%	100.0%
金融・保険業	26	0.0%	0.0%	92.3%	7.7%	0.0%	100.0%
飲食店、宿泊業	28	17.9%	14.3%	10.7%	46.4%	10.7%	100.0%
医療・福祉	65	1.5%	12.3%	56.9%	20.0%	9.2%	100.0%
教育、学習支援業	18	0.0%	0.0%	55.6%	38.9%	5.6%	100.0%
サービス業	79	8.9%	2.5%	43.0%	35.4%	10.1%	100.0%
労働組合がある	168	0.6%	2.4%	51.2%	36.9%	8.9%	100.0%
労働組合がない	341	7.3%	4.7%	34.0%	47.8%	6.2%	100.0%

(4) 年間休日総数

年間休日総数についてみると、「100日～109日」が25.8%と最も高く、次いで「120日～129日」が24.7%、「110日～119日」の23.3%となっている。

図4 年間休日総数（全体）

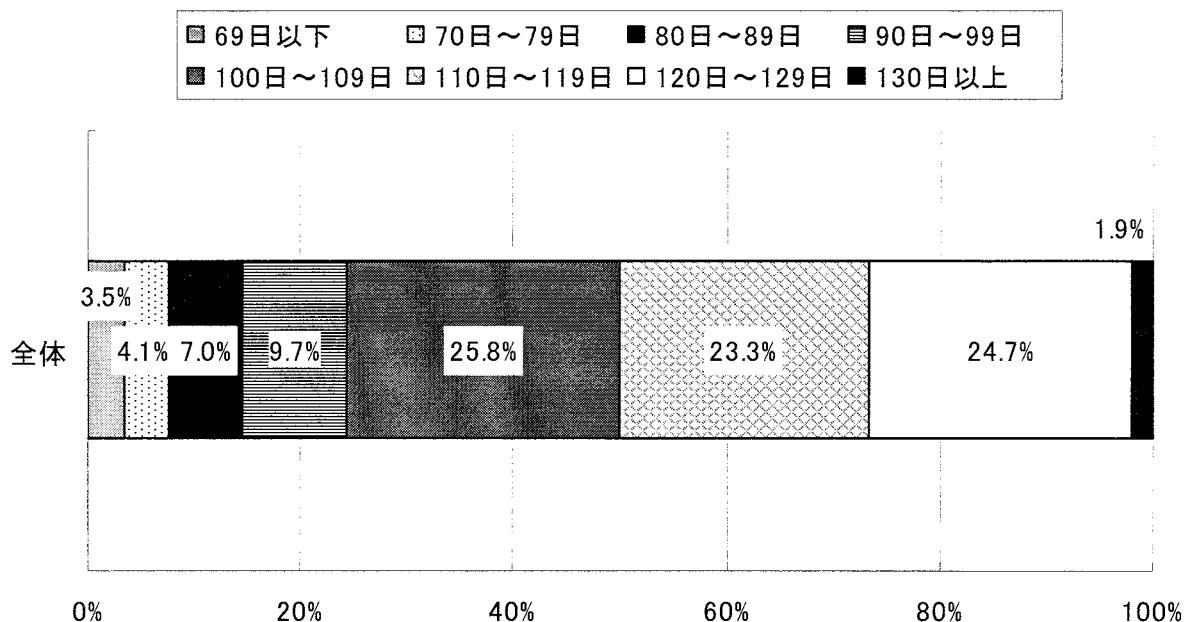


表2 年間休日総数

	有効回答数	69日以下	70日～79日	80日～89日	90日～99日	100日～109日	110日～119日	120日～129日	130日以上	計
全体	515	3.5%	4.1%	7.0%	9.7%	25.8%	23.3%	24.7%	1.9%	100.0%
10～29人	147	7.5%	6.8%	13.6%	14.3%	21.8%	17.0%	16.3%	2.7%	100.0%
30～49人	62	3.2%	4.8%	17.7%	19.4%	19.4%	16.1%	19.4%	0.0%	100.0%
50～99人	61	4.9%	6.6%	1.6%	9.8%	37.7%	21.3%	18.0%	0.0%	100.0%
100～299人	82	0.0%	2.4%	1.2%	6.1%	37.8%	28.0%	23.2%	1.2%	100.0%
300～999人	47	0.0%	2.1%	4.3%	2.1%	29.8%	27.7%	34.0%	0.0%	100.0%
1,000人以上	101	1.0%	0.0%	0.0%	1.0%	19.8%	33.7%	39.6%	5.0%	100.0%
建設業	47	0.0%	8.5%	19.1%	23.4%	19.1%	14.9%	12.8%	2.1%	100.0%
製造業	113	0.0%	0.9%	3.5%	8.8%	28.3%	29.2%	27.4%	1.8%	100.0%
運輸業・通信業	43	0.0%	4.7%	7.0%	11.6%	32.6%	30.2%	14.0%	0.0%	100.0%
卸売・小売業	97	8.2%	5.2%	5.2%	9.3%	34.0%	28.9%	7.2%	2.1%	100.0%
金融・保険業	26	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	11.5%	76.9%	3.8%	100.0%
飲食店・宿泊業	28	17.9%	7.1%	17.9%	7.1%	32.1%	10.7%	3.6%	3.6%	100.0%
医療・福祉	64	1.6%	7.8%	1.6%	10.9%	23.4%	20.3%	31.3%	3.1%	100.0%
教育・学習支援業	18	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	22.2%	16.7%	44.4%	5.6%	100.0%
サービス業	79	5.1%	2.5%	8.9%	7.6%	19.0%	21.5%	35.4%	0.0%	100.0%
労働組合がある	169	0.6%	1.2%	1.8%	3.0%	24.9%	32.5%	34.3%	1.8%	100.0%
労働組合がない	344	4.9%	5.5%	9.6%	13.1%	26.5%	18.6%	20.1%	1.7%	100.0%

(5) 年次有給休暇の付与および取得の状況

企業規模 30 人以上の事業所における年次有給休暇の「平均付与日数（繰越分除く）」、「平均取得日数」および「平均取得率」は平成 22 年を上回っている（H22：平均付与日数 18.0 日、平均取得日数 8.9 日、平均取得率 49.3%）

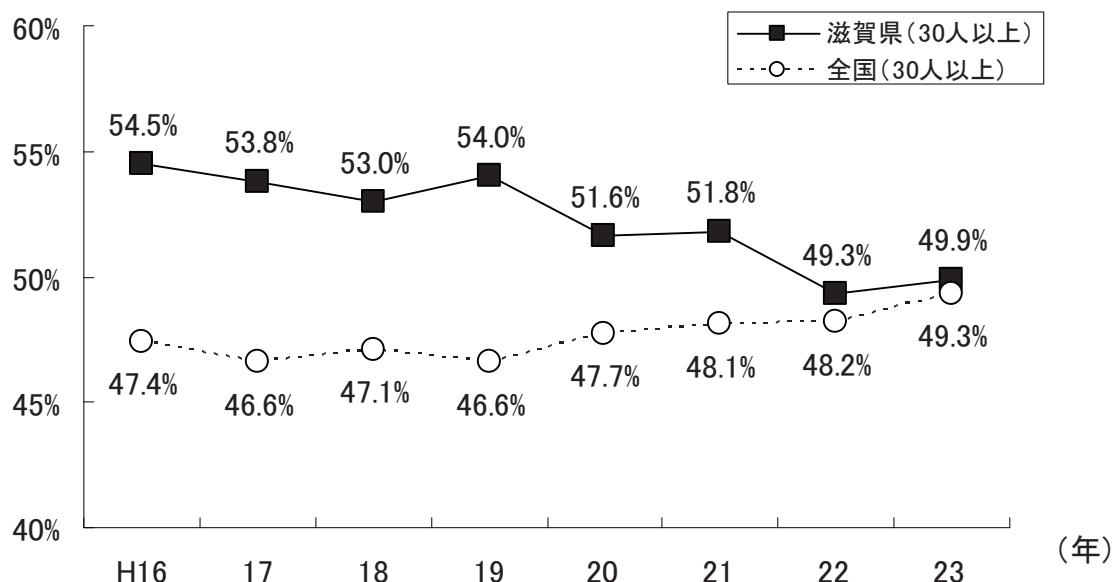
表 3 労働者 1 人あたりの年次有給休暇の付与日数および取得日数

	有効回答 事業所数	1労働者あたりの 平均付与日数 (繰越分除く)	1労働者あたりの 平均取得日数	1労働者あたりの 平均取得率
全体	480	18.4	9.1	49.6%
30人以上	343	18.6	9.3	49.9%
10～29人	137	15.9	7.3	46.0%
30～49人	59	16.1	7.4	45.8%
50～99人	55	15.1	7.7	51.1%
100～299人	79	17.3	7.6	44.1%
300～999人	47	17.7	8.0	45.2%
1,000人以上	95	20.3	10.8	53.2%
建設業	42	16.5	6.5	39.2%
製造業	107	19.6	11.4	58.0%
運輸業・通信業	39	16.5	8.7	53.0%
卸売・小売業	89	17.1	4.8	28.3%
金融・保険業	25	19.0	8.2	43.0%
飲食店・宿泊業	25	10.9	5.6	51.7%
医療・福祉	64	15.0	7.3	48.4%
教育・学習支援業	18	19.9	7.0	35.2%
サービス業	71	17.5	8.2	46.7%
労働組合がある	158	19.6	10.3	52.6%
労働組合がない	320	16.7	7.4	44.4%

※平均付与日数と平均取得日数は一般労働者数で加重平均している。

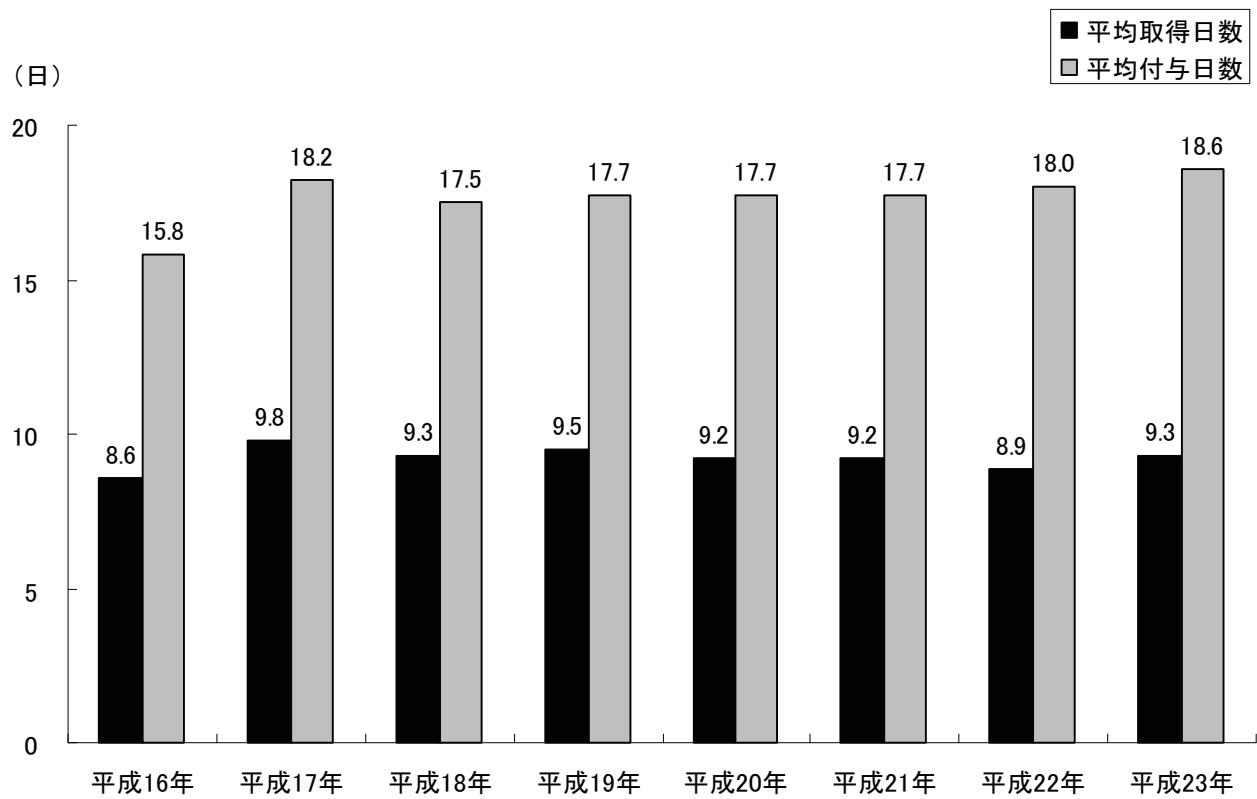
※「平均取得率」は端数処理前の「平均取得日数」を「平均付与日数」で除したものである。

図 5-1 年次有給休暇取得率の推移



※全国の数値は厚生労働省「就労条件総合調査」

図 5-2 年次有給休暇の平均取得日数および平均付与日数の推移（滋賀県・30人以上）



(6) 年次有給休暇の取得単位

年次有給休暇の取得単位については、「半日単位の取得を認めている」とした事業所の割合が55.0%と最も高くなっている。

図6 年次有給休暇の取得単位（全体）

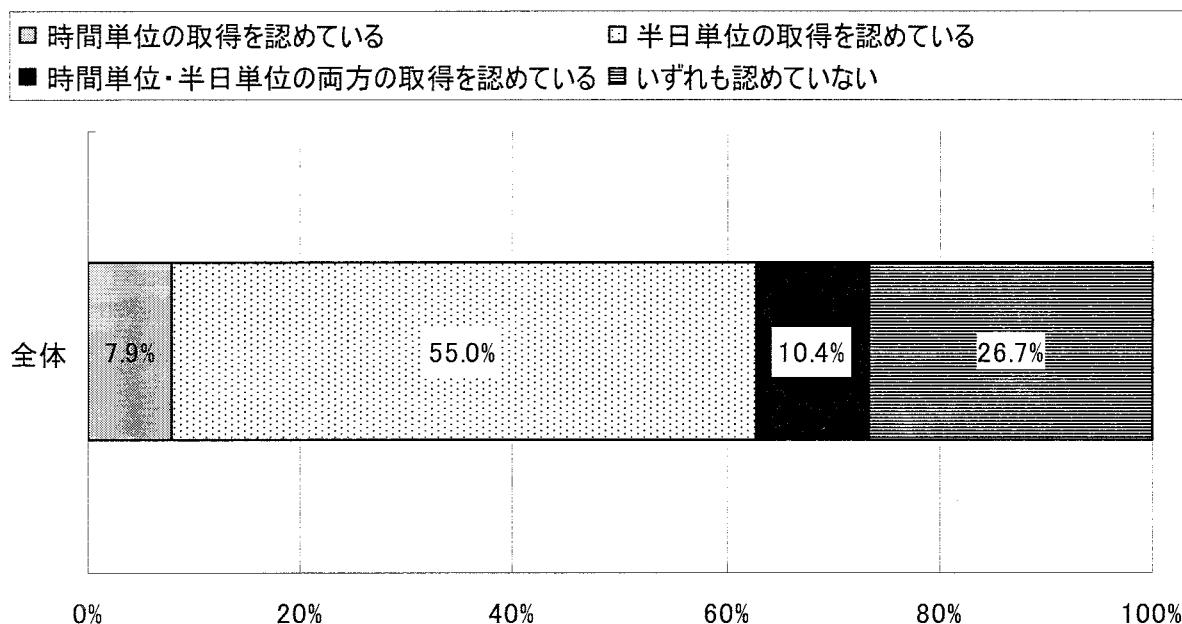


表4 年次有給休暇の取得単位

	有効回答数	時間単位の取得を認めている	半日単位の取得を認めている	時間単位・半日単位の両方の取得を認めている	いずれも認めていない	計
全体	509	7.9%	55.0%	10.4%	26.7%	100.0%
10～29人	148	11.5%	52.0%	10.8%	25.7%	100.0%
30～49人	60	3.3%	58.3%	13.3%	25.0%	100.0%
50～99人	60	10.0%	48.3%	15.0%	26.7%	100.0%
100～299人	80	3.8%	63.8%	7.5%	25.0%	100.0%
300～999人	46	13.0%	63.0%	6.5%	17.4%	100.0%
1,000人以上	100	6.0%	52.0%	8.0%	34.0%	100.0%
建設業	46	4.3%	65.2%	2.2%	28.3%	100.0%
製造業	113	2.7%	69.9%	8.0%	19.5%	100.0%
運輸業・通信業	41	0.0%	58.5%	7.3%	34.1%	100.0%
卸売・小売業	96	8.3%	46.9%	7.3%	37.5%	100.0%
金融・保険業	26	7.7%	53.8%	11.5%	26.9%	100.0%
飲食店・宿泊業	27	11.1%	44.4%	11.1%	33.3%	100.0%
医療・福祉	65	20.0%	41.5%	29.2%	9.2%	100.0%
教育・学習支援業	17	5.9%	41.2%	11.8%	41.2%	100.0%
サービス業	78	10.3%	53.8%	7.7%	28.2%	100.0%
労働組合がある	165	8.5%	59.4%	8.5%	23.6%	100.0%
労働組合がない	341	7.6%	52.8%	11.1%	28.4%	100.0%

(7) 年次有給休暇以外の有給休暇制度

年次有給休暇以外の有給休暇制度については「妻が出産した場合の夫の休暇」がある事業所の割合が44.0%と最も高く、次いで「夏季休暇」が38.2%、「リフレッシュ休暇」が18.5%となっている。

図7 年次有給休暇以外の有給休暇制度（複数回答）

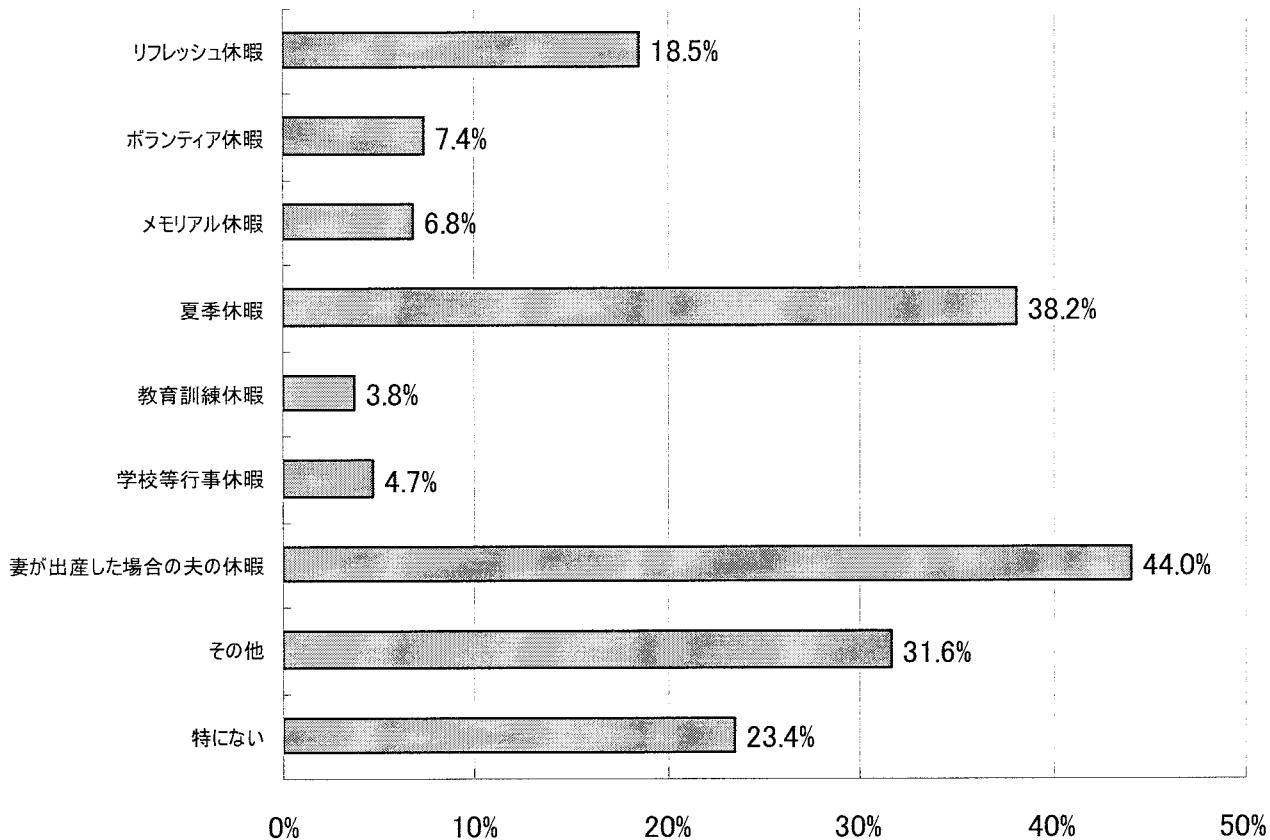


表5 年次有給休暇以外の有給休暇制度（複数回答）

	有効回答数	リフレッシュ休暇	ボランティア休暇	メモリアル休暇	夏季休暇	教育訓練休暇	学校等行事休暇	妻が出産した場合の夫の休暇	その他	特ない
全体	529	18.5%	7.4%	6.8%	38.2%	3.8%	4.7%	44.0%	31.6%	23.4%
10~29人	155	5.8%	3.9%	2.6%	39.4%	7.7%	9.0%	32.9%	23.9%	30.3%
30~49人	63	7.9%	4.8%	1.6%	34.9%	4.8%	4.8%	36.5%	28.6%	30.2%
50~99人	59	8.5%	10.2%	10.2%	42.4%	1.7%	5.1%	42.4%	37.3%	27.1%
100~299人	81	13.6%	2.5%	6.2%	42.0%	0.0%	0.0%	53.1%	39.5%	23.5%
300~999人	46	37.0%	15.2%	4.3%	54.3%	0.0%	8.7%	54.3%	28.3%	8.7%
1,000人以上	101	48.5%	14.9%	16.8%	26.7%	4.0%	0.0%	59.4%	38.6%	13.9%
建設業	46	13.0%	4.3%	2.2%	54.3%	4.3%	2.2%	41.3%	34.8%	26.1%
製造業	112	21.4%	7.1%	5.4%	39.3%	6.3%	4.5%	45.5%	29.5%	26.8%
運輸業・通信業	39	25.6%	15.4%	2.6%	35.9%	0.0%	0.0%	43.6%	17.9%	28.2%
卸売・小売業	102	14.7%	2.9%	5.9%	23.5%	2.0%	2.0%	44.1%	22.5%	22.5%
金融・保険業	26	65.4%	3.8%	50.0%	38.5%	3.8%	0.0%	65.4%	65.4%	0.0%
飲食店・宿泊業	32	9.4%	0.0%	12.5%	18.8%	3.1%	3.1%	15.6%	34.4%	37.5%
医療・福祉	68	8.8%	8.8%	1.5%	51.5%	5.9%	10.3%	36.8%	36.8%	23.5%
教育・学習支援業	19	5.3%	15.8%	5.3%	52.6%	5.3%	15.8%	63.2%	36.8%	15.8%
サービス業	85	18.8%	11.8%	3.5%	40.0%	2.4%	7.1%	49.4%	32.9%	20.0%
労働組合がある	167	41.9%	15.0%	11.4%	30.5%	2.4%	4.2%	62.9%	37.1%	13.2%
労働組合がない	359	7.5%	3.9%	4.5%	41.5%	4.5%	5.0%	35.4%	28.7%	28.4%

【労働時間】

(8) 変形労働時間制の実施形態

変形労働時間制については、「1か月単位の変形労働時間制」を採用している事業所の割合が29.2%と最も高く、ついで「1年単位の変形労働時間制」が22.7%となっている。

図8 変形労働時間制の実施形態（複数回答）

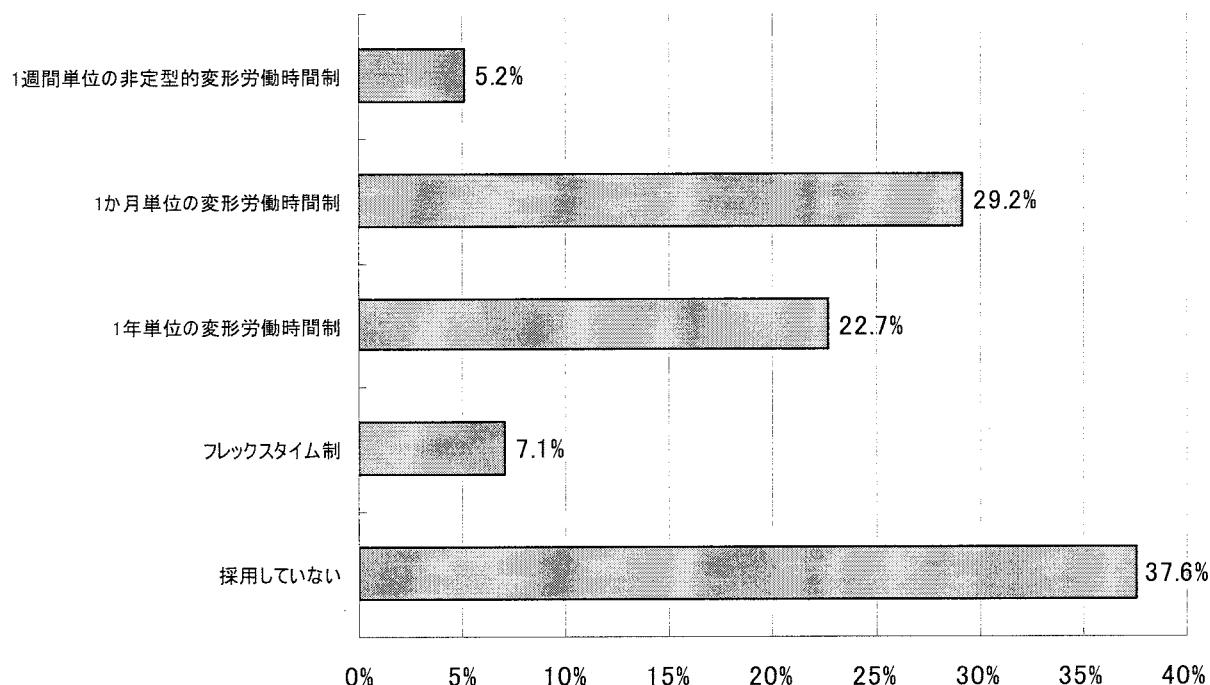


表6 変形労働時間制の実施形態（複数回答）

	有効回答数	1週間単位の非定型的変形労働時間制	1か月単位の変形労働時間制	1年単位の変形労働時間制	フレックスタイム制	採用していない
全体	524	5.2%	29.2%	22.7%	7.1%	37.6%
10~29人	151	8.6%	16.6%	16.6%	4.6%	48.3%
30~49人	60	6.7%	20.0%	33.3%	5.0%	40.0%
50~99人	61	4.9%	27.9%	37.7%	3.3%	29.5%
100~299人	82	3.7%	31.7%	26.8%	9.8%	35.4%
300~999人	46	0.0%	50.0%	19.6%	6.5%	30.4%
1,000人以上	100	3.0%	49.0%	20.0%	14.0%	26.0%
建設業	46	0.0%	10.9%	28.3%	2.2%	58.7%
製造業	110	1.8%	12.7%	39.1%	11.8%	40.9%
運輸業・通信業	42	4.8%	35.7%	33.3%	7.1%	28.6%
卸売・小売業	100	7.0%	47.0%	17.0%	3.0%	25.0%
金融・保険業	26	0.0%	26.9%	7.7%	11.5%	57.7%
飲食店・宿泊業	32	12.5%	46.9%	28.1%	9.4%	12.5%
医療・福祉	66	10.6%	40.9%	9.1%	1.5%	34.8%
教育・学習支援業	19	0.0%	36.8%	31.6%	5.3%	26.3%
サービス業	83	6.0%	19.3%	10.8%	10.8%	49.4%
労働組合がある	166	1.2%	39.8%	23.5%	13.9%	31.3%
労働組合がない	355	6.8%	24.2%	22.5%	3.9%	40.6%

(9) 労働時間短縮のための取組み

労働時間短縮のための取組みについては、「所定外労働時間の削減」に取り組んでいると回答した事業所の割合が最も高く36.2%となっている。次いで「ノー残業デー・ノー残業ウィークの設定」が27.1%、「変形労働時間制の導入・活用」が22.2%となっている。

図9 労働時間短縮のための取組み（複数回答）

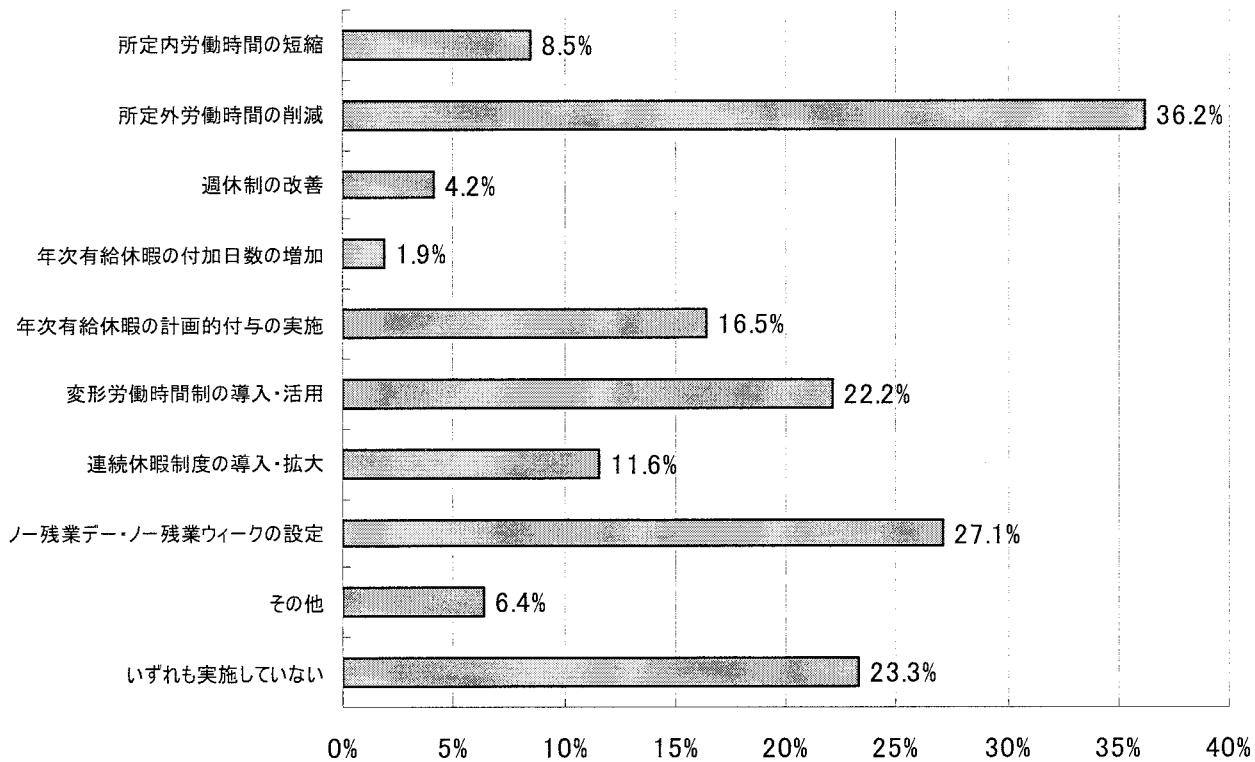


表7 労働時間短縮のための取組み（複数回答）

	有効回答数	所定内労働時間の短縮	所定外労働時間の削減	週休制の改善	年次有給休暇の付加日数の増加	年次有給休暇の計画的付与の実施	変形労働時間制の導入・活用	連続休暇制度の導入・拡大	ノー残業デー・ノー残業ウィークの設定	その他	いずれも実施していない
全体	528	8.5%	36.2%	4.2%	1.9%	16.5%	22.2%	11.6%	27.1%	6.4%	23.3%
10～29人	156	12.2%	21.8%	6.4%	1.3%	9.0%	13.5%	3.8%	9.0%	4.5%	38.5%
30～49人	61	11.5%	36.1%	8.2%	0.0%	11.5%	23.0%	9.8%	11.5%	8.2%	23.0%
50～99人	59	5.1%	35.6%	1.7%	0.0%	15.3%	28.8%	10.2%	22.0%	5.1%	28.8%
100～299人	82	3.7%	41.5%	2.4%	2.4%	14.6%	28.0%	6.1%	25.6%	13.4%	19.5%
300～999人	47	2.1%	46.8%	0.0%	0.0%	21.3%	19.1%	14.9%	48.9%	6.4%	12.8%
1,000人以上	100	11.0%	54.0%	2.0%	5.0%	35.0%	32.0%	30.0%	62.0%	4.0%	5.0%
建設業	45	0.0%	26.7%	11.1%	2.2%	11.1%	13.3%	8.9%	17.8%	6.7%	26.7%
製造業	111	8.1%	39.6%	5.4%	0.9%	21.6%	18.0%	6.3%	28.8%	2.7%	26.1%
運輸業・通信業	42	14.3%	50.0%	2.4%	4.8%	11.9%	38.1%	7.1%	14.3%	4.8%	16.7%
卸売・小売業	102	7.8%	36.3%	3.9%	2.9%	12.7%	32.4%	13.7%	33.3%	10.8%	19.6%
金融・保険業	25	4.0%	64.0%	0.0%	0.0%	56.0%	8.0%	60.0%	92.0%	4.0%	4.0%
飲食店・宿泊業	30	20.0%	40.0%	6.7%	3.3%	6.7%	23.3%	6.7%	20.0%	3.3%	16.7%
医療・福祉	68	10.3%	19.1%	4.4%	1.5%	14.7%	25.0%	5.9%	10.3%	7.4%	30.9%
教育・学習支援業	19	0.0%	36.8%	0.0%	5.3%	15.8%	26.3%	21.1%	47.4%	15.8%	10.5%
サービス業	86	9.3%	33.7%	1.2%	0.0%	12.8%	12.8%	9.3%	20.9%	5.8%	30.2%
労働組合がある	167	7.2%	53.3%	1.8%	3.0%	33.5%	28.7%	23.4%	52.7%	5.4%	9.0%
労働組合がない	358	8.7%	28.5%	5.3%	1.4%	8.7%	19.3%	6.1%	15.4%	7.0%	29.9%

【多様な働き方】

(10) 雇用形態の転換制度

非正規社員・職員から正規社員・職員への転換について、制度または実際例のいずれかがある企業は 72.5%であるのに対し、正規社員・職員から非正規社員・職員への転換では 56.1%となっている。

図 10 雇用形態の転換制度と実際例の有無

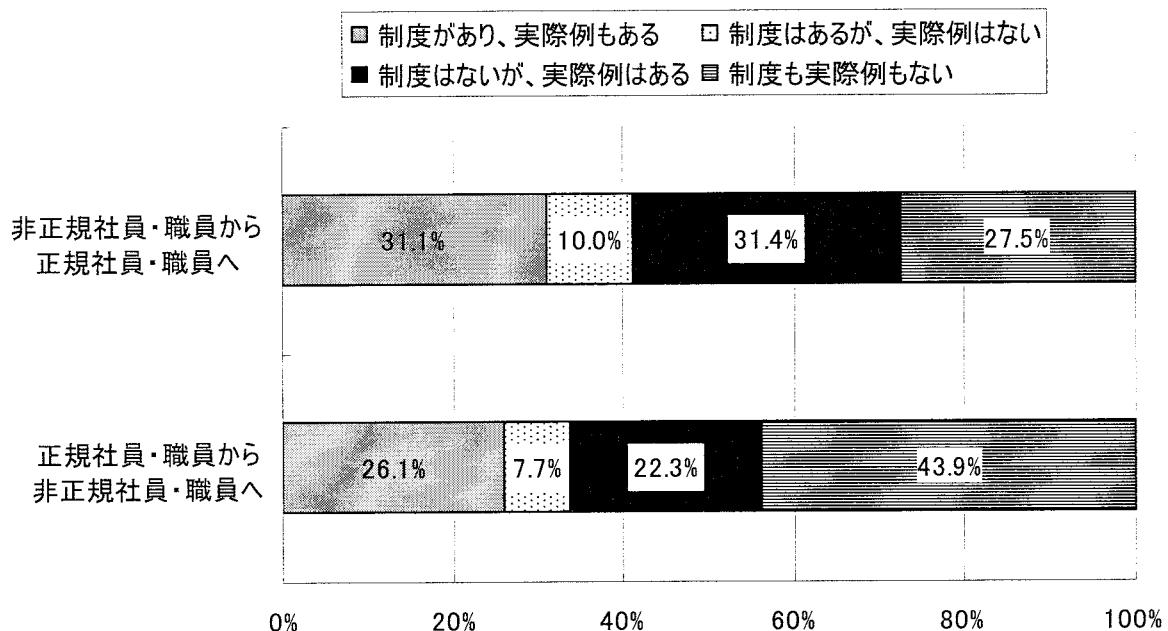


表 8-1 雇用形態の転換制度と実際例の有無（非正規社員・職員から正規社員・職員へ）

非正規から正規へ	有効回答数	制度があり、実際例もある	制度はあるが、実際例はない	制度はないが、実際例はある	制度も実際例もない
全体	528	31.1%	10.0%	31.4%	27.5%
10～29人	153	19.6%	4.6%	28.8%	47.1%
30～49人	64	18.8%	9.4%	48.4%	23.4%
50～99人	60	30.0%	3.3%	48.3%	18.3%
100～299人	82	32.9%	8.5%	43.9%	14.6%
300～999人	48	45.8%	14.6%	16.7%	22.9%
1,000人以上	101	51.5%	22.8%	11.9%	13.9%
建設業	45	24.4%	4.4%	31.1%	40.0%
製造業	113	25.7%	7.1%	38.9%	28.3%
運輸業・通信業	42	47.6%	4.8%	23.8%	23.8%
卸売・小売業	101	28.7%	23.8%	20.8%	26.7%
金融・保険業	25	60.0%	12.0%	8.0%	20.0%
飲食店、宿泊業	31	48.4%	9.7%	22.6%	19.4%
医療、福祉	67	34.3%	1.5%	53.7%	10.4%
教育、学習支援業	19	26.3%	0.0%	42.1%	31.6%
サービス業	85	20.0%	11.8%	28.2%	40.0%
労働組合がある	169	43.2%	16.0%	18.9%	21.9%
労働組合がない	356	25.3%	7.3%	37.4%	30.1%

表8-2 雇用形態の転換制度と実際例の有無（正規社員・職員から非正規社員・職員へ）

正規から非正規へ	有効回答数	制度があり、実際例もある	制度はあるが、実際例はない	制度はないが、実際例はある	制度も実際例もない
全体	506	26.1%	7.7%	22.3%	43.9%
10～29人	146	11.6%	6.2%	18.5%	63.7%
30～49人	61	32.8%	4.9%	27.9%	34.4%
50～99人	57	28.1%	5.3%	29.8%	36.8%
100～299人	79	26.6%	6.3%	31.6%	35.4%
300～999人	47	31.9%	2.1%	19.1%	46.8%
1,000人以上	96	41.7%	18.8%	13.5%	26.0%
建設業	45	17.8%	6.7%	15.6%	60.0%
製造業	109	32.1%	2.8%	21.1%	44.0%
運輸業・通信業	36	33.3%	5.6%	16.7%	44.4%
卸売・小売業	98	17.3%	21.4%	19.4%	41.8%
金融・保険業	25	52.0%	0.0%	32.0%	16.0%
飲食店・宿泊業	28	35.7%	10.7%	14.3%	39.3%
医療・福祉	67	20.9%	6.0%	43.3%	29.9%
教育・学習支援業	18	27.8%	0.0%	27.8%	44.4%
サービス業	80	22.5%	3.8%	15.0%	58.8%
労働組合がある	161	36.6%	9.9%	21.7%	31.7%
労働組合がない	342	21.3%	6.7%	22.8%	49.1%

【育児・介護休業制度】

(11) 育児休業取得率

全調査対象事業所における常用労働者の育児休業取得率は、女性で92.9%となり平成22年の同様の調査より5.5ポイント上昇している。また男性においては2.1%となり0.8ポイント上昇している。

表9 育児休業取得率

	女性		男性	
	出産した女性労働者数	育休取得者の割合	配偶者が出産した男性労働者数	育休取得者の割合
全体	411	92.9%	1102	2.1%
30人以上	382	93.7%	1036	2.2%
10～29人	27	81.5%	64	0.0%
30～49人	37	94.6%	58	0.0%
50～99人	30	93.3%	49	0.0%
100～299人	63	96.8%	146	0.0%
300～999人	58	94.8%	127	2.4%
1,000人以上	194	92.3%	654	2.8%
建設業	8	100.0%	48	0.0%
製造業	142	90.8%	600	2.8%
運輸業・通信業	11	81.8%	114	0.9%
卸売・小売業	25	100.0%	92	3.3%
金融・保険業	36	100.0%	68	1.5%
飲食店・宿泊業	7	100.0%	12	8.3%
医療・福祉	72	95.8%	32	0.0%
教育・学習支援業	79	89.9%	46	0.0%
サービス業	31	90.3%	90	0.0%
労働組合がある	198	93.9%	776	3.0%
労働組合がない	213	92.0%	324	0.0%

図 11-1 育児休業取得率の推移（女性）

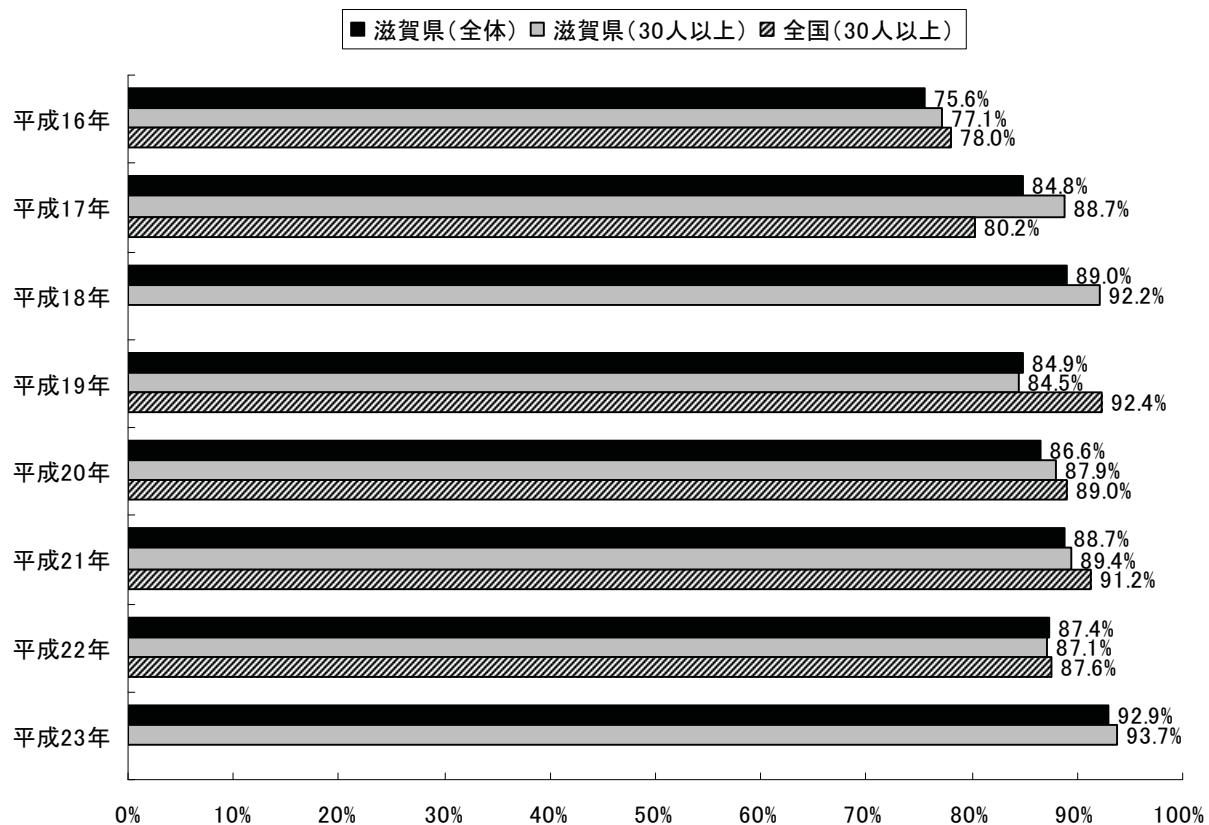
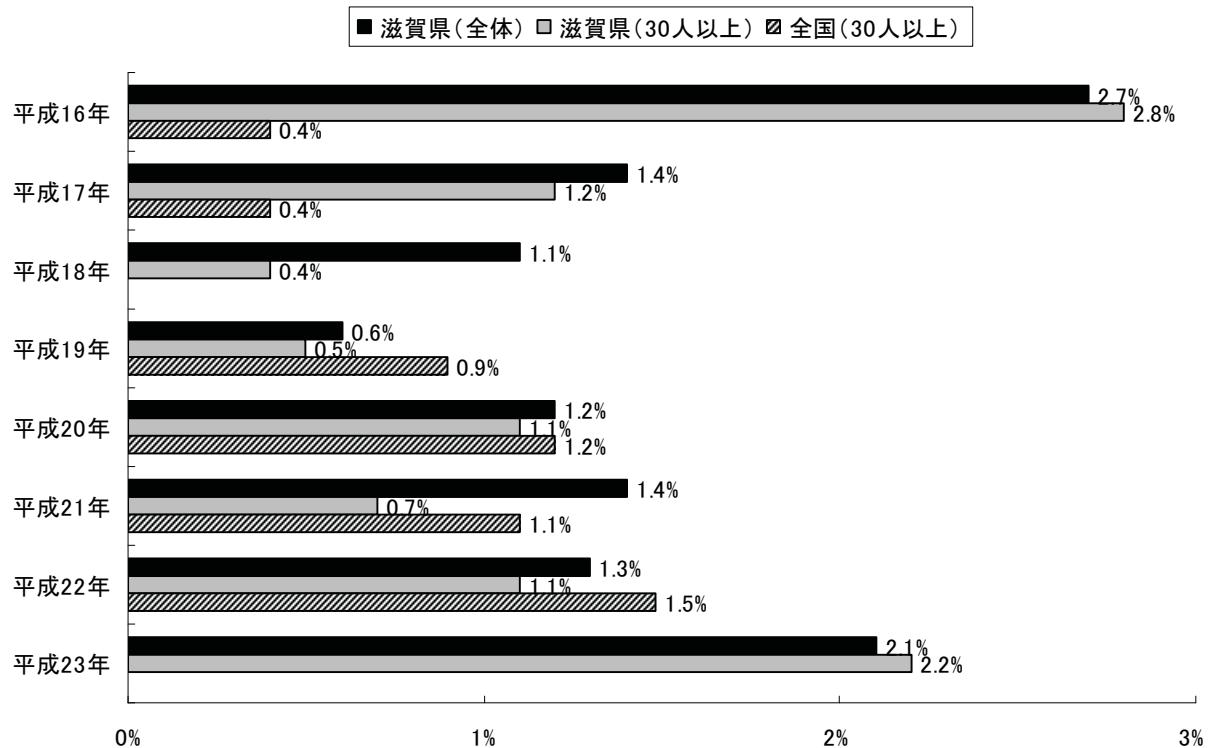


図 11-2 育児休業取得率の推移（男性）

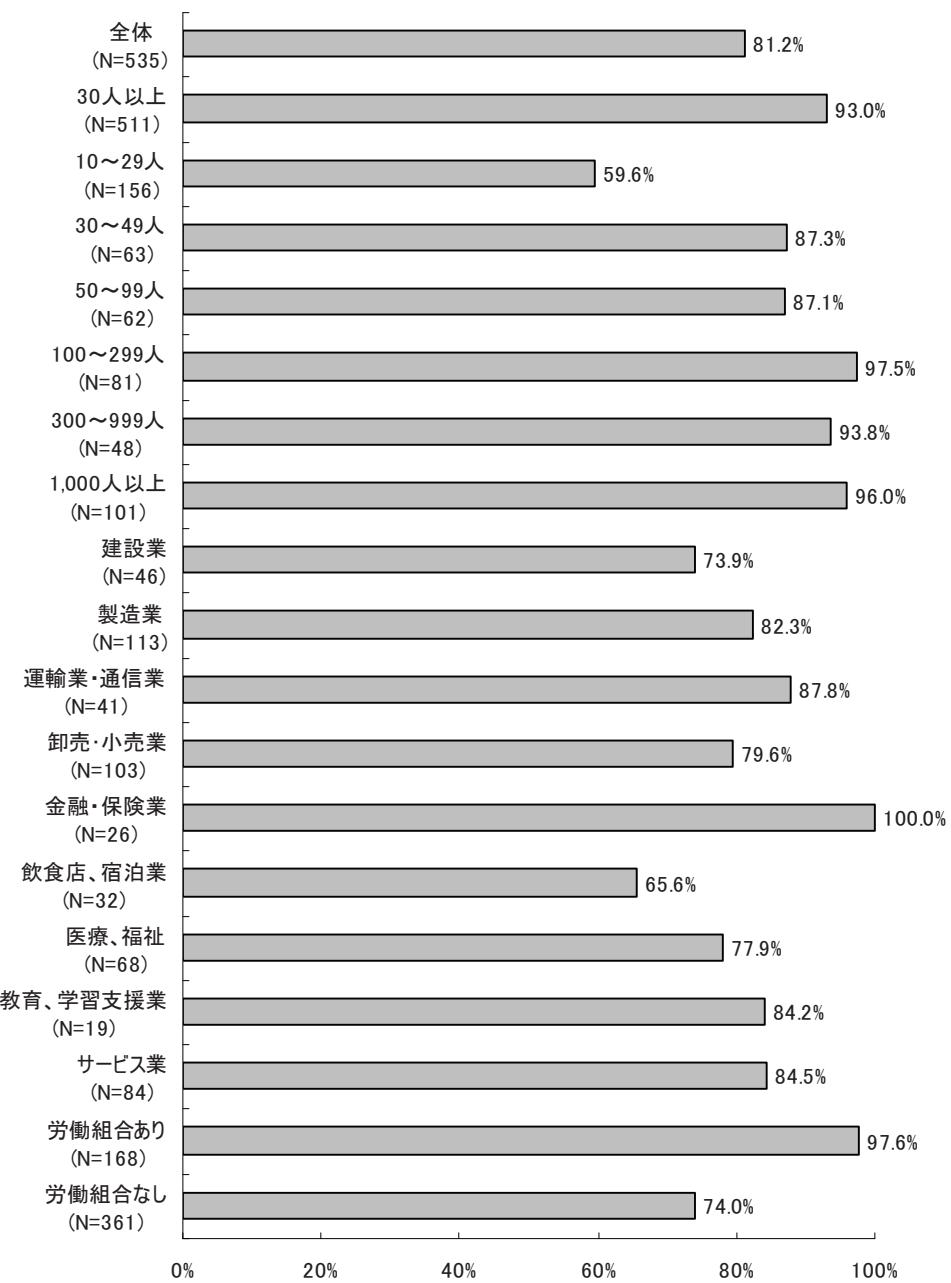


※男性、女性とも全国の数値は厚生労働省「雇用均等基本調査」

(12) 育児休業制度の有無

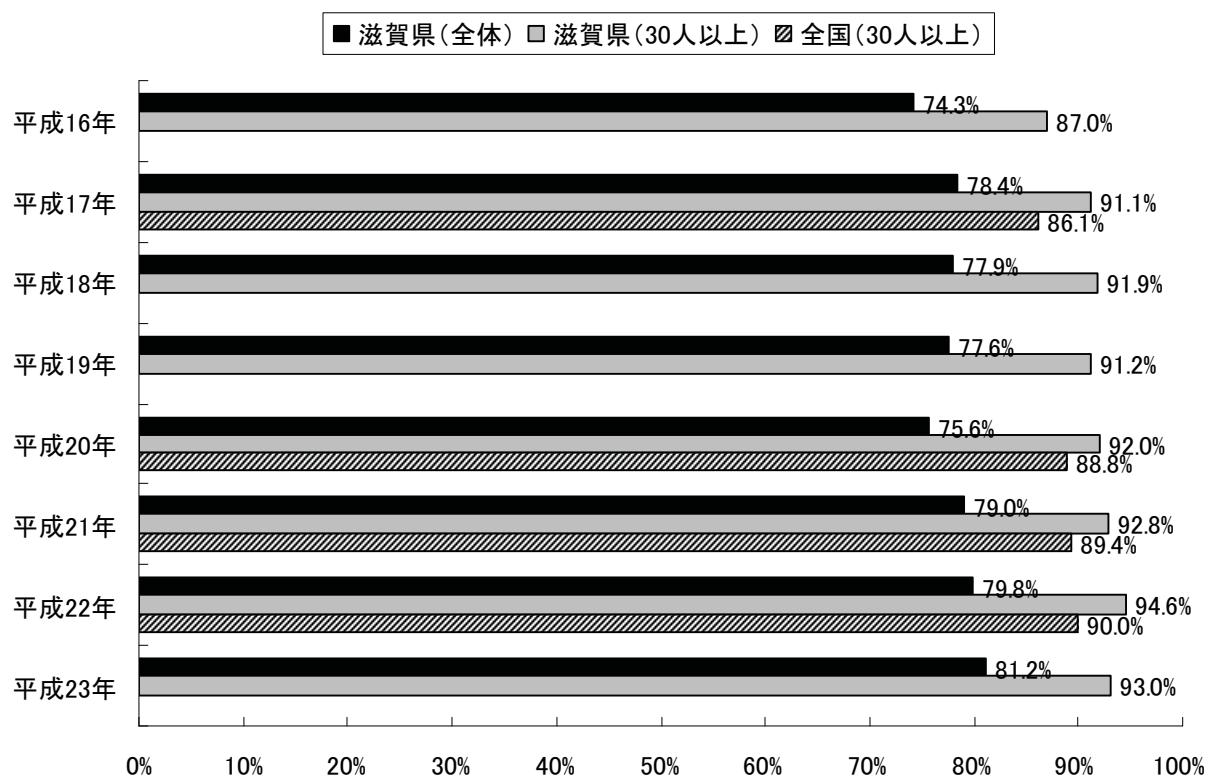
全調査対象事業所における育児休業制度が「ある」事業所の割合は81.2%となり、平成22年の同様の調査を1.4ポイント上回っている。

図12-1 育児休業制度の定めがある事業所の割合（全体・企業規模30人以上の事業所・企業規模別・産業別・労働組合の有無別）



※図内のNは、有効回答事業所数を表す

図 12-2 育児休業制度の定めがある事業所の割合の推移



※全国の数値は厚生労働省「雇用均等基本調査」

(13) 育児のために就業規則等で定めている制度

その他育児のために就業規則等で定めている制度については、「育児のために短時間勤務制度」を導入している企業の割合が正規社員・職員で 63.5%、非正規社員・職員で 48.3%となり、両者において最も高くなっている。

図 13 育児のために就業規則等で定めている制度（複数回答）

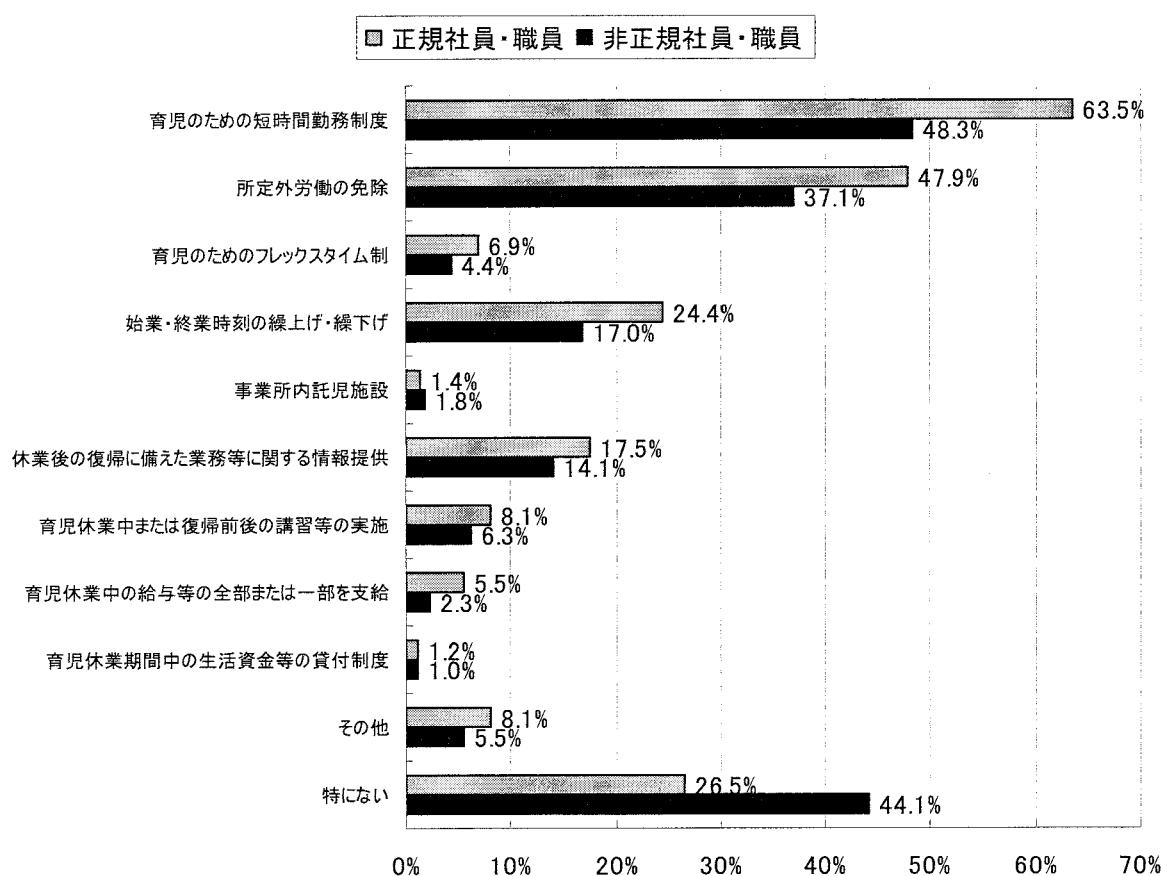


表 10-1 育児のために就業規則等で定めている制度【正規社員・職員】（複数回答）

正規社員・職員	有効回答数	育児のための短時間勤務制度	所定外労働の免除	育児のためのフレックスタイム制	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	事業所内託児施設	休業後の復帰に備えた業務等に関する情報提供	育児休業中または復帰前後の講習等の実施	育児休業中の給与等の全部または一部を支給	育児休業期間中の生活資金等の貸付制度	その他	特になし
全体	491	63.5%	47.9%	6.9%	24.4%	1.4%	17.5%	8.1%	5.5%	1.2%	8.1%	26.5%
10~29人	137	34.3%	21.9%	5.1%	14.6%	0.7%	9.5%	1.5%	2.9%	0.0%	5.1%	52.6%
30~49人	61	65.6%	39.3%	6.6%	23.0%	0.0%	24.6%	4.9%	1.6%	0.0%	1.6%	29.5%
50~99人	55	74.5%	52.7%	7.3%	29.1%	1.8%	7.3%	9.1%	7.3%	1.8%	16.4%	16.4%
100~299人	81	71.6%	60.5%	9.9%	30.9%	0.0%	16.0%	14.8%	4.9%	1.2%	16.0%	12.3%
300~999人	47	83.0%	61.7%	8.5%	38.3%	6.4%	21.3%	4.3%	8.5%	0.0%	6.4%	12.8%
1,000人以上	96	85.4%	74.0%	7.3%	27.1%	1.0%	31.3%	16.7%	10.4%	3.1%	6.3%	7.3%
建設業	42	45.2%	33.3%	7.1%	23.8%	0.0%	9.5%	9.5%	7.1%	0.0%	4.8%	47.6%
製造業	110	69.1%	50.0%	8.2%	24.5%	0.0%	20.9%	8.2%	4.5%	0.9%	6.4%	21.8%
運輸業・通信業	36	63.9%	44.4%	8.3%	25.0%	0.0%	8.3%	8.3%	11.1%	8.3%	5.6%	25.0%
卸売・小売業	95	64.2%	50.5%	3.2%	30.5%	0.0%	9.5%	3.2%	4.2%	0.0%	8.4%	23.2%
金融・保険業	25	96.0%	92.0%	0.0%	16.0%	0.0%	68.0%	36.0%	8.0%	0.0%	12.0%	0.0%
飲食店・宿泊業	25	48.0%	20.0%	8.0%	16.0%	0.0%	8.0%	0.0%	8.0%	0.0%	8.0%	48.0%
医療・福祉	64	57.8%	46.9%	7.8%	21.9%	9.4%	20.3%	7.8%	1.6%	3.1%	9.4%	28.1%
教育・学習支援業	17	64.7%	52.9%	11.8%	52.9%	5.9%	11.8%	5.9%	11.8%	0.0%	29.4%	23.5%
サービス業	77	63.6%	45.5%	9.1%	18.2%	0.0%	16.9%	7.8%	5.2%	0.0%	6.5%	27.3%
労働組合がある	160	82.5%	70.6%	7.5%	29.4%	1.3%	24.4%	13.1%	10.0%	2.5%	10.0%	8.8%
労働組合がない	330	54.5%	37.0%	6.7%	22.1%	1.5%	14.2%	5.8%	3.3%	0.6%	7.0%	35.2%

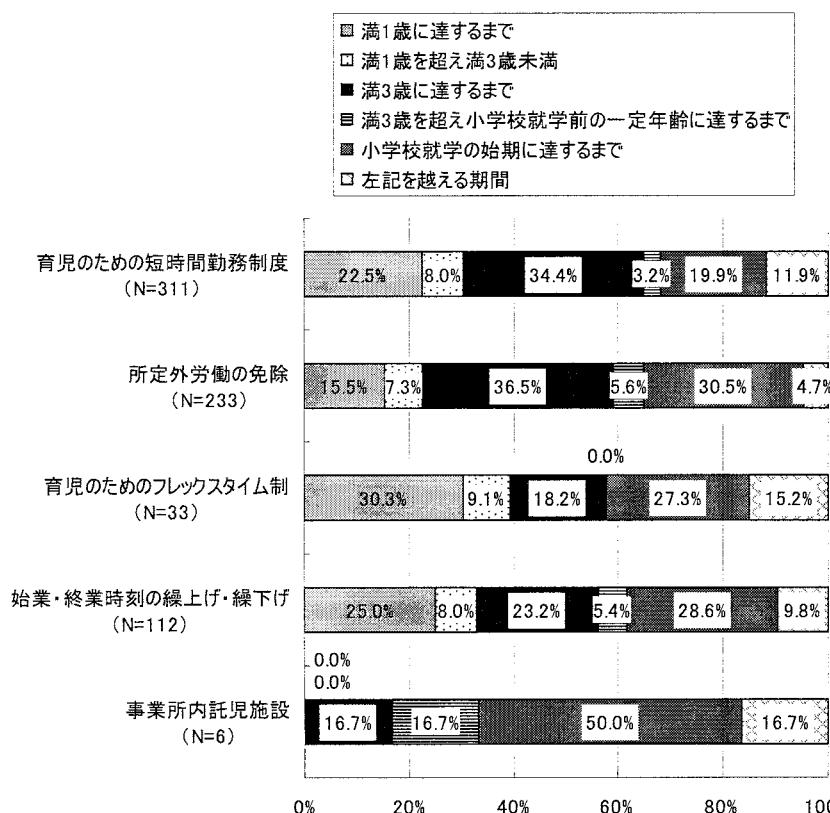
表 10-2 育児のために就業規則等で定めている制度【非正規社員・職員】(複数回答)

非正規社員・職員	有効回答数	育児のための短時間勤務制度	所定外労働の免除	育児のためのフレックスタイム制	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	事業所内託児施設	休業後の復帰に備えた業務等に関する情報提供	育児休業中または復帰前後の講習等の実施	育児休業中の給与等の全部または一部を支給	育児休業期間中の生活資金等の貸付制度	その他	特がない
全体	383	48.3%	37.1%	4.4%	17.0%	1.8%	14.1%	6.3%	2.3%	1.0%	5.5%	44.1%
10~29人	114	20.2%	12.3%	2.6%	8.8%	1.8%	10.5%	0.0%	0.9%	0.9%	2.6%	71.1%
30~49人	41	36.6%	26.8%	2.4%	9.8%	0.0%	17.1%	2.4%	0.0%	0.0%	2.4%	61.0%
50~99人	42	59.5%	38.1%	4.8%	23.8%	2.4%	4.8%	7.1%	2.4%	0.0%	7.1%	35.7%
100~299人	65	58.5%	55.4%	9.2%	24.6%	0.0%	16.9%	12.3%	3.1%	1.5%	13.8%	27.7%
300~999人	32	68.8%	53.1%	9.4%	31.3%	6.3%	21.9%	3.1%	3.1%	0.0%	3.1%	25.0%
1,000人以上	78	74.4%	59.0%	2.6%	19.2%	1.3%	17.9%	14.1%	5.1%	1.3%	3.8%	19.2%
建設業	26	23.1%	26.9%	0.0%	11.5%	0.0%	3.8%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	73.1%
製造業	91	58.2%	44.0%	7.7%	18.7%	1.1%	16.5%	6.6%	3.3%	2.2%	4.4%	35.2%
運輸業・通信業	21	33.3%	23.8%	4.8%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	9.5%	0.0%	9.5%	57.1%
卸売・小売業	69	43.5%	39.1%	0.0%	17.4%	0.0%	8.7%	2.9%	2.9%	0.0%	8.7%	43.5%
金融・保険業	21	95.2%	66.7%	0.0%	9.5%	0.0%	47.6%	38.1%	0.0%	0.0%	4.8%	4.8%
飲食店・宿泊業	23	34.8%	13.0%	0.0%	4.3%	0.0%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%	8.7%	65.2%
医療・福祉	55	36.4%	29.1%	3.6%	16.4%	9.1%	18.2%	5.5%	0.0%	3.6%	7.3%	45.5%
教育・学習支援業	13	61.5%	38.5%	7.7%	46.2%	7.7%	7.7%	0.0%	7.7%	0.0%	15.4%	38.5%
サービス業	64	51.6%	39.1%	9.4%	18.8%	0.0%	15.6%	6.3%	1.6%	0.0%	0.0%	46.9%
労働組合がある	126	71.4%	59.5%	4.8%	20.6%	1.6%	18.3%	10.3%	4.8%	1.6%	7.9%	20.6%
労働組合がない	257	37.0%	26.1%	4.3%	15.2%	1.9%	12.1%	4.3%	1.2%	0.8%	4.3%	55.6%

(14) 育児のための短時間勤務制度等の最長取得期間

「育児のための短時間勤務制度」、「所定外労働の免除」については子どもが「満3歳に達するまで」、「育児のためのフレックスタイム制」では「満1歳に達するまで」、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」と「事業所内託児施設」では「小学校就学の始期に達するまで」と回答した企業の割合が最も高くなっている。

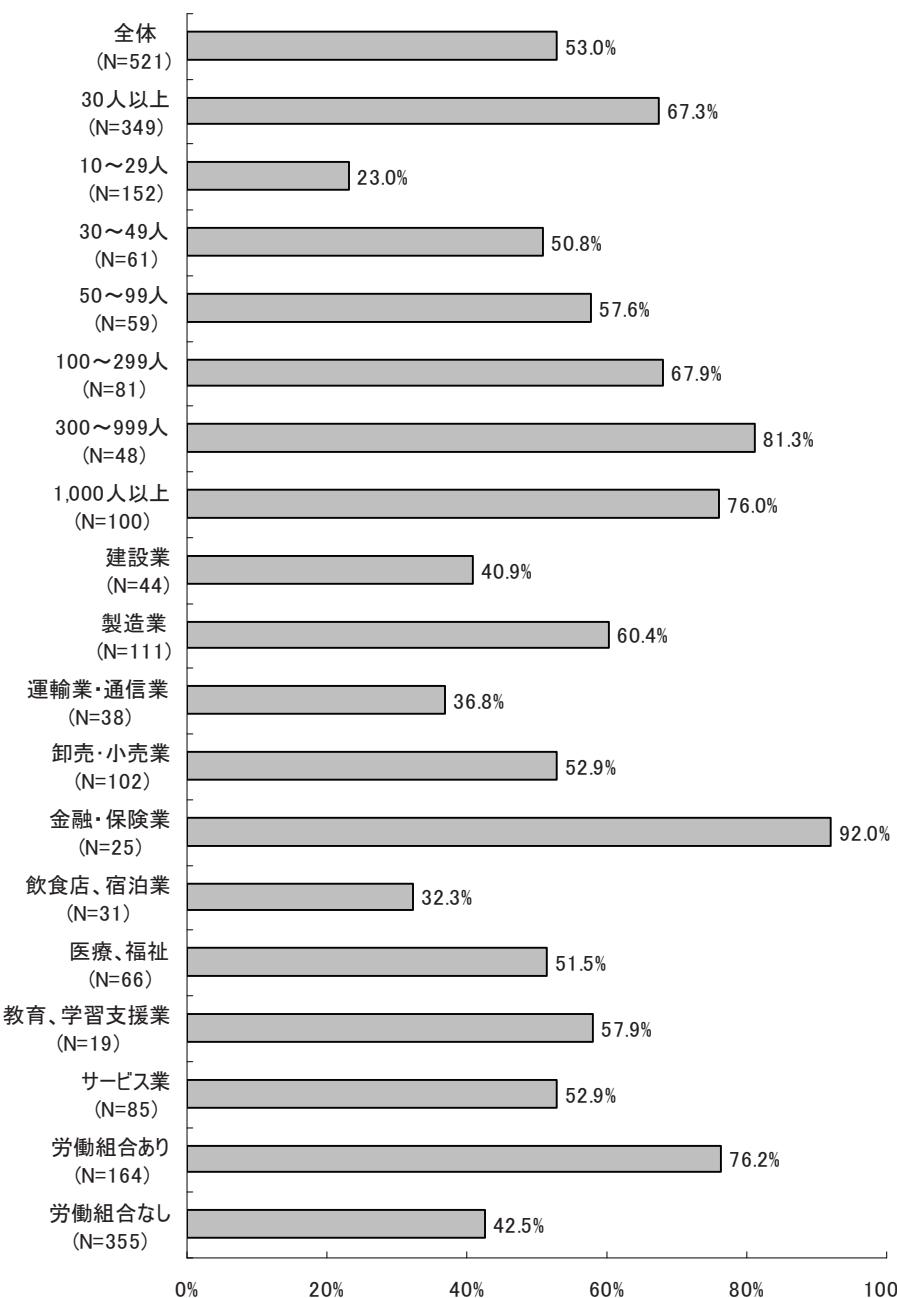
図 14 育児のための短時間勤務制度等（勤務時間短縮等の措置）の最長取得期間



(15) 子の看護休暇制度の有無

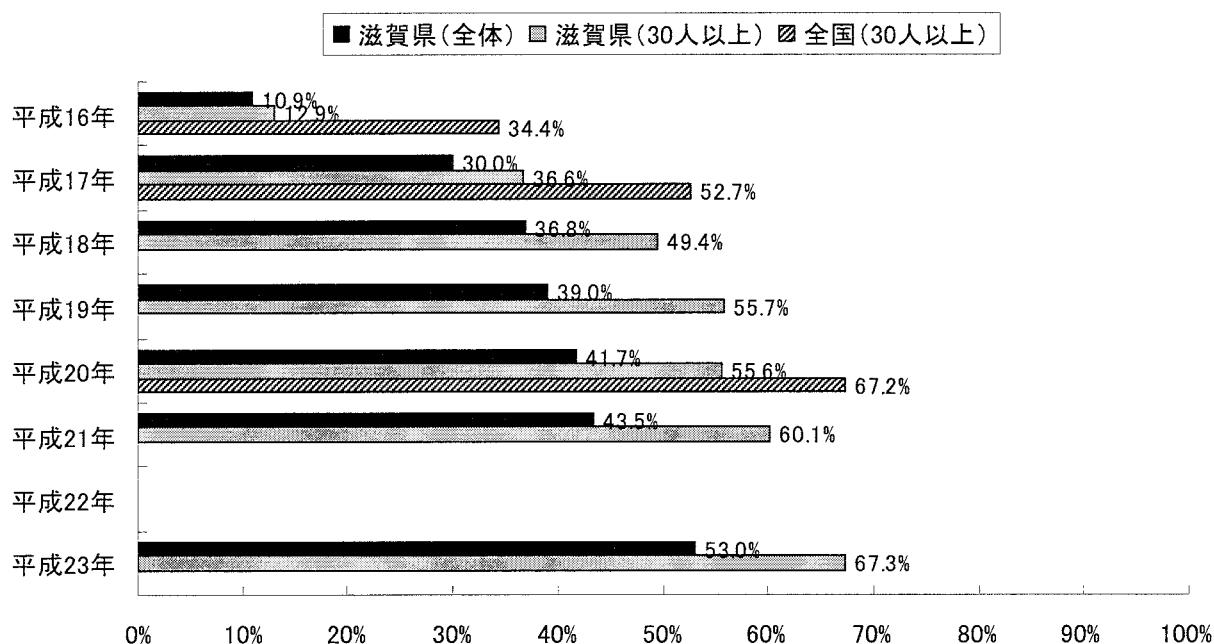
子の看護休暇制度が「ある」と回答した事業所の割合は全体で 53.0%となり、平成 21 年調査を 9.5 ポイント上回っている。企業規模 30 人以上の事業所においては 67.3%となり、平成 21 年より 7.2 ポイント の上昇となっている。

図 15-1 子の看護休暇制度の定めがある事業所の割合（全体・企業規模 30 人以上の事業所・企業規模別・産業別・労働組合の有無別）



※図内の N は、有効回答事業所数を表す

図 15-2 子の看護休暇制度の定めがある事業所の割合の推移

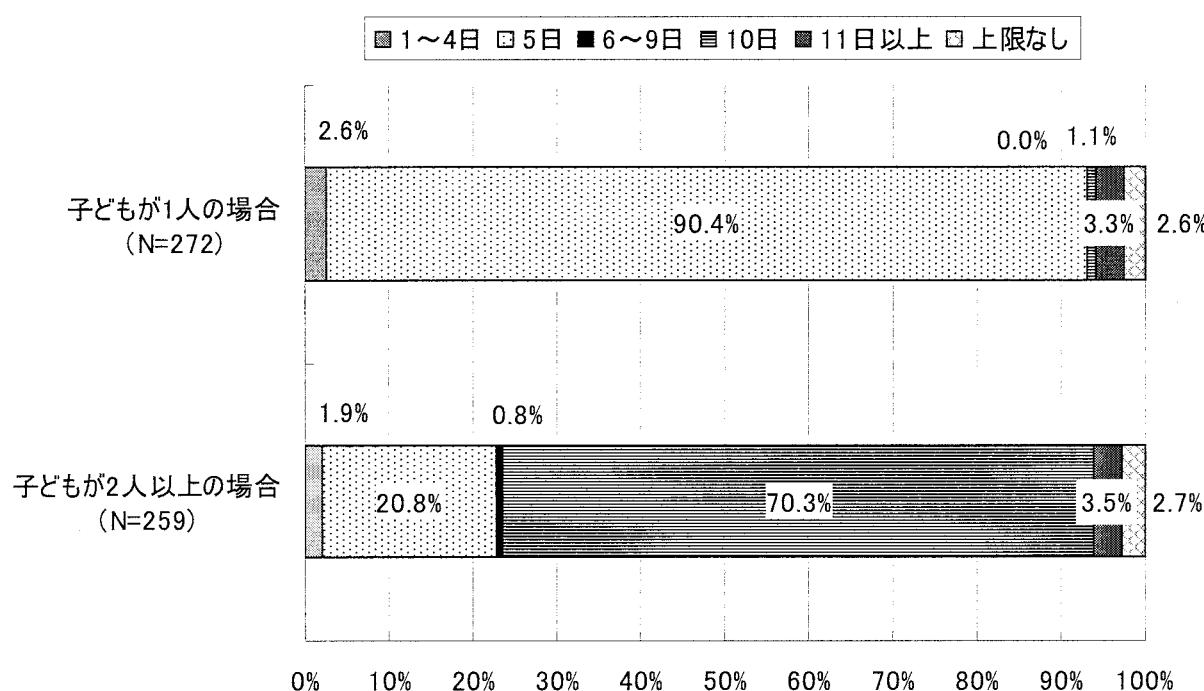


※全国の数値は厚生労働省「雇用均等基本調査」

(16) 子の看護休暇制度の年間利用可能日数

(15) で子の看護休暇制度が「ある」と回答した事業所において、労働者一人あたりの子の看護休暇制度の年間利用可能日数については子どもが1人の場合で「5日」が90.4%、子どもが2人以上の場合で「10日」が70.3%となり、最も高くなっている。

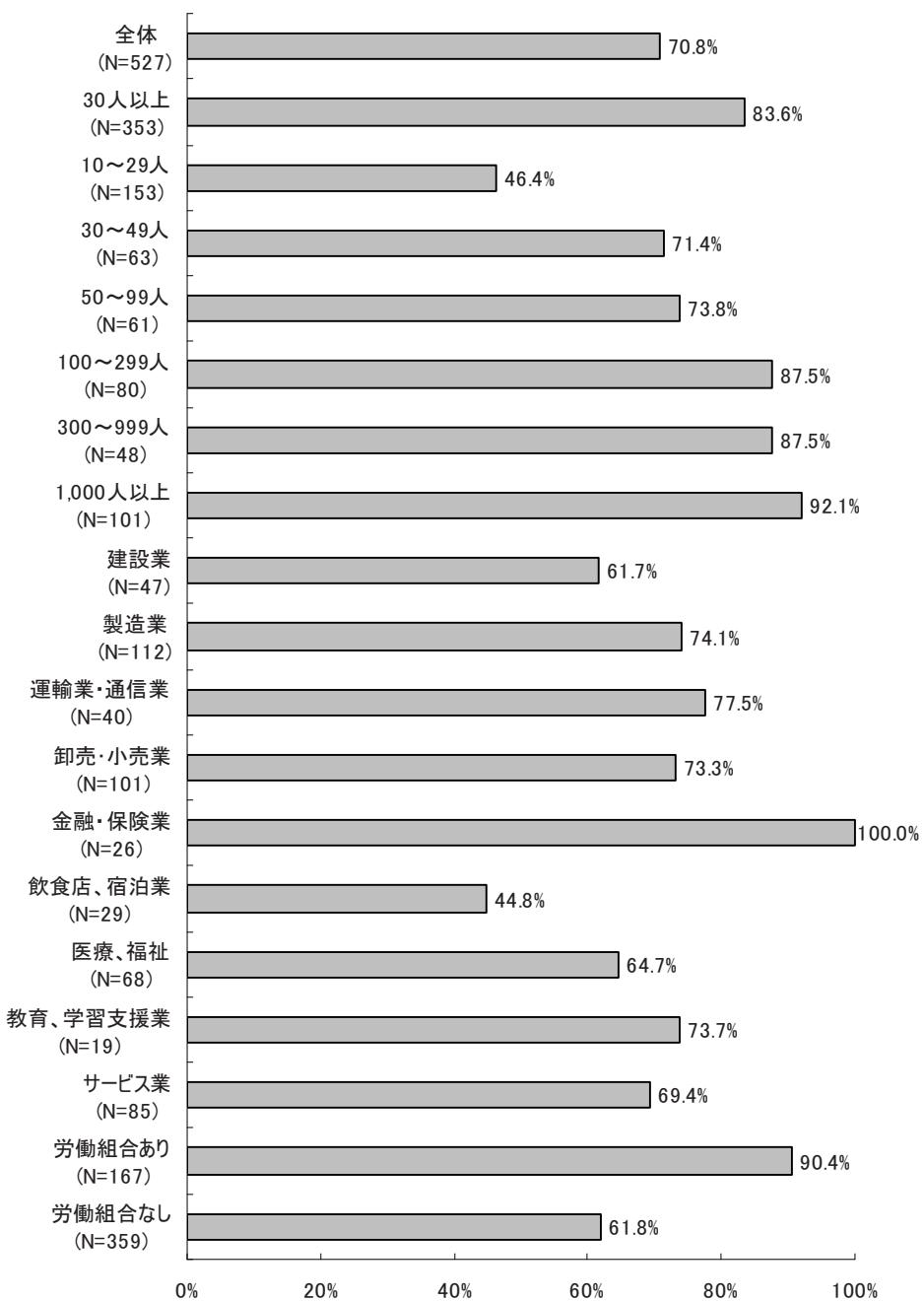
図 16 子の看護休暇制度の年間利用可能日数（労働者1人あたり）



(17) 介護休業制度の有無

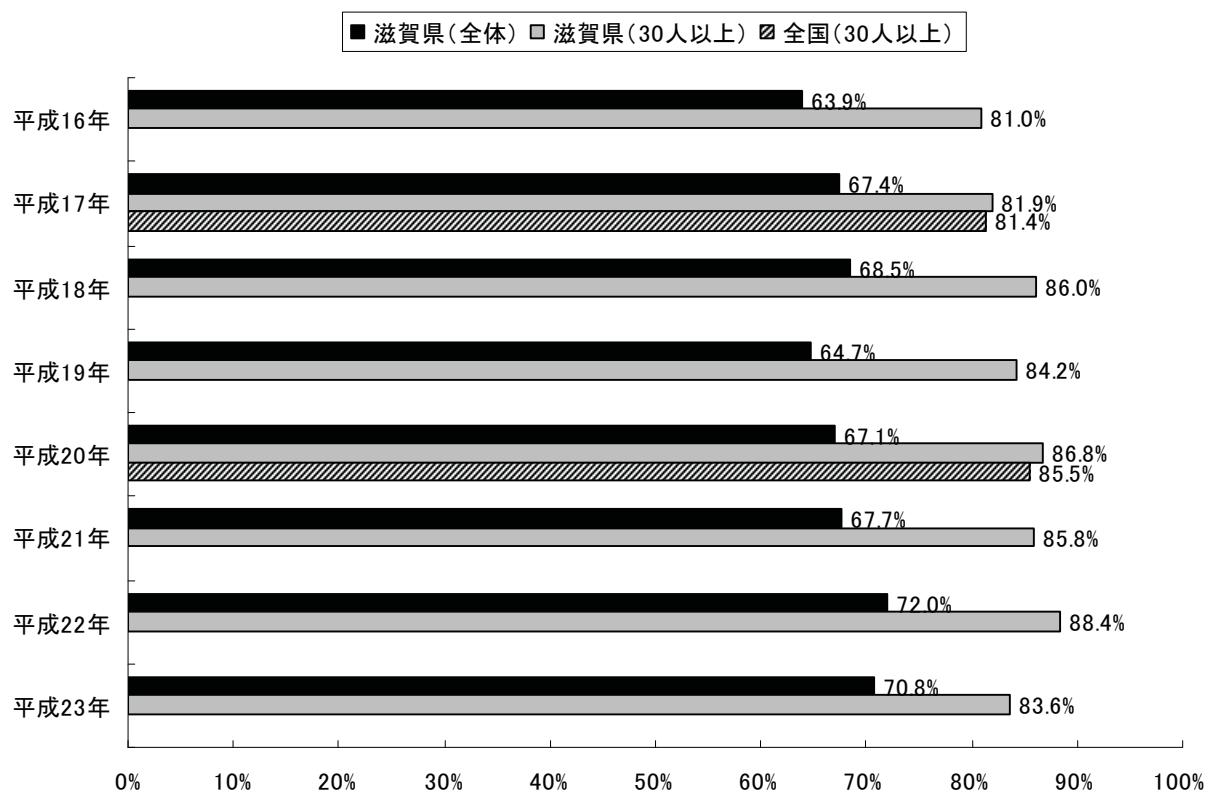
介護休暇制度がある事業所の割合は全体で 70.8%となり、平成 22 年の同様の調査を 1.2 ポイント下回っている。企業規模 30 人以上の事業所においては 83.6%となり、平成 22 年から 4.8 ポイントの減少となっている。

図 17-1 介護休業制度の定めがある事業所の割合（全体・企業規模 30 人以上の事業所・企業規模別・産業別・労働組合の有無別）



※図内の N は、有効回答事業所数を表す

図 17-2 介護休業制度の定めがある事業所の割合の推移



※全国の数値は厚生労働省「雇用均等基本調査」

(18) 過去2年間（平成21年4月1日～平成23年3月31日）における介護休業制度の利用実績

介護休業制度の利用実績においては、「利用実績無し」とした事業所の割合が全体の92.3%である。

次いで「女性のみ利用実績あり」が5.2%、「男女とも利用実績あり」が2.4%となっている。

表 11 介護休業制度の男女別利用実績の有無

	有効回答数	利用実績無し	女性のみ利用実績あり	男性のみ利用実績あり	男女とも利用実績あり	計
全体	504	92.3%	5.2%	0.2%	2.4%	100.0%
10～29人	140	94.3%	5.0%	0.0%	0.7%	100.0%
30～49人	62	91.9%	6.5%	0.0%	1.6%	100.0%
50～99人	58	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
100～299人	80	91.3%	7.5%	0.0%	1.3%	100.0%
300～999人	47	87.2%	12.8%	0.0%	0.0%	100.0%
1,000人以上	98	87.8%	2.0%	1.0%	9.2%	100.0%
建設業	40	95.0%	5.0%	0.0%	0.0%	100.0%
製造業	112	92.0%	6.3%	0.9%	0.9%	100.0%
運輸業・通信業	38	92.1%	5.3%	0.0%	2.6%	100.0%
卸売・小売業	98	98.0%	2.0%	0.0%	0.0%	100.0%
金融・保険業	26	61.5%	15.4%	0.0%	23.1%	100.0%
飲食店・宿泊業	26	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
医療・福祉	63	92.1%	7.9%	0.0%	0.0%	100.0%
教育・学習支援業	18	83.3%	11.1%	0.0%	5.6%	100.0%
サービス業	83	94.0%	2.4%	0.0%	3.6%	100.0%
労働組合がある	165	90.3%	4.2%	0.6%	4.8%	100.0%
労働組合がない	338	93.2%	5.6%	0.0%	1.2%	100.0%

(19) その他介護のために就業規則等で定めている制度

その他介護のために就業規則等で定めている制度については、「介護のための短時間勤務制度」が50.0%と最も高く、次いで「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が15.4%、「介護休業後の復帰に備えた業務等に関する情報提供」が6.1%となっている。

図18 その他介護のために就業規則等で定めている制度（複数回答）

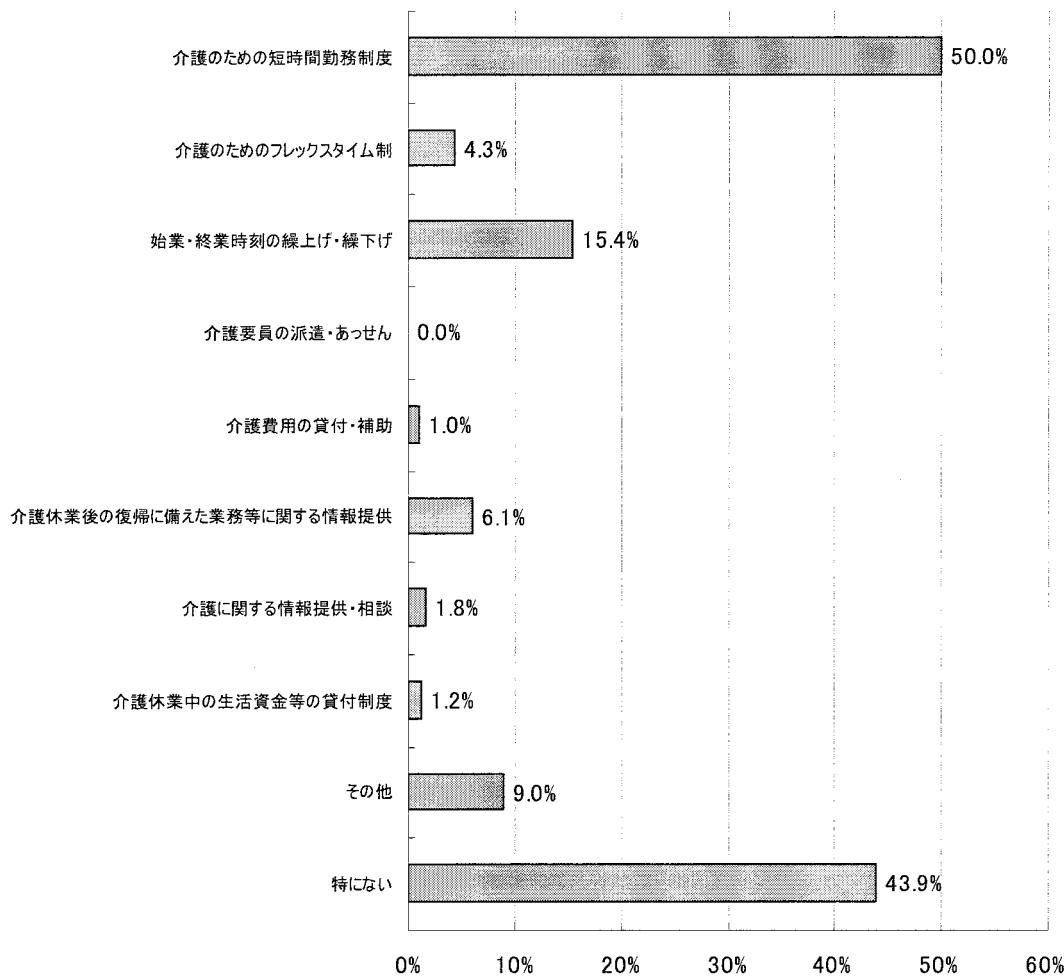


表12 その他介護のために就業規則等で定めている制度（複数回答）

	有効回答数	介護のための短時間勤務制度	介護のためのフレックスタイム制	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	介護要員の派遣・あっせん	介護費用の貸付・補助	介護休業後の復帰に備えた業務等に関する情報提供	介護に関する情報提供・相談	介護休業中の生活資金等の貸付制度	その他	特ない
全体	512	50.0%	4.3%	15.4%	0.0%	1.0%	6.1%	1.8%	1.2%	9.0%	43.9%
10～29人	152	26.3%	3.3%	9.9%	0.0%	0.0%	3.3%	1.3%	0.7%	2.6%	68.4%
30～49人	61	52.5%	1.6%	11.5%	0.0%	1.6%	6.6%	0.0%	0.0%	1.6%	45.9%
50～99人	59	57.6%	3.4%	20.3%	0.0%	0.0%	3.4%	1.7%	0.0%	8.5%	37.3%
100～299人	80	63.8%	6.3%	21.3%	0.0%	2.5%	12.5%	1.3%	2.5%	13.8%	26.3%
300～999人	47	63.8%	6.4%	14.9%	0.0%	0.0%	8.5%	2.1%	0.0%	17.0%	27.7%
1,000人以上	93	68.8%	6.5%	21.5%	0.0%	2.2%	5.4%	3.2%	3.2%	16.1%	23.7%
建設業	46	39.1%	4.3%	21.7%	0.0%	0.0%	2.2%	2.2%	0.0%	2.2%	54.3%
製造業	113	52.2%	7.1%	16.8%	0.0%	1.8%	8.0%	0.9%	1.8%	8.8%	40.7%
運輸業・通信業	34	47.1%	11.8%	23.5%	0.0%	2.9%	2.9%	2.9%	8.8%	5.9%	47.1%
卸売・小売業	100	57.0%	1.0%	13.0%	0.0%	1.0%	4.0%	1.0%	0.0%	7.0%	37.0%
金融・保険業	23	73.9%	0.0%	8.7%	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%	0.0%	34.8%	26.1%
飲食店・宿泊業	30	30.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.7%	66.7%
医療・福祉	65	49.2%	3.1%	9.2%	0.0%	0.0%	12.3%	6.2%	1.5%	10.8%	46.2%
教育・学習支援業	18	44.4%	0.0%	38.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	22.2%	44.4%
サービス業	83	48.2%	6.0%	13.3%	0.0%	1.2%	8.4%	1.2%	0.0%	6.0%	44.6%
労働組合がある	156	63.5%	5.8%	18.6%	0.0%	2.6%	7.1%	1.9%	1.9%	17.9%	26.9%
労働組合がない	354	44.4%	3.7%	14.1%	0.0%	0.3%	5.6%	1.7%	0.8%	5.1%	51.1%

(20) 妊娠・出産・育児または介護を理由として退職した者に対する再雇用制度

妊娠・出産・育児または介護を理由として退職した者に対する再雇用制度については、「再雇用制度はない」と回答した事業所の割合が 68.2% となっている。再雇用制度がある事業所の中では、「正規社員・職員として退職したもの」を正規社員・職員として再雇用」の割合が 21.8% と最も高くなっている。

図 19 再雇用制度の有無（複数回答）

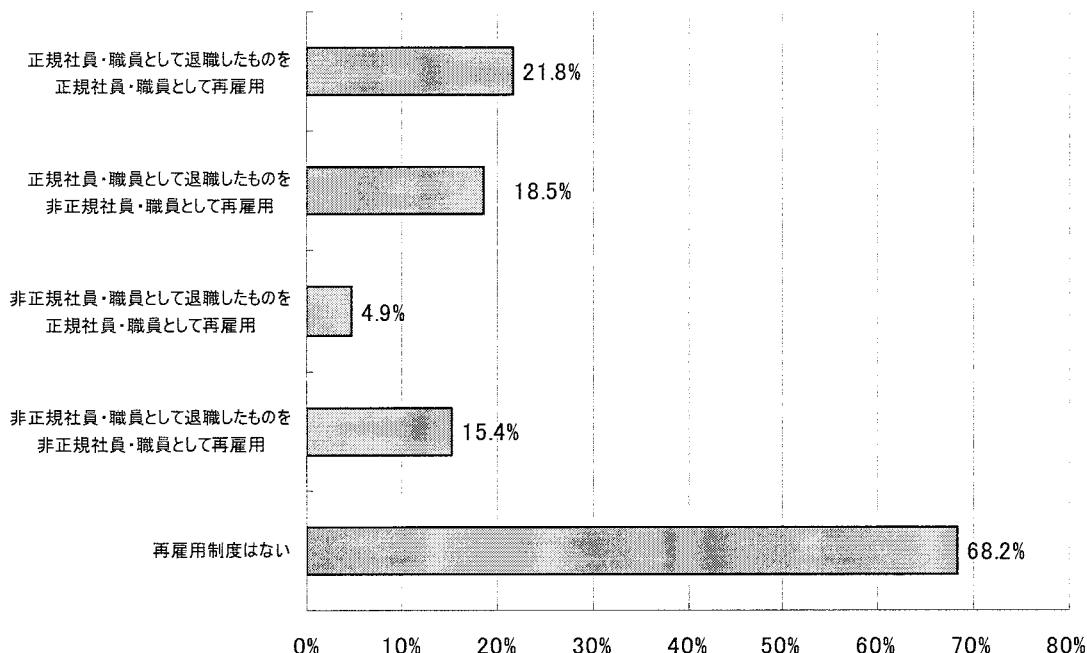


表 13 再雇用制度の有無（複数回答）

	有効回答数	正規社員・職員として退職したもの	正規社員・職員として再雇用	非正規社員・職員として退職したもの	非正規社員・職員として再雇用	再雇用制度はない
全体	513	21.8%	18.5%	4.9%	15.4%	68.2%
10～29人	149	13.4%	8.1%	2.0%	11.4%	78.5%
30～49人	60	11.7%	21.7%	5.0%	13.3%	71.7%
50～99人	59	20.3%	16.9%	1.7%	11.9%	71.2%
100～299人	80	15.0%	15.0%	2.5%	11.3%	78.8%
300～999人	48	20.8%	12.5%	4.2%	6.3%	77.1%
1,000人以上	96	47.9%	38.5%	12.5%	30.2%	35.4%
建設業	45	13.3%	8.9%	0.0%	4.4%	80.0%
製造業	108	7.4%	12.0%	0.9%	6.5%	79.6%
運輸業・通信業	23	39.1%	13.0%	4.3%	8.7%	95.7%
卸売・小売業	99	31.3%	13.1%	5.1%	23.2%	61.6%
金融・保険業	25	60.0%	60.0%	24.0%	28.0%	28.0%
飲食店・宿泊業	31	19.4%	19.4%	6.5%	29.0%	64.5%
医療・福祉	68	30.9%	30.9%	13.2%	25.0%	57.4%
教育・学習支援業	19	15.8%	26.3%	0.0%	10.5%	73.7%
サービス業	85	15.3%	17.6%	1.2%	11.8%	76.5%
労働組合がある	161	29.8%	24.8%	8.7%	18.6%	58.4%
労働組合がない	350	18.0%	15.4%	3.1%	13.7%	72.9%

【女性が活躍するための取組み（ポジティブ・アクション）】

(21) 女性従業員の配置方針

女性従業員の配置方針については、「男女の別なく能力・適正・希望などに応じて配置をする」と回答した事業所の割合が71.5%と最も高くなっている。

図20 女性従業員の配置方針（複数回答）

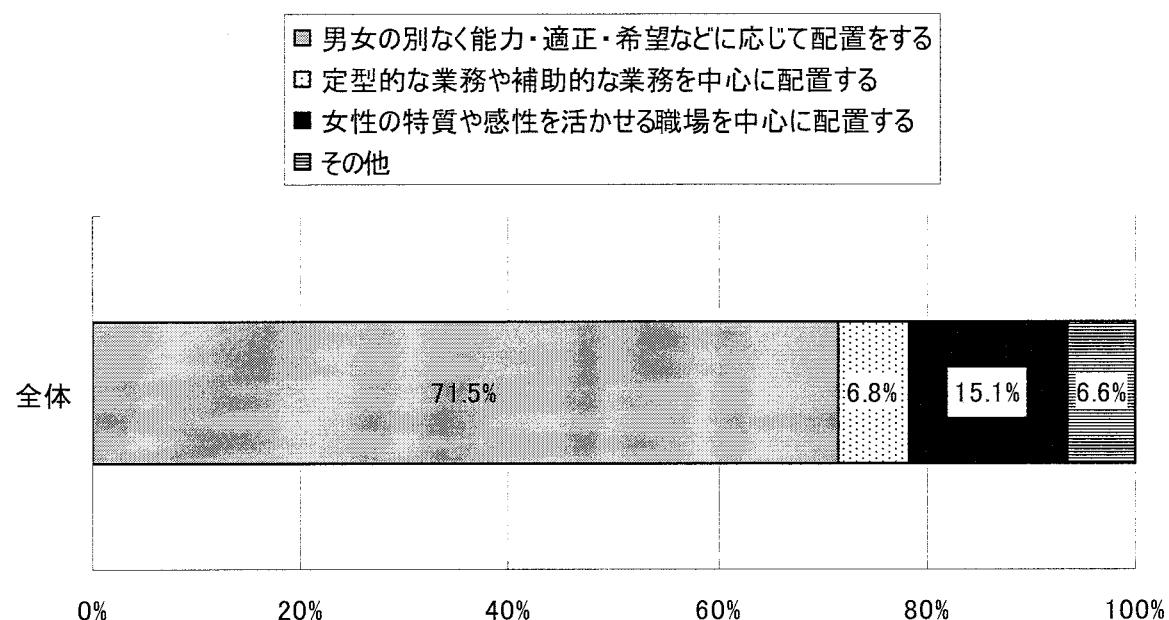


表14 女性従業員の配置方針

	有効回答数	男女の別なく能力・適正・希望などに応じて配置をする	定型的な業務や補助的な業務を中心に配置する	女性の特質や感性を活かせる職場を中心に配置する	その他	計
全体	504	71.5%	6.8%	15.1%	6.6%	100.0%
10~29人	150	63.3%	8.0%	19.3%	9.3%	100.0%
30~49人	60	63.3%	8.3%	20.0%	8.3%	100.0%
50~99人	61	77.0%	11.5%	6.6%	4.9%	100.0%
100~299人	81	67.9%	6.2%	22.2%	3.7%	100.0%
300~999人	44	81.8%	4.5%	11.4%	2.3%	100.0%
1,000人以上	100	90.0%	0.0%	7.0%	3.0%	100.0%
建設業	45	37.8%	17.8%	26.7%	17.8%	100.0%
製造業	109	67.9%	6.4%	22.0%	3.7%	100.0%
運輸業・通信業	40	65.0%	15.0%	15.0%	5.0%	100.0%
卸売・小売業	98	72.4%	9.2%	13.3%	5.1%	100.0%
金融・保険業	25	88.0%	4.0%	8.0%	0.0%	100.0%
飲食店、宿泊業	32	81.3%	0.0%	15.6%	3.1%	100.0%
医療、福祉	65	84.6%	0.0%	6.2%	9.2%	100.0%
教育、学習支援業	19	94.7%	0.0%	0.0%	5.3%	100.0%
サービス業	83	72.3%	4.8%	14.5%	8.4%	100.0%
労働組合がある	164	83.5%	4.3%	9.1%	3.0%	100.0%
労働組合がない	349	66.2%	8.0%	17.8%	8.0%	100.0%

(22) 女性の管理職

管理職に女性が占める割合は全体で 11.2% となり、平成 22 年の同様の調査に比べ 0.3 ポイント減少している。役職の中では「役員」において、女性が占める割合が 19.3% と最も高くなっている。

図 21 管理職に女性が占める割合

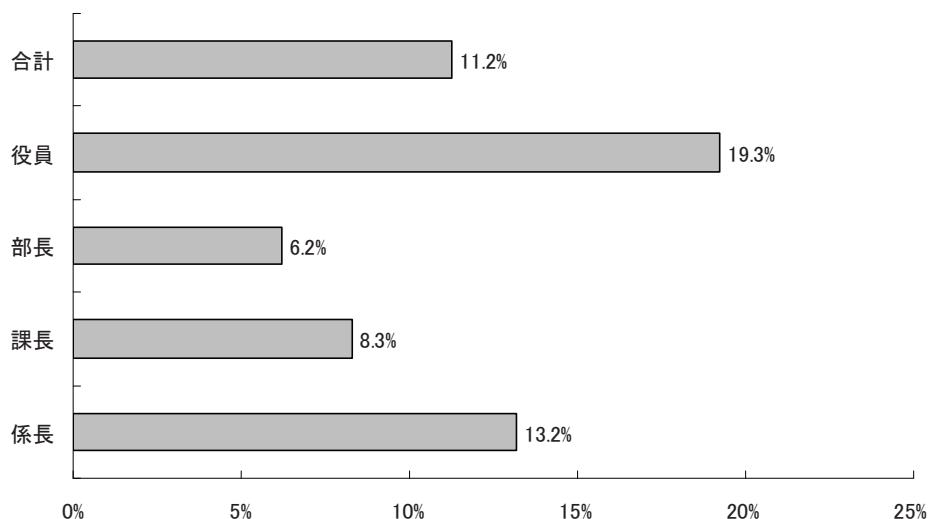


表 15-1 管理職の人数、うち女性数および管理職に女性が占める割合（役職別）

	管理職人数		女性の割合
	計	うち女性	
役員	701	135	19.3%
部長相当職	836	52	6.2%
課長相当職	1895	157	8.3%
係長相当職	2186	288	13.2%
合計	5618	632	11.2%

表 15-2 管理職の人数、うち女性数および管理職に女性が占める割合

	管理職人数		女性の割合
	計	うち女性	
全体	5618	632	11.2%
10～29人	614	142	23.1%
30～49人	418	85	20.3%
50～99人	359	56	15.6%
100～299人	940	112	11.9%
300～999人	683	60	8.8%
1,000人以上	2563	167	6.5%
建設業	366	33	9.0%
製造業	2549	120	4.7%
運輸業・通信業	282	40	14.2%
卸売・小売業	589	57	9.7%
金融・保険業	705	76	10.8%
飲食店・宿泊業	66	30	45.5%
医療・福祉	246	140	56.9%
教育・学習支援業	340	85	25.0%
サービス業	475	51	10.7%
労働組合がある	3516	207	5.9%
労働組合がない	2101	425	20.2%

(23) 女性が活躍するための取組み

事業所で実施している女性が活躍するための取組み内容については、「性別により評価することがないよう、男女同一基準で人事考課基準を定めている」と回答した事業所の割合が63.1%と最も高くなっている。

図22 女性が活躍するための取組みの内容（複数回答）

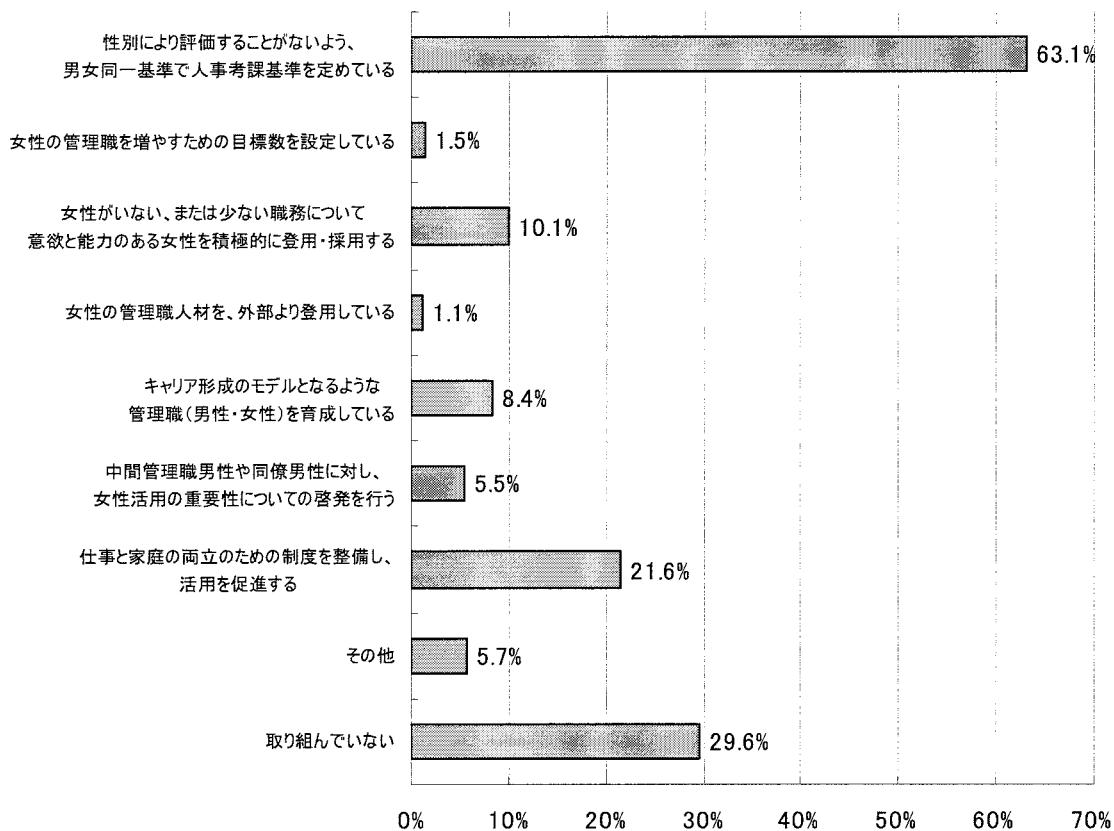


表16 女性が活躍するための取組み（複数回答）

有効回答数	性別により評価することがないよう、男女同一基準で人事考課基準を定めている	女性の管理職を増やすための目標数を設定している	女性がいない、または少ない職務について意欲と能力のある女性を積極的に登用・採用する	女性の管理職人材を、外部より登用している	キャリア形成のモデルとなるような管理職(男性・女性)を育成している	中間管理職男性や同僚男性に対し、女性活用の重要性についての啓発を行う	仕事と家庭の両立のための制度を整備し、活用を促進する	その他	取り組んでいない	
全体	523	63.1%	1.5%	10.1%	1.1%	8.4%	5.5%	21.6%	5.7%	29.6%
10～29人	152	40.1%	1.3%	4.6%	0.0%	1.3%	2.0%	10.5%	4.6%	47.4%
30～49人	63	55.6%	0.0%	0.0%	1.6%	3.2%	7.9%	14.3%	4.8%	38.1%
50～99人	61	62.3%	1.6%	11.5%	1.6%	6.6%	1.6%	18.0%	8.2%	31.1%
100～299人	81	74.1%	1.2%	9.9%	0.0%	6.2%	2.5%	19.8%	2.5%	19.8%
300～999人	45	82.2%	0.0%	8.9%	2.2%	8.9%	11.1%	17.8%	2.2%	17.8%
1,000人以上	100	93.0%	3.0%	24.0%	3.0%	27.0%	12.0%	51.0%	11.0%	4.0%
建設業	46	45.7%	0.0%	8.7%	0.0%	2.2%	2.2%	15.2%	4.3%	41.3%
製造業	113	57.5%	0.0%	3.5%	2.7%	2.7%	1.8%	23.9%	5.3%	34.5%
運輸業・通信業	39	61.5%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	2.6%	10.3%	2.6%	35.9%
卸売・小売業	102	71.6%	2.0%	19.6%	0.0%	16.7%	10.8%	23.5%	2.9%	23.5%
金融・保険業	25	96.0%	0.0%	36.0%	0.0%	36.0%	28.0%	68.0%	24.0%	0.0%
飲食店・宿泊業	32	71.9%	12.5%	6.3%	6.3%	18.8%	9.4%	15.6%	6.3%	21.9%
医療・福祉	63	49.2%	1.6%	4.8%	0.0%	4.8%	1.6%	17.5%	9.5%	39.7%
教育・学習支援業	19	73.7%	5.3%	15.8%	0.0%	5.3%	0.0%	26.3%	5.3%	15.8%
サービス業	84	65.5%	0.0%	8.3%	1.2%	4.8%	3.6%	15.5%	3.6%	28.6%
労働組合がある	164	83.5%	1.2%	18.9%	3.0%	14.6%	9.1%	37.2%	5.5%	14.0%
労働組合がない	356	53.7%	1.4%	5.9%	0.0%	5.3%	3.7%	14.3%	5.9%	36.8%

(24) 女性が活躍するための取組みの効果

(23) でなんらかの取組みをしていると回答した事業所での、女性が活躍するための取組みの効果としては、「男女ともに職務遂行能力によって評価されるという意識が高まった」と回答した事業所の割合が56.3%と最も高くなっている。

図23 女性が活躍するための取組みの効果（複数回答）

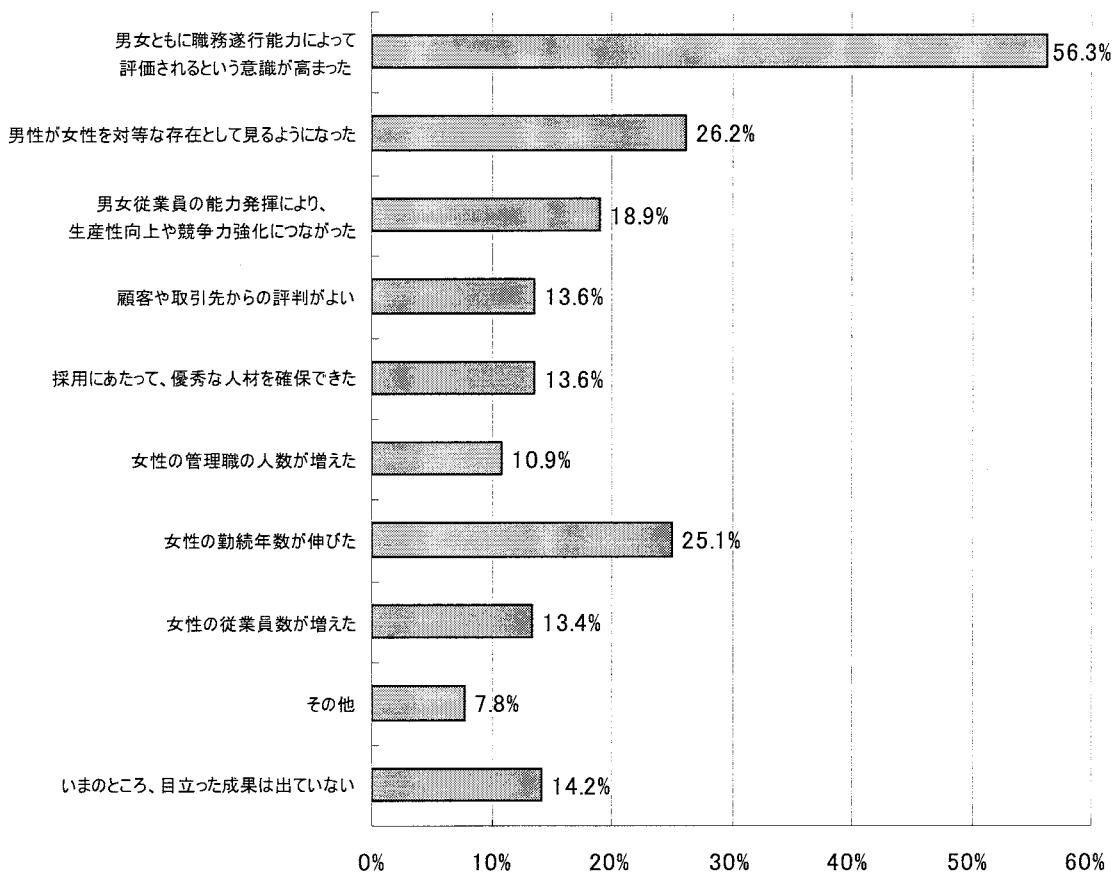


表17 女性が活躍するための取組みの効果（複数回答）

	有効回答数	男女ともに職務遂行能力によって評価されるという意識が高まった	男性が女性を対等な存在として見るようになった	男女従業員の能力発揮により、生産性向上や競争力強化につながった	顧客や取引先からの評判がよい	採用にあたって、優秀な人材を確保できた	女性の管理職の人数が増えた	女性の勤続年数が伸びた	女性の従業員数が増えた	その他	いまのところ、目立った成果は出でていない
全体	359	56.3%	26.2%	18.9%	13.6%	13.6%	10.9%	25.1%	13.4%	7.8%	14.2%
10~29人	78	46.2%	25.6%	14.1%	23.1%	14.1%	7.7%	25.6%	15.4%	7.7%	15.4%
30~49人	38	52.6%	18.4%	15.8%	13.2%	7.9%	5.3%	31.6%	10.5%	10.5%	5.3%
50~99人	42	40.5%	28.6%	11.9%	9.5%	19.0%	4.8%	28.6%	16.7%	14.3%	14.3%
100~299人	65	46.2%	15.4%	13.8%	7.7%	6.2%	6.2%	18.5%	12.3%	6.2%	26.2%
300~999人	36	61.1%	22.2%	27.8%	11.1%	22.2%	22.2%	25.0%	11.1%	2.8%	13.9%
1,000人以上	91	79.1%	37.4%	27.5%	9.9%	15.4%	17.6%	24.2%	11.0%	5.5%	8.8%
建設業	27	59.3%	18.5%	3.7%	18.5%	3.7%	0.0%	14.8%	3.7%	7.4%	14.8%
製造業	74	48.6%	17.6%	21.6%	6.8%	9.5%	6.8%	20.3%	14.9%	8.1%	17.6%
運輸業・通信業	23	73.9%	30.4%	8.7%	26.1%	4.3%	0.0%	4.3%	0.0%	4.3%	8.7%
卸売・小売業	78	56.4%	28.2%	19.2%	12.8%	12.8%	10.3%	34.6%	15.4%	2.6%	16.7%
金融・保険業	25	80.0%	48.0%	56.0%	8.0%	32.0%	36.0%	24.0%	8.0%	0.0%	8.0%
飲食店・宿泊業	23	56.5%	65.2%	21.7%	30.4%	39.1%	34.8%	52.2%	30.4%	4.3%	8.7%
医療・福祉	37	45.9%	5.4%	18.9%	13.5%	13.5%	8.1%	16.2%	10.8%	24.3%	16.2%
教育・学習支援業	16	56.3%	12.5%	6.3%	6.3%	18.8%	25.0%	43.8%	12.5%	6.3%	12.5%
サービス業	56	53.6%	28.6%	12.5%	14.3%	8.9%	3.6%	21.4%	16.1%	10.7%	12.5%
労働組合がある	137	68.6%	30.7%	22.6%	6.6%	16.1%	15.3%	21.2%	12.4%	4.4%	15.3%
労働組合がない	220	48.2%	23.2%	15.9%	17.3%	11.8%	7.7%	27.3%	13.6%	10.0%	13.6%

【ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）経営】

(25) 対応すべき経営課題

対応すべき経営課題としては、「優秀な人材の確保が困難である」と回答した事業所の割合が41.4%と最も高く、次いで「仕事の生産性が低い」が23.8%、「従業員の心身の健康」が20.9%となっている。

図24 対応すべき経営課題（複数回答）

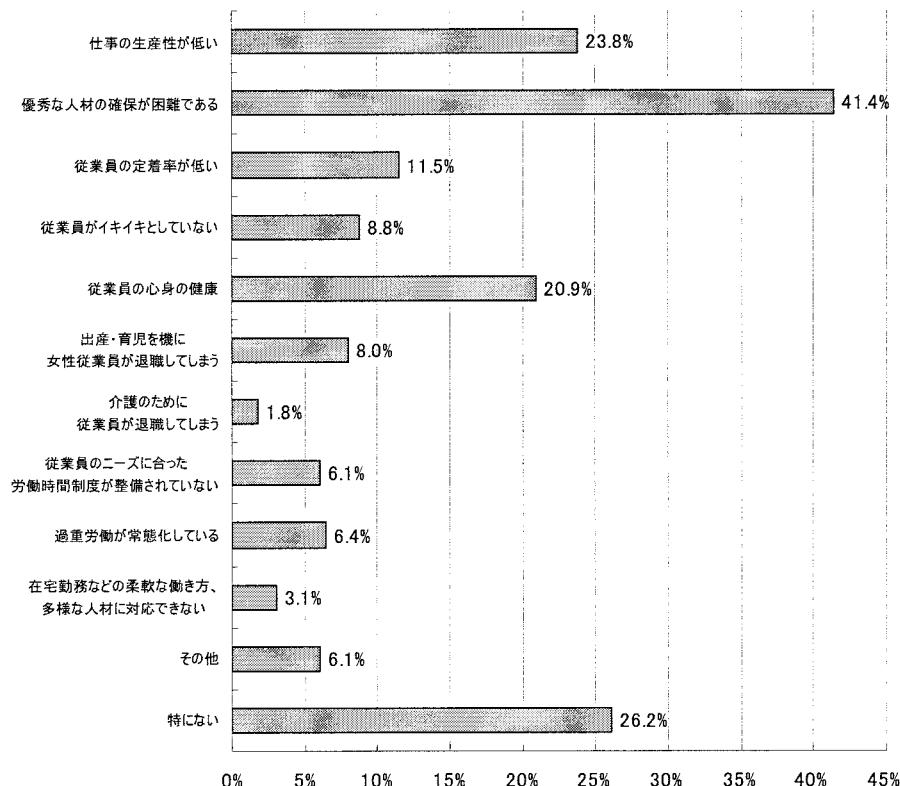


表18 対応すべき経営課題（複数回答）

	有効回答数	仕事の生産性が低い	優秀な人材の確保が困難である	従業員の定着率が低い	従業員がイキイキしていない	従業員の心身の健康	出産・育児を機に女性従業員が退職してしまう	介護のために従業員が退職してしまう	従業員のニーズに合った労働時間制度が整備されていない	過重労働が常態化している	在宅勤務などの柔軟な働き方、多様な人材に対応できない	その他	特ない
全体	512	23.8%	41.4%	11.5%	8.8%	20.9%	8.0%	1.8%	6.1%	6.4%	3.1%	6.1%	26.2%
10～29人	151	25.8%	42.4%	10.6%	8.6%	13.2%	7.3%	0.7%	3.3%	3.3%	2.6%	5.3%	29.8%
30～49人	61	29.5%	54.1%	9.8%	13.1%	18.0%	4.9%	4.9%	8.2%	6.6%	1.6%	9.8%	19.7%
50～99人	58	20.7%	50.0%	17.2%	5.2%	19.0%	8.6%	1.7%	3.4%	10.3%	6.9%	6.9%	19.0%
100～299人	81	23.5%	46.9%	21.0%	13.6%	19.8%	9.9%	2.5%	9.9%	9.9%	4.9%	9.9%	21.0%
300～999人	46	15.2%	28.3%	4.3%	15.2%	32.6%	10.9%	2.2%	2.2%	6.5%	0.0%	2.2%	39.1%
1,000人以上	91	22.0%	28.6%	6.6%	3.3%	31.9%	7.7%	1.1%	11.0%	7.7%	3.3%	2.2%	27.5%
建設業	42	28.6%	40.5%	11.9%	11.9%	26.2%	7.1%	2.4%	7.1%	4.8%	0.0%	11.9%	28.6%
製造業	110	30.0%	39.1%	10.0%	11.8%	24.5%	6.4%	0.9%	5.5%	8.2%	1.8%	3.6%	25.5%
運輸業・通信業	37	24.3%	45.9%	10.8%	2.7%	10.8%	2.7%	2.7%	5.4%	5.4%	2.7%	2.7%	35.1%
卸売・小売業	100	30.0%	34.0%	10.0%	5.0%	13.0%	11.0%	2.0%	10.0%	3.0%	5.0%	4.0%	26.0%
金融・保険業	25	16.0%	32.0%	8.0%	16.0%	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.0%	16.0%
飲食店・宿泊業	29	10.3%	55.2%	27.6%	6.9%	13.8%	3.4%	0.0%	3.4%	13.8%	6.9%	3.4%	31.0%
医療・福祉	67	10.4%	58.2%	13.4%	0.0%	20.9%	13.4%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	9.0%	14.9%
教育・学習支援業	19	21.1%	26.3%	10.5%	10.5%	26.3%	15.8%	0.0%	5.3%	31.6%	0.0%	5.3%	31.6%
サービス業	83	24.1%	39.8%	9.6%	15.7%	16.9%	7.2%	2.4%	7.2%	6.0%	4.8%	9.6%	31.3%
労働組合がある	160	24.4%	28.1%	6.3%	6.9%	31.9%	6.3%	1.3%	8.1%	6.9%	4.4%	4.4%	24.4%
労働組合がない	350	23.4%	47.1%	14.0%	9.7%	16.0%	8.9%	2.0%	5.1%	6.0%	2.6%	6.9%	27.1%

(26) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する取組み

ワーク・ライフ・バランスに関する取組みの内容について、「実施している」取り組みの中では「労働時間削減の取組み」が46.1%、「今後、実施したい」取り組みの中では「年次有給休暇取得促進」が30.4%と最も高くなっている。

図25 実施している、または実施したいワーク・ライフ・バランスに関する取組み（複数回答）

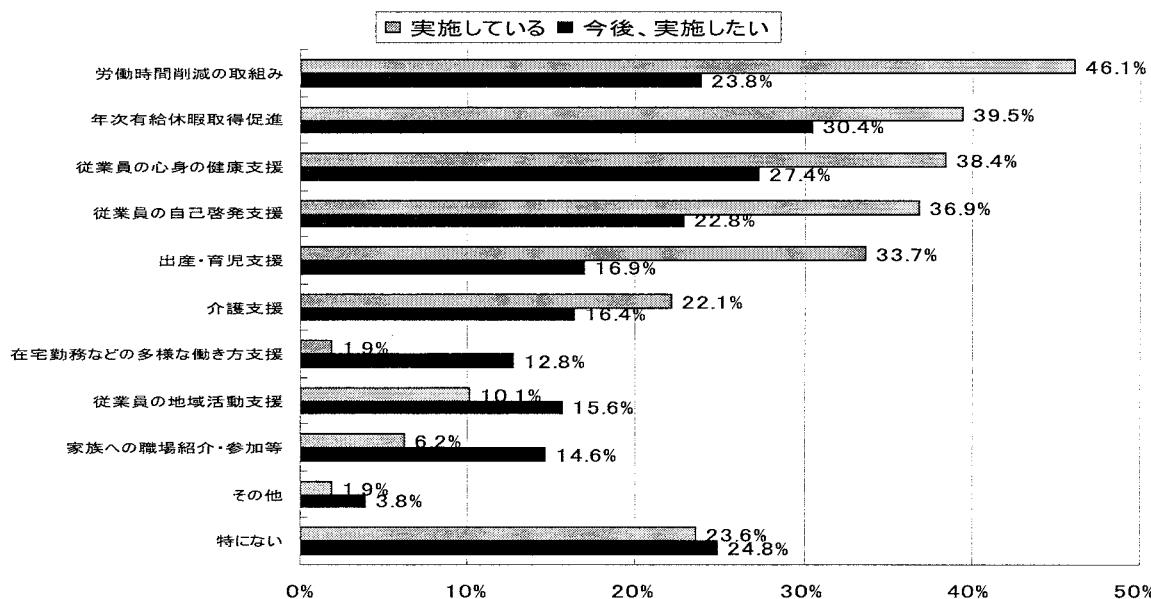


表19-1 ワーク・ライフ・バランスに関する取組み【実施している】（複数回答）

実施している	有効回答数	労働時間削減の取組み	年次有給休暇取得促進	従業員の心身の健康支援	従業員の自己啓発支援	出産・育児支援	介護支援	在宅勤務などの多様な働き方支援	従業員の地域活動支援	家族への職場紹介・参加等	その他	特にない
全体	466	46.1%	39.5%	38.4%	36.9%	33.7%	22.1%	1.9%	10.1%	6.2%	1.9%	23.6%
10~29人	122	28.7%	22.1%	28.7%	24.6%	14.8%	4.9%	1.6%	4.9%	4.9%	1.6%	40.2%
30~49人	53	41.5%	35.8%	30.2%	32.1%	28.3%	9.4%	1.9%	9.4%	17.0%	3.8%	26.4%
50~99人	53	32.1%	35.8%	32.1%	41.5%	35.8%	15.1%	0.0%	9.4%	5.7%	3.8%	22.6%
100~299人	76	42.1%	31.6%	32.9%	31.6%	31.6%	22.4%	0.0%	9.2%	5.3%	1.3%	15.8%
300~999人	45	64.4%	42.2%	48.9%	51.1%	44.4%	31.1%	4.4%	15.6%	0.0%	0.0%	13.3%
1,000人以上	100	75.0%	71.0%	60.0%	51.0%	58.0%	51.0%	3.0%	15.0%	6.0%	2.0%	9.0%
建設業	39	43.6%	30.8%	28.2%	41.0%	20.5%	10.3%	2.6%	10.3%	5.1%	2.6%	20.5%
製造業	101	38.6%	38.6%	45.5%	33.7%	28.7%	22.8%	1.0%	12.9%	4.0%	2.0%	25.7%
運輸業・通信業	39	48.7%	23.1%	41.0%	30.8%	30.8%	17.9%	5.1%	7.7%	5.1%	2.6%	30.8%
卸売・小売業	86	52.3%	45.3%	34.9%	27.9%	31.4%	24.4%	0.0%	1.2%	3.5%	0.0%	25.6%
金融・保険業	24	79.2%	79.2%	75.0%	83.3%	87.5%	75.0%	0.0%	45.8%	8.3%	0.0%	0.0%
飲食店・宿泊業	29	44.8%	37.9%	24.1%	27.6%	13.8%	6.9%	6.9%	6.9%	13.8%	0.0%	31.0%
医療・福祉	58	32.8%	36.2%	31.0%	43.1%	46.6%	15.5%	3.4%	8.6%	8.6%	5.2%	17.2%
教育・学習支援業	18	61.1%	50.0%	44.4%	38.9%	50.0%	33.3%	0.0%	16.7%	11.1%	0.0%	16.7%
サービス業	72	45.8%	34.7%	34.7%	36.1%	27.8%	18.1%	1.4%	6.9%	6.9%	2.8%	27.8%
労働組合がある	159	65.4%	61.0%	50.9%	48.4%	50.3%	40.9%	1.3%	14.5%	5.7%	1.3%	10.7%
労働組合がない	304	35.9%	28.3%	31.9%	30.9%	25.0%	12.2%	2.0%	7.6%	6.6%	2.3%	30.3%

表19-2 ワーク・ライフ・バランスに関する取組み【実施したい】（複数回答）

実施したい	有効回答数	労働時間削減の取組み	年次有給休暇取得促進	従業員の心身の健康支援	従業員の自己啓発支援	出産・育児支援	介護支援	在宅勤務などの多様な働き方支援	従業員の地域活動支援	家族への職場紹介・参加等	その他	特にない
全体	391	23.8%	30.4%	27.4%	22.8%	16.9%	16.4%	12.8%	15.6%	14.6%	3.8%	24.8%
10~29人	126	20.6%	31.0%	25.4%	20.6%	18.3%	17.5%	7.9%	17.5%	7.9%	3.2%	30.2%
30~49人	50	24.0%	28.0%	18.0%	20.0%	20.0%	22.0%	12.0%	12.0%	8.0%	8.0%	34.0%
50~99人	47	29.8%	27.7%	34.0%	29.8%	12.8%	19.1%	17.0%	14.9%	17.0%	2.1%	14.9%
100~299人	60	20.0%	36.7%	41.7%	36.7%	18.3%	16.7%	13.3%	16.7%	11.7%	0.0%	15.0%
300~999人	32	37.5%	43.8%	28.1%	18.8%	9.4%	12.5%	12.5%	18.8%	25.0%	3.1%	12.5%
1,000人以上	59	16.9%	23.7%	25.4%	16.9%	15.3%	10.2%	20.3%	11.9%	30.5%	8.5%	23.7%
建設業	33	24.2%	36.4%	39.4%	27.3%	30.3%	24.2%	12.1%	33.3%	18.2%	9.1%	15.2%
製造業	87	17.2%	24.1%	28.7%	20.7%	10.3%	14.9%	13.8%	13.8%	17.2%	2.3%	29.9%
運輸業・通信業	28	28.6%	42.9%	21.4%	25.0%	17.9%	21.4%	10.7%	10.7%	14.3%	7.1%	25.0%
卸売・小売業	78	20.5%	32.1%	28.2%	21.8%	11.5%	14.1%	12.8%	12.8%	17.9%	5.1%	20.5%
金融・保険業	13	15.4%	23.1%	15.4%	7.7%	0.0%	0.0%	15.4%	23.1%	15.4%	0.0%	46.2%
飲食店・宿泊業	25	24.0%	28.0%	28.0%	20.0%	16.0%	12.0%	12.0%	16.0%	16.0%	0.0%	20.0%
医療・福祉	56	33.9%	30.4%	21.4%	30.4%	25.0%	19.6%	10.7%	12.5%	8.9%	3.6%	21.4%
教育・学習支援業	13	23.1%	46.2%	30.8%	30.8%	7.7%	7.7%	7.7%	15.4%	7.7%	0.0%	23.1%
サービス業	58	27.6%	27.6%	27.6%	19.0%	24.1%	19.0%	15.5%	15.5%	10.3%	3.4%	29.3%
労働組合がある	110	21.8%	30.0%	30.0%	16.4%	13.6%	12.7%	17.3%	10.9%	20.9%	4.5%	20.9%
労働組合がない	279	24.4%	30.1%	26.2%	25.1%	17.9%	17.9%	11.1%	17.6%	12.2%	3.6%	26.5%

(27) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する取組みの効果

(26) でなんらかの取組みをしていると回答した事業所での、ワーク・ライフ・バランスに関する取組みの効果としては、「従業員の仕事への意欲が向上した（向上する）」と回答した事業所の割合が43.9%と最も高く、ついで「会社に対する満足度が向上した（向上する）」が35.9%、「従業員の心身の健康が向上した（向上する）」が35.6%となっている。

図26 効果がある、または効果があると思うワーク・ライフ・バランスに関する取組みの効果（複数回答）

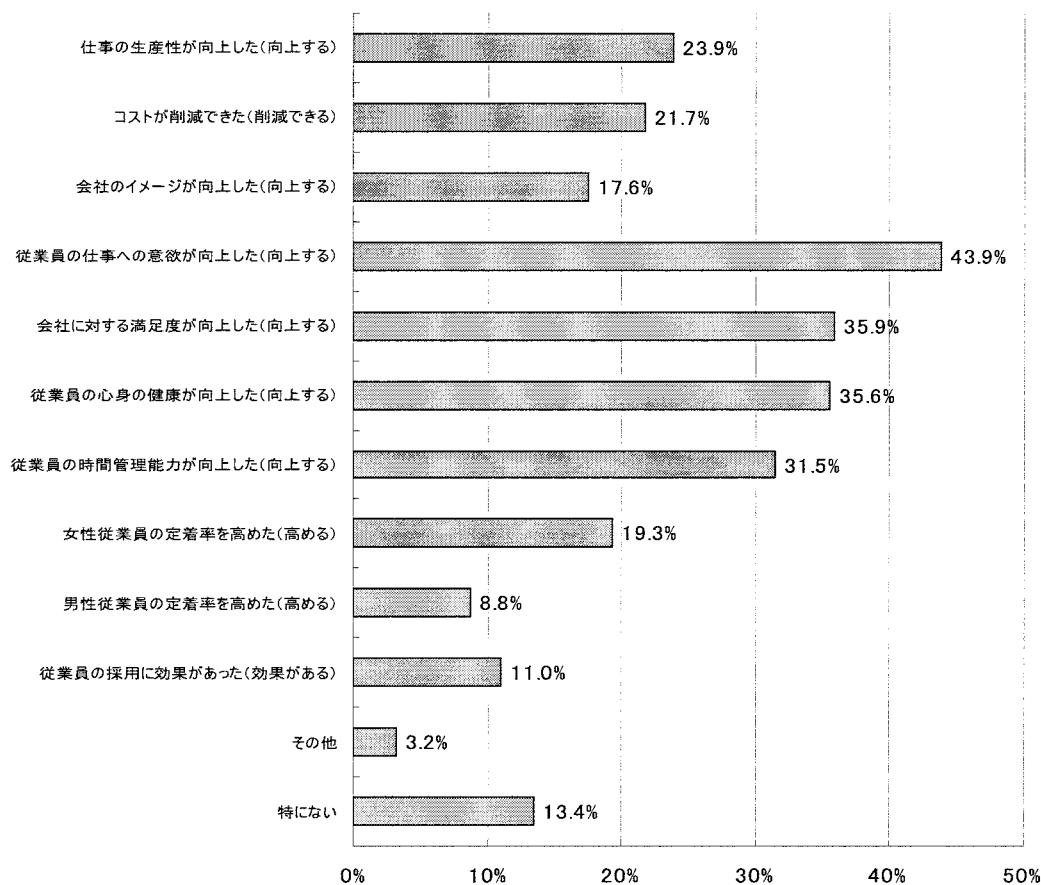


表20 効果がある、または効果があると思うワーク・ライフ・バランスに関する取組みの効果（複数回答）

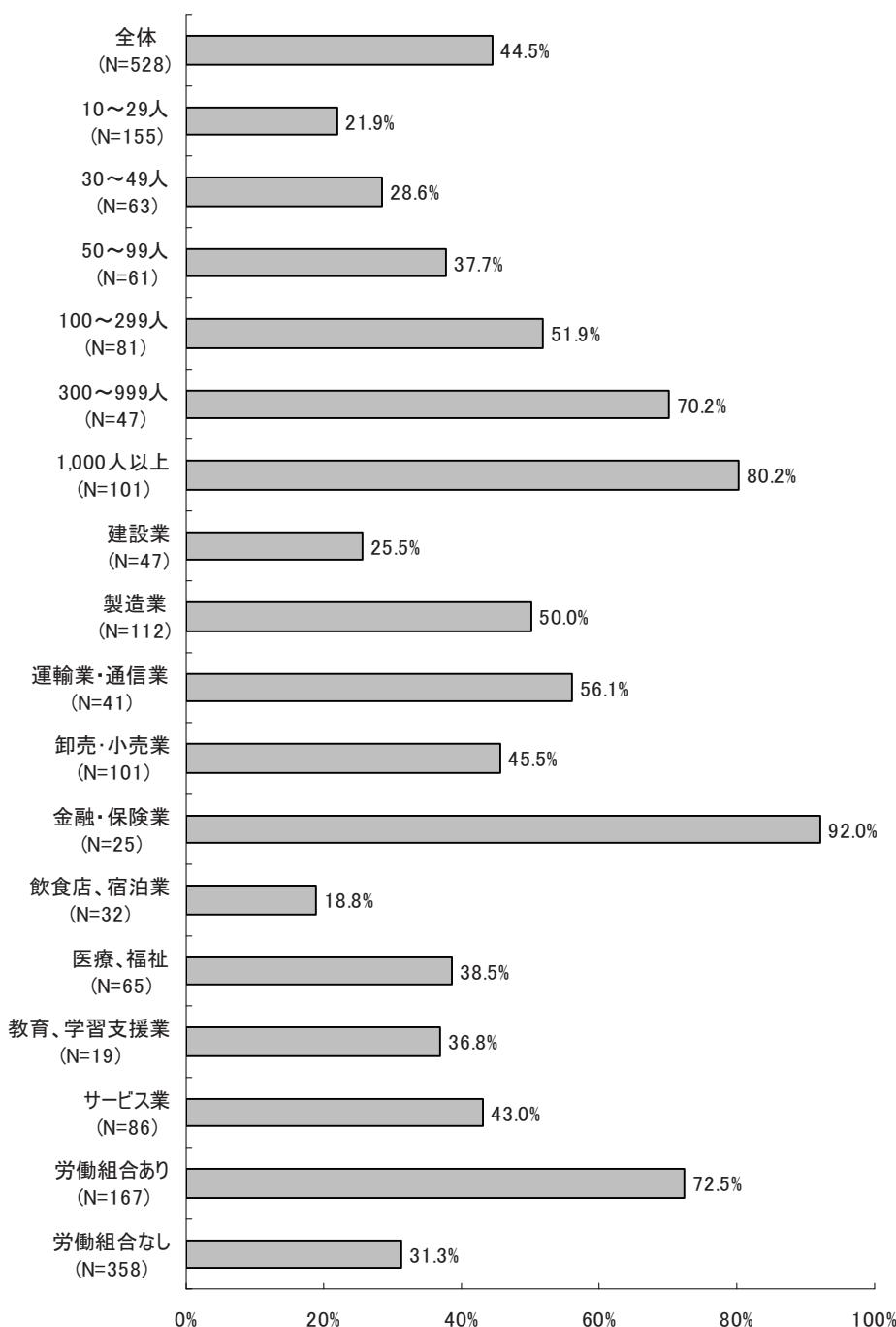
	有効回答数	仕事の生産性が向上した(向上する)	コストが削減できた(削減できる)	会社のイメージが向上した(向上する)	従業員の仕事への意欲が向上した(向上する)	会社に対する満足度が向上した(向上する)	従業員の心身の健康が向上した(向上する)	従業員の時間管理能力が向上した(向上する)	女性従業員の定着率を高めた(高める)	男性従業員の定着率を高めた(高める)	従業員の採用に効果があった(効果がある)	その他	特ない
全体	410	23.9%	21.7%	17.6%	43.9%	35.9%	35.6%	31.5%	19.3%	8.8%	11.0%	3.2%	13.4%
10～29人	102	23.5%	12.7%	16.7%	44.1%	24.5%	28.4%	18.6%	16.7%	8.8%	12.7%	2.0%	14.7%
30～49人	44	25.0%	25.0%	11.4%	45.5%	27.3%	25.0%	29.5%	15.9%	9.1%	9.1%	6.8%	13.6%
50～99人	50	10.0%	28.0%	16.0%	44.0%	42.0%	30.0%	22.0%	12.0%	6.0%	18.0%	6.0%	12.0%
100～299人	71	26.8%	21.1%	21.1%	33.8%	36.6%	39.4%	31.0%	22.5%	4.2%	5.6%	1.4%	18.3%
300～999人	40	42.5%	40.0%	15.0%	50.0%	42.5%	40.0%	25.0%	15.0%	5.0%	5.0%	2.5%	5.0%
1,000人以上	93	20.4%	21.5%	20.4%	48.4%	47.3%	48.4%	55.9%	26.9%	15.1%	12.9%	2.2%	11.8%
建設業	39	23.1%	15.4%	20.5%	30.8%	17.9%	20.5%	20.5%	10.3%	2.6%	2.6%	0.0%	23.1%
製造業	86	34.9%	20.9%	18.6%	37.2%	24.4%	33.7%	29.1%	17.4%	4.7%	4.7%	4.7%	18.6%
運輸業・通信業	31	16.1%	32.3%	9.7%	38.7%	32.3%	38.7%	22.6%	12.9%	6.5%	12.9%	0.0%	12.9%
卸売・小売業	78	25.6%	23.1%	12.8%	46.2%	44.9%	41.0%	33.3%	14.1%	9.0%	7.7%	2.6%	20.5%
金融・保険業	24	4.2%	4.2%	37.5%	70.8%	66.7%	70.8%	75.0%	41.7%	33.3%	33.3%	0.0%	4.2%
飲食店・宿泊業	21	23.8%	38.1%	19.0%	61.9%	38.1%	28.6%	33.3%	14.3%	4.8%	23.8%	0.0%	14.3%
医療・福祉	55	18.2%	18.2%	14.5%	52.7%	32.7%	34.5%	25.5%	30.9%	9.1%	18.2%	7.3%	0.0%
教育・学習支援業	14	14.3%	21.4%	7.1%	57.1%	57.1%	14.3%	21.4%	21.4%	14.3%	7.1%	0.0%	0.0%
サービス業	62	25.8%	24.2%	21.0%	33.9%	38.7%	33.9%	33.9%	19.4%	9.7%	9.7%	4.8%	9.7%
労働組合がある	146	24.0%	24.7%	19.2%	49.3%	45.2%	45.2%	44.5%	22.6%	11.6%	9.6%	1.4%	13.7%
労働組合がない	261	23.0%	19.9%	16.5%	40.2%	30.7%	30.3%	23.8%	17.2%	6.9%	11.1%	4.2%	13.4%

【メンタルヘルスケア（心の健康対策）】

(28) メンタルヘルスケア（心の健康対策）の実施の有無

メンタルヘルスケアを実施している事業所の割合は44.5%となり、平成21年の調査結果より1.3ポイントの減少となっている。

図27 メンタルヘルスケアを実施している事業所の割合（全体）



※図内のNは、有効回答事業所数を表す

(29) メンタルヘルスケア（心の健康対策）の実施方法

(28) でメンタルヘルスケアを実施していると回答した事業所での、メンタルヘルスケアの実施方法としては「定期健康診断における問診」と回答した事業所の割合が 69.5%と最も高く、次いで「従業員に対する教育研修、情報提供」が 48.9%、「専門家によるカウンセリング」が 37.8%となっている。

図 28 メンタルヘルスケアの実施方法（複数回答）

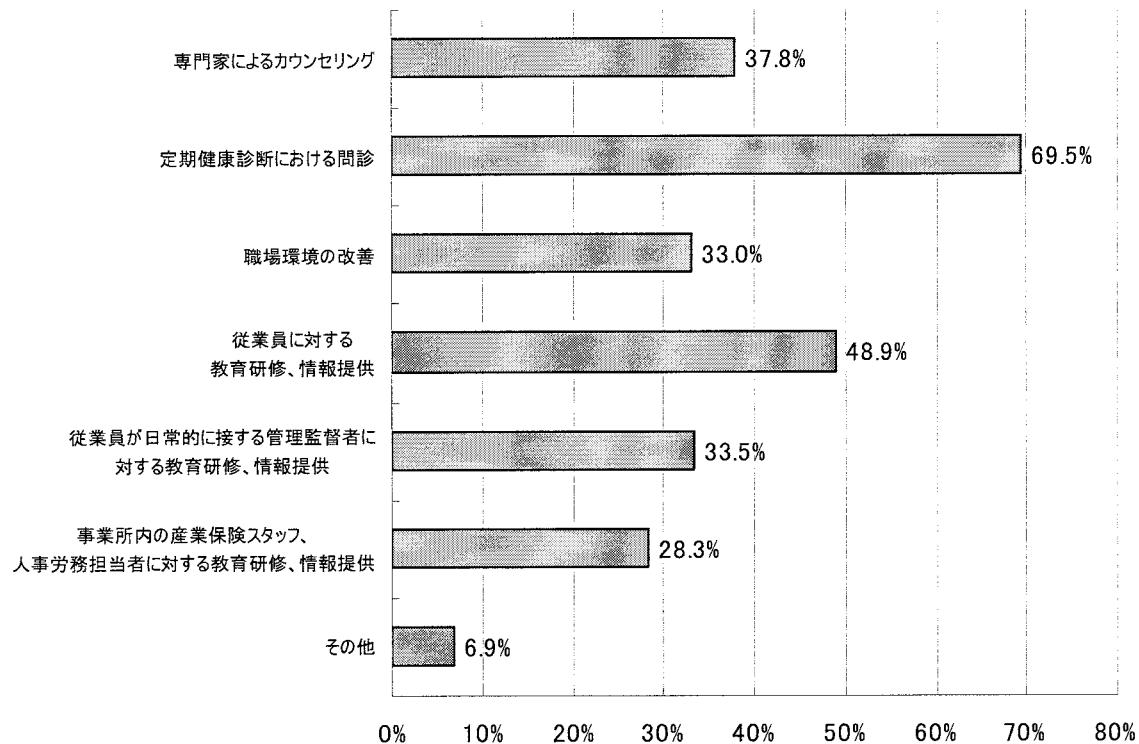


表 21 メンタルヘルスケアの実施方法（複数回答）

	有効 回答数	専門家に によるカウン セリング	定期健康 診断に おける問診	職場環境の 改善	従業員に に対する 教育研修、 情報提供	従業員が日 常的に接す る管理監督 者に対する教 育研修、情 報提供	事業所内 の 産業保険ス タッフ、人 事 労 務 担 当 者 に 對 す る 教 育 研 修、 情 報 提 供	その他
全体	233	37.8%	69.5%	33.0%	48.9%	33.5%	28.3%	6.9%
10～29人	34	5.9%	64.7%	44.1%	35.3%	11.8%	8.8%	11.8%
30～49人	18	33.3%	66.7%	44.4%	50.0%	44.4%	11.1%	0.0%
50～99人	23	17.4%	56.5%	39.1%	52.2%	34.8%	30.4%	8.7%
100～299人	41	31.7%	75.6%	26.8%	39.0%	14.6%	24.4%	0.0%
300～999人	33	42.4%	72.7%	15.2%	36.4%	33.3%	36.4%	9.1%
1,000人以上	80	61.3%	71.3%	35.0%	65.0%	50.0%	38.8%	7.5%
建設業	12	33.3%	83.3%	16.7%	41.7%	41.7%	25.0%	0.0%
製造業	56	35.7%	76.8%	42.9%	41.1%	32.1%	26.8%	3.6%
運輸業・通信業	22	31.8%	63.6%	31.8%	31.8%	9.1%	31.8%	9.1%
卸売・小売業	46	47.8%	73.9%	34.8%	65.2%	43.5%	39.1%	6.5%
金融・保険業	22	50.0%	81.8%	18.2%	59.1%	45.5%	36.4%	0.0%
飲食店・宿泊業	6	50.0%	50.0%	83.3%	50.0%	33.3%	16.7%	33.3%
医療・福祉	25	12.0%	48.0%	32.0%	48.0%	36.0%	24.0%	20.0%
教育・学習支援業	7	57.1%	71.4%	14.3%	42.9%	0.0%	28.6%	14.3%
サービス業	37	37.8%	62.2%	27.0%	48.6%	32.4%	16.2%	2.7%
労働組合がある	119	52.1%	71.4%	31.1%	55.5%	42.0%	37.8%	6.7%
労働組合がない	112	22.3%	67.9%	34.8%	42.0%	23.2%	17.9%	6.3%

III. 参考表・図

参考表1 産業別民営事業所数及び従業上の地位別従業者数、従業者数の外別経営の事業所から派遣されている人数（滋賀県）

事業所数	個人業主	無給の家族従業者	有給従業員	従業者数（民営事業所）				従業者数の外別経営の事業所から派遣されている人		
				総数	常雇用者	常用雇用者		臨時雇用者	計	男
						正社員・正職員	正社員・正職員以外			
全産業(公務を除く)	58,609	611,839	25,335	9,152	38,449	500,853	315,722	185,131	38,050	24,158
農業、林業	311	3,492	-	-	734	2,168	1,312	856	590	152
漁業	31	278	-	-	67	89	62	27	122	3
鉱業、採石業、砂利採取業	38	269	2	1	62	194	153	41	10	-
建設業	7,117	37,815	3,566	1,062	6,200	24,610	20,401	4,209	2,377	465
製造業	6,111	167,673	2,235	962	6,396	153,729	126,098	27,631	4,351	11,851
電気・ガス・熱供給・水道業	39	1,494	-	-	6	1,483	1,452	31	5	92
情報通信業	433	4,379	36	10	504	3,743	3,126	617	86	424
運輸業、郵便業	1,345	31,900	103	41	1,075	28,895	19,696	9,199	1,786	3,048
卸売業、小売業	14,827	121,248	6,542	3,260	8,231	95,062	41,887	53,175	8,153	2,437
金融業、保険業	834	13,296	103	25	550	12,546	10,252	2,294	72	516
不動産業、物品販賣業	3,446	11,125	1,628	633	2,731	5,638	3,910	1,728	495	179
学術研究、専門・技術サービス業	2,091	15,093	1,004	199	1,459	11,957	10,188	1,769	474	1,496
宿泊業、飲食サービス業	6,076	53,630	3,731	1,521	1,523	41,219	8,760	32,459	5,636	858
生活関連サービス業、娯楽業	4,668	27,186	3,063	709	1,113	19,859	10,569	9,290	2,442	536
教育、学習支援業	1,859	15,630	1,189	156	314	11,952	5,978	5,974	2,019	737
医療、福祉	3,216	55,895	1,595	348	1,719	47,886	29,905	17,981	4,347	505
複合サービス事業	461	4,712	35	12	280	4,319	3,367	952	66	47
サービス業(他に分類されないもの)	5,686	46,724	503	213	5,495	35,504	18,606	16,898	5,019	812

資料：県統計課「平成21年経済センサス-基礎調査」

用語説明

- 「常用雇用者」とは事業所に常時雇用されている人で、期間を定めずに雇用されている人もしくは1か月を越える期間を定めて雇用されている人または調査日前2か月間でそれぞれ18日以上雇用されている人をいいます。
- 「正社員・正職員」とは「常用雇用者」のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいいます。
- 「正社員・正職員以外」とは「常用雇用者」のうち一般に正社員、正職員などと呼ばれている人以外で、嘱託、パートタイマー、アルバイトまたはそれに近い名稱で呼ばれている人をいいます。
- 「臨時雇用者」とは1か月以内の期間を定めて雇用されている人または日々雇用されている人をいいます。
- 「従業者数の外別経営の事業所から派遣されている人」とは他の会社など別経営の事業所からきて当該事業所で働いている人をいい、上表の従業者数には含まれていません。

参考表2 事業所規模、産業、就業形態別常用労働者一人あたり平均月間出勤日数、総実労働時間数、所定内労働時間数及び所定外労働時間数
(平成22年平均)

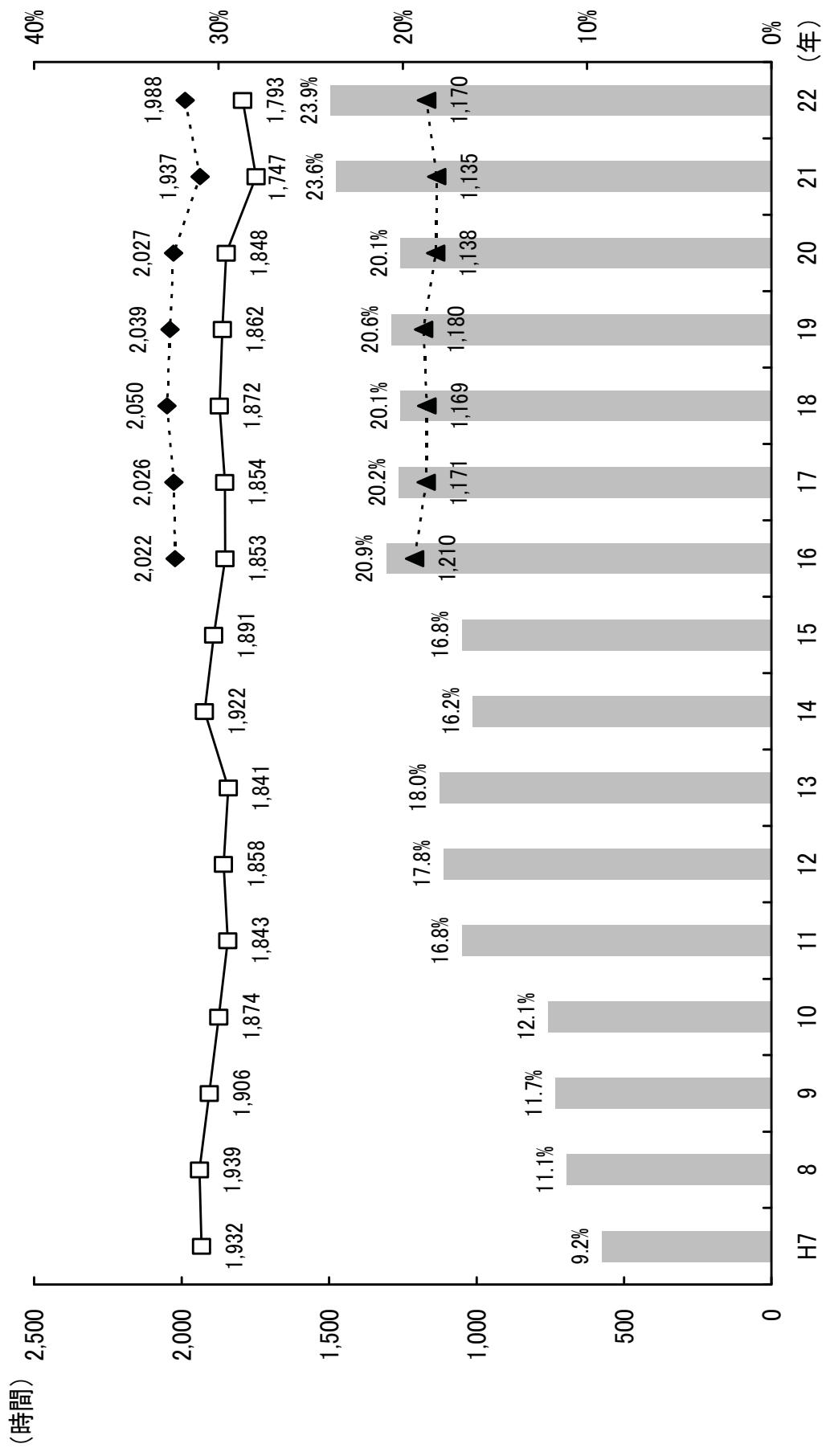
「所定内労働時間」とは労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻に終業時刻の間の実労働時間のことといい、「所定外労働時間」とは早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間のことといいます。「総実労働時間」とは「所定外労働時間」と「所定内労働時間」の合計です。なお、以下の表の産業分類は県の労働条件実態調査とは必ずしも一致しませんので取扱いには注意してください。

常用労働者規模	30人以上	一般労働者						パートタイム労働者					
		産業	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間
調査産業計		日	19.5	165.7	149.8	15.9	16.8	97.5	94.9	2.6			
建設業	16.7	135.0	116.9	148.9	18.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
製造業	19.4	166.4	155.4	137.2	18.2	16.0	113.2	112.6	0.6	4.9			
電気・ガス・熱供給・水道業	19.1	155.9	150.1	9.8	14.1	93.0	91.7	1.3					
情報通信業	19.5	159.9	164.5	28.7	17.1	95.8	91.1	4.7					
運輸業、郵便業	21.1	193.2	169.3	155.5	13.8	18.7	101.8	100.7	1.1				
卸売業、小売業	20.3	169.0	142.1	12.9	18.7	121.4	121.3	0.1					
金融業、保険業	18.7	155.0	171.9	16.6	14.2	91.1	89.8	1.3					
不動産業、物品販賣業	21.6	188.5	140.6	14.9	17.5	102.2	101.2	1.0					
学術研究、専門・技術サービス業	18.7	155.5	170.3	14.3	14.6	73.1	70.3	2.8					
宿泊業、飲食サービス業	21.6	184.6	176.1	169.5	6.6	15.0	91.4	89.6	1.8				
生活関連サービス業、娯楽業	22.5	176.1	156.1	138.7	17.4	9.2	41.0	40.9	0.1				
教育、学習支援業	18.2	156.1	153.5	6.2	12.5	75.8	75.2	0.6					
医療、福祉	19.4	159.7	163.3	152.7	10.6	17.9	123.3	120.5	2.8				
複合サービス事業	19.5	164.4	149.3	15.1	14.7	83.6	79.0	4.6					

常用労働者規模	5人以上	一般労働者						パートタイム労働者					
		産業	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間
調査産業計		日	19.8	165.7	151.9	13.8	15.7	91.3	89.4	1.9			
建設業	20.6	170.4	153.9	16.5	14.9	85.1	81.8	3.3					
製造業	19.6	167.0	150.1	16.9	18.1	118.8	114.6	4.2					
電気・ガス・熱供給・水道業	19.1	155.4	137.2	18.2	16.0	113.2	112.6	0.6					
情報通信業	20.2	166.8	154.8	12.0	20.4	71.5	71.0	0.5					
運輸業、郵便業	20.8	187.1	163.8	23.3	16.8	94.2	89.9	4.3					
卸売業、小売業	21.0	166.9	156.9	10.0	16.9	94.1	92.9	1.2					
金融業、保険業	18.8	155.4	142.0	13.4	19.2	126.4	126.2	0.2					
不動産業、物品販賣業	21.1	181.5	171.1	10.4	11.4	81.9	80.0	1.9					
学術研究、専門・技術サービス業	19.2	157.4	145.4	12.0	18.0	116.2	115.8	0.4					
宿泊業、飲食サービス業	19.9	168.3	157.6	10.7	14.3	75.9	74.5	1.4					
生活関連サービス業、娯楽業	21.2	168.1	164.0	4.1	15.0	87.3	86.4	0.9					
教育、学習支援業	18.6	155.6	141.7	13.9	9.3	48.2	47.8	0.4					
医療、福祉	19.5	158.1	152.3	5.8	13.6	76.9	76.2	0.7					
複合サービス事業	19.4	160.5	150.9	9.6	16.3	114.9	110.8	4.1					
サービス業(他に分類されないもの)	19.8	163.5	151.3	12.2	15.4	93.6	90.4	3.2					

資料：県統計課「毎月勤労統計調査」

参考図1 年間総実労働時間の推移(調査産業計、規模30人以上)



※年間総労働時間は年平均総実労働時間を12倍して、小数点第一位を四捨五入したものである。 資料：県統計課「毎月勤労統計調査」

参考表3～5は厚生労働省が実施した「平成22年賃金構造基本統計調査」結果の滋賀県分の一部を抜粋し掲載したものです。この調査の産業分類は県の労働条件実態調査とは必ずしも一致しませんので取扱いには注意してください。

参考表3 新規学卒者の初任給額（滋賀県）

初任給額とは、平成22年に採用し6月30日現在で実際に雇用している新規学卒者について、所定内給与額（所得税、社会保険料等控除前の「きまって支給する現金給与額」から超過労働給与額を差し引いた額）から通勤手当を除いたものであり、かつ平成22年6月30日現在で平成22年度の額として確定したものといいます。

平成22年（2010年）6月30日現在

	産業計	製造業	卸売業・小売業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業（他に分類されないもの）
男性	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
学歴計	183.5	183.4	173.2	206.0	151.1	156.0	149.2	185.0	178.5
高校卒	160.1	161.5	163.9	159.3	134.0	155.0	148.8	—	159.9
高専・短大卒	167.5	174.2	160.9	—	176.8	157.0	140.0	—	—
大学卒	194.1	196.6	184.4	210.9	182.1	—	153.0	185.0	189.2
女性									
学歴計	175.9	171.8	164.5	203.7	165.1	156.9	170.4	168.2	154.4
高校卒	156.9	159.2	156.4	160.8	161.9	152.9	150.2	146.1	147.8
高専・短大卒	168.8	164.4	172.1	192.7	169.6	158.7	167.6	—	—
大学卒	186.1	182.0	169.2	156.2	171.8	174.0	179.1	177.0	158.6

資料：厚生労働省「平成22年賃金構造基本統計調査」

参考表4 パートタイム労働者の1時間あたりの所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（滋賀県）

「1日当たりの所定内実労働時間数」とは各個人別ごとに所定内実労働時間数（総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いたもの）を実労働日数で除したものをいいます。また、「1時間当たり所定内給与額」とは各労働者ごとに所定内給与額（所得税、社会保険料等控除前の「きまって支給する現金給与額」から超過労働給与額を差し引いた額）を所定内実労働時間数で除したものをいいます。

平成22年（2010年）6月30日現在

	男性労働者						女性労働者					
	年齢	勤続年数	実労働日数	1日当たり所定内実労働時間数	1時間当たり所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	年齢	勤続年数	実労働日数	1日当たり所定内実労働時間数	1時間当たり所定内給与額	年間賞与その他特別給与額
産業計	歳	年	日	時間	円	千円	歳	年	日	時間	円	千円
製造業	42.4	3.9	16.2	5.3	1056	32.0	45.0	6.1	17.2	5.3	961	43.9
卸売業、小売業	49.2	5.2	18.0	7.0	1171	84.0	48.0	7.7	18.9	6.1	911	60.5
学術研究、専門・技術サービス業	34.3	3.5	17.5	4.5	905	15.7	42.9	6.3	17.5	4.9	938	37.7
宿泊業、飲食サービス業	62.6	12.3	14.1	7.5	1167	63.7	42.9	7.7	19.3	5.8	1163	196.4
生活関連サービス業、娯楽業	32.7	2.7	13.8	5.0	895	4.6	39.6	4.4	15.4	4.8	871	10.5
医療、福祉	44.8	3.7	15.2	6.4	1004	9.8	43.1	4.4	17.0	6.1	913	6.8
複合サービス事業	62.8	2.9	16.8	5.6	1180	21.3	47.0	4.3	15.2	5.1	1171	32.9
サービス業（他に分類されないもの）	56.1	7.6	16.1	6.3	1189	94.5	45.2	5.9	17.9	6.0	886	56.0
	51.7	4.9	12.9	6.7	1022	30.5	51.8	3.1	15.1	5.2	944	10.6

資料：厚生労働省「平成22年賃金構造基本統計調査」

参考表5 年齢階級別きまつて支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（滋賀県 平成22年（2010年）6月30日現在）

「所定内実労働時間」とは総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいいます。「きまつて支給する給与額」とは手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額であります。

業種計	企業規模計（10人以上）										1,000人以上										100~999人									
	年齢		所定内実労働時間数		超過実労働時間数		年間賞与その他特別給与額		所定内給与額		年間賞与その他特別給与額		所定内給与額		年間賞与その他特別給与額		所定内給与額		年間賞与その他特別給与額		所定内給与額		年間賞与その他特別給与額		所定内給与額		年間賞与その他特別給与額		所定内給与額	
	歳	時間	歳	時間	歳	時間	歳	時間	歳	時間	歳	時間	歳	時間	歳	時間	歳	時間	歳	時間	歳	時間	歳	時間	歳	時間	歳	時間	歳	時間
男	40.7	165	17	356.6	317.5	895.5	38.8	159	20	393.8	341.7	1165.5	40.8	164	17	337.0	303.5	764.1	43.6	174	14	324.0	297.9	645.3	41.0	174	14	324.0	297.9	645.3
~19歳	18.9	166	16	203.3	175.6	154.6	19.1	163	20	217.2	181.0	195.6	18.8	166	7	178.5	163.7	126.5	18.4	175	12	184.6	171.8	32.4	18.4	175	12	184.6	171.8	32.4
20~24歳	23.0	164	21	238.5	200.4	444.2	22.9	162	22	250.5	205.1	564.5	23.0	164	23	230.8	195.4	365.3	23.3	174	17	222.3	198.1	285.5	23.3	174	17	222.3	198.1	285.5
25~29歳	27.4	164	22	278.5	235.8	631.7	27.2	161	25	295.9	242.1	733.6	27.5	163	20	269.7	232.2	571.8	27.7	173	20	259.8	229.8	535.8	27.7	173	20	259.8	229.8	535.8
30~34歳	32.6	164	22	319.0	272.9	742.2	32.3	159	24	336.0	277.7	849.8	32.7	164	21	304.2	263.6	671.1	32.8	175	17	305.4	274.7	630.6	32.8	175	17	305.4	274.7	630.6
35~39歳	37.5	163	20	361.5	314.4	951.6	37.5	159	24	390.2	328.0	1135.7	37.3	163	19	339.1	299.2	815.6	37.5	172	14	337.4	309.3	787.3	37.5	172	14	337.4	309.3	787.3
40~44歳	42.3	166	18	403.8	360.1	1072.4	42.4	158	19	447.2	393.3	1436.3	42.5	166	18	370.4	331.3	825.8	42.2	177	15	363.6	332.7	700.4	42.2	177	15	363.6	332.7	700.4
45~49歳	47.3	165	14	442.1	406.3	1247.2	47.3	158	16	512.2	467.5	1722.3	47.3	166	14	402.9	370.8	969.1	47.4	174	12	387.2	360.6	896.6	47.4	174	12	387.2	360.6	896.6
50~54歳	52.4	165	13	436.1	403.9	1219.0	52.4	157	13	519.4	476.9	1768.2	52.5	167	13	389.9	363.9	969.8	52.3	174	13	382.7	356.6	796.7	52.3	174	13	382.7	356.6	796.7
55~59歳	57.4	165	12	410.0	380.0	1050.2	57.3	156	12	505.5	458.3	1624.9	57.5	163	11	395.2	373.6	1015.2	57.5	176	12	339.1	316.8	574.7	57.5	176	12	339.1	316.8	574.7
60~64歳	62.0	167	7	280.8	266.5	607.8	61.4	157	9	288.2	269.1	885.3	62.0	162	6	281.6	269.9	715.5	62.2	174	7	278.0	263.4	448.0	62.2	174	7	278.0	263.4	448.0
65~69歳	67.0	172	7	337.1	316.1	357.3	67.5	152	4	400.6	354.4	538.9	67.0	175	4	464.7	434.7	428.7	66.9	173	9	246.3	234.6	285.6	66.9	173	9	246.3	234.6	285.6
70歳~	73.5	171	6	418.9	409.5	517.7	70.5	165	0	156.8	156.8	472.4	73.7	168	5	701.3	687.2	282.1	73.4	173	6	250.7	244.1	662.6	73.4	173	6	250.7	244.1	662.6
女	39.1	161	9	240.3	220.8	526.3	36.7	157	13	281.4	251.2	715.7	40.4	158	8	235.8	217.3	473.9	39.9	169	7	208.5	197.4	418.7	39.9	169	7	208.5	197.4	418.7
~19歳	19.1	165	11	180.7	159.4	126.3	19.4	153	26	199.3	165.8	110.3	19.1	163	6	182.3	159.8	153.6	18.8	177	10	166.4	154.7	85.1	18.8	177	10	166.4	154.7	85.1
20~24歳	23.1	166	11	212.3	193.5	355.5	23.2	159	15	234.9	207.7	399.2	23.1	163	10	213.4	193.9	339.5	23.0	174	8	196.3	183.6	336.8	23.0	174	8	196.3	183.6	336.8
25~29歳	27.3	162	10	236.5	213.4	531.2	27.2	161	14	271.3	236.6	614.1	27.3	159	10	225.7	204.9	486.7	27.2	166	5	201.5	191.8	473.1	27.2	166	5	201.5	191.8	473.1
30~34歳	32.5	161	9	248.9	225.5	539.2	32.4	158	15	269.2	235.2	686.3	32.5	160	7	263.5	238.3	473.3	32.5	166	5	198.1	191.1	470.9	32.5	166	5	198.1	191.1	470.9
35~39歳	37.4	160	9	248.6	229.4	616.8	37.5	158	12	269.8	245.2	768.4	37.4	159	7	254.4	234.8	592.8	37.3	166	7	206.4	196.2	415.0	37.3	166	7	206.4	196.2	415.0
40~44歳	42.5	160	9	266.7	245.8	618.6	42.2	155	12	329.9	296.2	894.0	42.7	158	7	237.6	222.4	462.5	42.5	170	8	229.2	216.0	507.0	42.5	170	8	229.2	216.0	507.0
45~49歳	47.4	160	9	246.3	226.8	562.6	47.4	153	13	293.4	260.4	790.5	47.1	155	8	243.4	225.5	549.7	47.7	172	6	209.8	199.8	385.3	47.7	172	6	209.8	199.8	385.3
50~54歳	52.4	158	9	264.6	245.3	672.6	52.4	152	13	338.3	304.7	974.9	52.4	156	9	241.9	222.4	491.4	52.6	165	5	243.1	234.5	708.1	52.6	165	5	243.1	234.5	708.1
55~59歳	57.5	162	6	234.7	222.8	526.2	57.4	156	10	326.9	308.9	1160.2	57.5	157	4	227.4	217.1	495.9	57.4	170	8	210.7	199.1	338.2	57.4	170	8	210.7	199.1	338.2
60~64歳	62.0	164	4	217.5	203.9	408.4	61.6	146	2	233.1	226.9	660.5	62.1	162	4	237.1	220.3	483.9	62.1	170	6	198.8	185.2	277.5	62.1	170	6	198.8	185.2	277.5
65~69歳	66.6	156	5	185.2	174.0	297.4	66.6	155	15	320.1	310.1	1032.4	66.4	148	3	157.4	152.0	190.9	67.1	177	6	210.3	184.4	322.2	67.1	177	6	210.3	184.4	322.2
70歳~	73.3	164	0	238.6	222.4	271.7	71.5	135	0	377.1	377.1	1531.0	73.5	154	0	126.2	118.3	0.0	73.4	169	0	254.7	235.1	232.0	73.4	169	0	254.7	235.1	232.0

資料：厚生労働省「平成22年賃金構造基本統計調査」

年齢階級別引きまつて支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（賀賀県平成22年（2010年）6月30日現在）

「所定内実労働時間数」とは総実労働時間であり、「所定内保険料など」を控除する前の額であります。

資料：厚生労働省「平成22年賃金構造基本統計調査」

参考表5 年齢階級別きままで支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(滋賀県平成22年(2010年)6月30日現在)

「所定内実労働時間」とは総実労働時間数から超過労働時間数を差し引いた時間数をいいます。「きまつて支給する給与額」とは手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額であり、「所定内給与額」とは手取り額をいいます。

資料：厚生勞動省「平成22年賃金構造基本統計調査」

参考表5 年齢階級別きまつて支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（滋賀県 平成22年（2010年）6月30日現在）

「所定内実労働時間」とは総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいいます。「きまつて支給する給与額」とは手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額をいいます。

	企業規模計（10人以上）	1,000人以上										100~999人										10~99人												
		年齢		所定内実労働時間数		超過実労働時間数		年間賞与その他特別給与額		所定内実労働時間数		超過実労働時間数		年間賞与その他特別給与額		所定内実労働時間数		超過実労働時間数		年間賞与その他特別給与額		所定内実労働時間数		超過実労働時間数		年間賞与その他特別給与額		所定内実労働時間数		超過実労働時間数		年間賞与その他特別給与額		
		歳	時間	歳	時間	歳	時間	歳	時間	歳	時間	歳	時間	歳	時間	歳	時間	歳	時間	歳	時間	歳	時間	歳	時間	歳	時間	歳	時間	歳	時間			
卸売業、小売業																																		
男	40.6	166	9	340.4	321.4	886.6	39.7	167	6	356.7	343.6	1126.9	38.8	162	12	336.8	313.9	816.8	44.1	171	9	328.9	309.4	738.7										
～19歳	19.5	168	4	174.7	166.8	330.8	19.5	168	4	163.3	158.7	361.0	19.5	165	4	231.9	207.0	180.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20～24歳	23.0	161	7	219.0	209.0	348.6	23.5	170	6	216.1	206.9	502.7	22.8	158	8	214.9	203.4	301.8	22.9	164	2	237.9	233.3	375.6										
25～29歳	27.4	164	11	262.2	244.2	686.5	27.4	167	8	272.2	256.7	808.2	27.0	159	14	263.0	241.4	610.4	27.9	170	9	246.6	231.9	663.8										
30～34歳	32.8	168	7	303.6	289.6	841.5	32.6	175	4	303.3	294.9	865.6	32.8	161	10	313.0	294.8	801.8	32.9	168	8	285.6	270.6	879.4										
35～39歳	37.3	166	11	373.4	348.6	1026.9	37.3	166	8	394.5	375.5	1292.4	37.3	162	16	373.2	342.5	869.7	37.3	171	7	348.3	324.5	920.4										
40～44歳	42.1	168	10	364.6	342.8	977.4	41.8	167	4	379.0	370.1	1274.4	42.2	164	18	369.8	330.2	813.2	42.3	174	7	345.0	328.3	847.0										
45～49歳	47.2	168	7	426.1	411.8	1252.9	47.1	167	5	455.2	445.9	1663.3	47.1	166	8	413.8	396.7	1162.3	47.4	173	4	427.2	414.7	1070.4										
50～54歳	52.6	164	11	398.8	376.0	1038.2	52.7	160	7	439.2	422.2	1409.1	52.9	168	14	390.6	362.2	975.6	52.4	162	11	369.4	347.3	754.4										
55～59歳	57.4	167	13	396.5	366.7	907.3	57.8	162	5	414.3	399.5	1199.0	57.3	164	11	395.4	368.9	1042.4	57.1	173	19	383.6	339.6	576.3										
60～64歳	61.6	162	2	263.4	260.5	492.9	60.9	151	2	194.3	191.1	517.3	61.5	161	3	243.6	240.9	547.0	62.0	167	2	299.4	296.4	455.5										
65～69歳	67.3	187	18	215.4	197.5	95.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	67.3	187	18	215.4	197.5	95.9						
70歳～	78.3	169	25	168.8	145.2	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	78.3	169	25	168.8	145.2	0.0						
女	37.0	163	7	216.0	206.9	452.6	34.5	161	2	239.6	236.8	610.1	36.3	165	9	218.7	206.2	426.3	39.4	163	7	197.2	188.7	386.0										
～19歳	19.5	166	5	176.4	170.0	146.4	—	—	—	—	—	—	19.5	164	6	183.1	175.5	167.7	19.5	175	0	140.0	140.0	30.0										
20～24歳	22.7	162	4	191.2	186.0	323.7	23.6	163	3	193.8	189.8	418.1	22.3	159	5	196.5	189.9	355.5	22.7	168	2	175.1	171.7	122.8										
25～29歳	26.9	160	5	215.2	208.4	492.4	27.1	168	0	247.4	247.2	483.4	26.4	160	8	219.2	208.3	535.6	27.4	153	5	178.3	171.1	439.2										
30～34歳	32.2	161	8	217.7	206.0	585.1	32.7	161	2	232.4	226.8	741.4	31.7	163	9	245.3	231.1	645.1	32.5	158	10	179.3	166.3	419.8										
35～39歳	37.6	170	9	239.2	226.7	535.2	37.4	160	0	287.4	287.4	885.8	37.8	179	15	260.6	238.2	564.8	37.6	167	9	192.2	183.6	324.0										
40～44歳	42.3	160	9	225.7	216.2	553.1	41.6	153	2	243.3	238.6	815.3	42.9	165	14	225.8	209.7	426.4	42.1	158	5	216.0	212.2	569.3										
45～49歳	47.4	162	10	229.7	219.4	399.5	48.2	149	0	191.5	191.0	283.8	46.4	162	12	259.9	245.5	457.0	48.5	167	10	200.5	192.7	357.5										
50～54歳	52.5	169	11	233.7	220.3	492.0	53.2	170	5	406.7	397.7	1331.4	52.8	168	13	194.1	176.3	219.5	51.7	169	9	225.3	217.6	593.0										
55～59歳	57.3	164	8	207.1	197.0	238.5	56.9	148	4	195.6	194.5	339.7	56.7	171	8	185.7	181.0	192.8	58.0	167	11	235.0	214.5	229.1										
60～64歳	62.1	173	3	191.6	185.6	183.1	61.8	135	1	150.0	148.4	215.0	61.9	175	5	161.4	156.6	57.0	62.3	178	2	216.7	209.2	257.2										
65～69歳	68.5	176	11	255.5	240.5	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11	255.5	240.5	0.0								
70歳～	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

年齢階級別きまつて支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他の特別給与額 (送賀県 平成22年(2010年)6月30現在)

「所定内実労働時間」とは総額の前回の額である。この額を「所定内給付額」とし、この額と「超過実労働時間」の額を差し引いた額を「超過労働給付額」として支給する。

資料：厚生労働省「平成22年賃金構造基本統計調査」

参考表5 年齢階級別きまつて支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（滋賀県 平成22年（2010年）6月30日現在）

「所定内実労働時間」とは総実労働時間を数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいいます。「きまつて支給する給与額」とは手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額であります。

		企業規模計（10人以上）		1,000人以上		100~999人		10~99人		年間賞与その他特別給与額 支給する現金給与額																
		年齢	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	年齢	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	年齢	所定内実労働時間数	超過実労働時間数																
学術研究・専門・技術サービス業	男女 計	38.6	162	21	354.9	314.9	1017.0	38.4	158	12	395.5	363.7	1177.4	38.2	164	26	324.7	278.4	1055.9	39.7	168	39	284.4	230.2	527.4	
～19歳		18.6	161	64	247.4	169.3	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18.6	161	64	247.4	169.3	0.0	
20～24歳		22.7	160	23	231.4	198.1	440.7	23.1	155	11	239.8	219.0	459.1	22.2	168	25	213.5	178.6	435.8	22.3	157	57	243.5	172.8	391.3	
25～29歳		27.5	164	33	301.8	246.7	775.2	27.4	161	17	315.3	277.0	856.9	27.3	165	38	282.1	221.2	863.4	27.9	171	68	288.4	196.4	469.7	
30～34歳		32.6	161	23	321.5	276.4	918.2	32.5	158	14	328.2	295.9	964.8	32.8	164	32	312.6	252.9	871.4	32.6	174	55	304.5	219.7	751.4	
35～39歳		37.8	160	26	353.9	296.8	1054.2	37.9	156	19	391.5	338.5	1227.7	37.6	162	38	347.3	271.4	1163.5	37.6	168	32	256.4	212.2	417.8	
40～44歳		42.4	163	17	395.0	360.3	1196.2	42.5	158	10	461.1	430.0	1468.5	42.2	166	18	349.8	317.7	1126.4	42.7	171	34	280.7	231.0	526.8	
45～49歳		47.5	163	7	410.9	397.7	1180.0	47.4	163	3	476.5	469.9	1275.8	47.7	162	10	391.5	374.3	1560.7	47.6	166	15	287.6	263.5	582.0	
50～54歳		52.1	164	11	431.9	409.1	1402.8	52.0	163	4	497.7	484.4	1827.0	52.2	160	7	443.7	427.3	1524.5	52.3	167	27	310.9	267.7	595.0	
55～59歳		57.3	162	11	453.9	428.4	1288.7	57.2	160	8	589.7	563.1	1694.7	58.1	165	10	317.1	292.5	1100.5	56.8	163	18	319.0	294.9	636.5	
60～64歳		60.9	147	3	227.0	220.7	1225.8	60.5	136	1	194.7	194.0	940.8	61.5	161	7	274.2	259.3	1702.5	60.5	168	0	230.0	230.0	345.7	
65～69歳		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
70歳～		73.5	168	0	267.0	267.0	4393.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業、飲食サービス業	男女 計	39.5	179	10	252.4	237.7	304.8	36.0	170	16	273.7	249.6	493.0	40.9	180	9	237.9	222.8	288.8	40.3	183	8	253.5	244.4	211.6	
～19歳		18.6	180	15	171.8	147.9	4.1	—	—	—	—	—	—	18.6	179	24	189.1	151.1	6.5	18.5	181	0	142.5	142.5	0.0	
20～24歳		22.9	181	13	193.9	177.0	199.8	23.3	172	12	203.5	186.6	210.5	22.6	181	20	188.7	163.5	216.3	22.9	188	6	190.8	182.7	173.3	
25～29歳		27.6	178	11	229.2	211.6	254.7	27.0	163	20	237.8	205.3	374.5	28.0	183	8	220.9	201.8	320.6	27.7	184	9	228.6	219.2	164.3	
30～34歳		32.6	188	14	274.5	254.2	411.8	32.4	174	18	314.0	282.2	705.8	32.7	193	18	254.7	234.7	353.7	32.8	198	6	246.4	238.5	133.0	
35～39歳		37.2	169	9	259.9	248.9	303.4	37.1	173	12	291.5	279.6	560.5	37.3	157	4	223.7	213.8	204.6	37.2	179	14	276.9	265.4	220.3	
40～44歳		42.8	188	12	285.3	267.4	371.7	43.3	171	29	304.9	277.9	546.8	43.1	188	11	264.7	245.2	438.9	42.4	194	7	295.4	281.8	261.8	
45～49歳		46.9	183	8	286.8	273.2	393.6	46.3	161	18	287.2	259.7	471.0	47.0	193	4	286.4	275.3	394.1	47.1	181	8	287.0	276.4	339.6	
50～54歳		52.8	179	9	301.9	288.9	326.9	52.8	168	17	334.0	302.2	668.8	53.2	189	3	290.8	284.5	298.8	52.5	176	9	295.5	286.1	180.5	
55～59歳		57.9	177	8	277.9	269.2	394.2	57.1	167	16	273.0	249.4	442.0	58.3	180	3	252.5	247.2	408.4	57.6	175	12	319.6	310.5	356.2	
60～64歳		62.6	174	4	205.3	197.2	176.5	62.2	149	11	153.4	141.6	18.6	62.1	188	3	196.9	184.7	117.5	62.8	170	3	218.0	212.7	232.6	
65～69歳		67.3	160	5	178.3	171.2	78.7	67.5	177	0	142.9	142.9	0.0	68.0	145	10	168.0	153.2	70.8	66.6	173	0	195.1	194.8	100.6	
70歳～		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

参考表5 年齢階級別きまつて支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（滋賀県 平成22年（2010年）6月30日現在）

「所定内実労働時間」とは総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいいます。「きまつて支給する給与額」とは手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額であります。

	企業規模計（10人以上）	1,000人以上										100～999人										10～99人																										
		年齢		所定内実労働時間数		超過実労働時間数		年齢		所定内実労働時間数		超過実労働時間数		年齢		所定内実労働時間数		超過実労働時間数		年齢		所定内実労働時間数		超過実労働時間数		年齢		所定内実労働時間数		超過実労働時間数																		
		年齢	時間	時間	時間	時間	時間	年齢	時間	時間	時間	年齢	時間	時間	年齢	時間	時間	年齢	時間	時間	年齢	時間	時間	年齢	時間	時間	年齢	時間	時間	年齢	時間																	
業、娯楽業 男 女 計	44.8	187	8	309.1	289.3	566.4	33.6	173	21	302.8	265.1	524.2	38.5	171	6	236.4	228.3	261.3	47.3	193	8	331.3	309.1	660.5	~19歳	19.5	2	154.0	152.2	183	2	154.0	152.2	80.1														
20～24歳	22.0	179	6	183.6	173.6	89.5	23.5	171	10	243.2	176.5	125.0	22.4	180	5	183.5	177.9	93.9	21.3	178	7	176.8	167.9	239.8	25～29歳	27.5	8	242.4	224.3	290.7	11	212.5	200.0	503.5														
30～34歳	32.6	190	4	324.2	305.7	698.5	31.0	169	23	312.1	278.3	558.7	32.4	175	5	289.6	282.9	380.5	32.9	198	0	336.1	316.8	813.2	35～39歳	38.2	6	348.4	327.9	791.6	16	316.0	280.3	937.8														
40～44歳	42.3	187	14	331.8	304.0	535.4	40.5	171	46	386.0	358.8	600.0	42.6	169	9	260.7	245.6	334.3	42.2	192	14	349.5	318.2	587.5	45～49歳	46.6	5	362.7	344.7	782.4	15	269.0	244.1	992.2														
50～54歳	52.0	183	4	374.9	367.3	526.8	54.5	187	24	284.1	244.4	460.0	52.6	163	2	227.6	225.2	341.1	51.5	192	4	447.8	439.3	616.5	55～59歳	57.2	10	292.5	269.4	496.5	~	~	~	11	298.1	272.6	514.8											
60～64歳	62.1	189	8	325.0	300.9	736.1	~	~	~	~	~	~	~	62.0	5	190.8	183.9	40.4	62.2	191	9	332.6	307.6	775.7	65～69歳	67.0	170	19	189.2	169.2	16.0	~	~	~	19	173.0	154.4	12.2										
70歳～	76.2	195	0	222.2	222.2	44.0	~	~	~	~	~	~	~	71.5	0	201.1	179.9	76.3	196	0	222.8	222.8	40.2	-47-	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~								
教育、学習支援業 男 女 計	42.3	169	5	409.4	398.1	1429.8	44.7	163	6	483.1	464.9	2042.7	42.5	172	2	426.1	421.2	1509.6	39.2	170	12	286.8	267.6	553.4	~19歳	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~							
20～24歳	23.2	175	3	188.5	184.7	186.4	~	~	~	~	~	~	~	23.5	168	4	191.6	186.0	141.7	22.8	184	1	184.6	183.1	243.6	25～29歳	27.9	7	250.9	238.7	529.1	156	8	295.2	273.6	1114.8	27.9	175	4	267.7	259.9	622.0	27.6	168	12	222.2	206.5	303.1
30～34歳	32.7	168	8	331.9	314.2	801.1	33.0	160	8	378.9	353.6	966.5	32.8	170	4	320.8	311.4	767.0	32.3	175	18	283.2	257.3	617.0	35～39歳	37.4	6	354.3	339.5	1191.0	37.8	165	10	361.9	333.8	1456.3	37.2	171	2	370.8	364.9	1286.3	37.4	165	14	279.1	259.0	315.9
40～44歳	42.7	172	4	434.1	424.3	1628.4	42.8	165	6	403.5	392.3	1978.5	42.7	174	2	459.6	454.4	1721.2	42.3	170	11	381.8	358.0	922.5	45～49歳	47.7	7	481.0	466.2	1861.3	48.4	160	3	529.9	519.7	2476.7	47.3	174	1	504.0	499.8	1939.3	47.5	155	27	358.7	312.8	808.1
50～54歳	52.2	168	3	578.8	569.5	2358.1	52.0	166	5	606.4	584.7	2821.3	52.3	168	1	570.8	568.0	2247.1	51.8	170	5	536.7	529.6	1520.9	55～59歳	56.9	3	567.7	560.0	2386.1	56.2	166	2	677.5	666.3	3077.8	57.4	171	0	540.3	540.0	2311.4	57.2	172	16	345.1	319.8	620.6
60～64歳	62.3	170	1	498.9	496.9	1942.3	62.0	171	0	634.7	634.7	2978.5	62.4	171	0	582.0	582.0	2461.5	62.3	169	5	241.0	233.4	250.4	65～69歳	66.7	172	0	438.2	438.2	1659.5	66.5	165	0	564.0	564.0	2011.0	65.5	185	0	337.5	337.5	2039.4					
70歳～	73.4	168	0	290.8	290.8	938.5	~	~	~	~	~	~	~	70.5	0	786.3	786.3	2725.0	74.5	160	0	105.0	105.0	268.5	-47-	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~							

資料：厚生労働省「平成22年賃金構造基本統計調査」

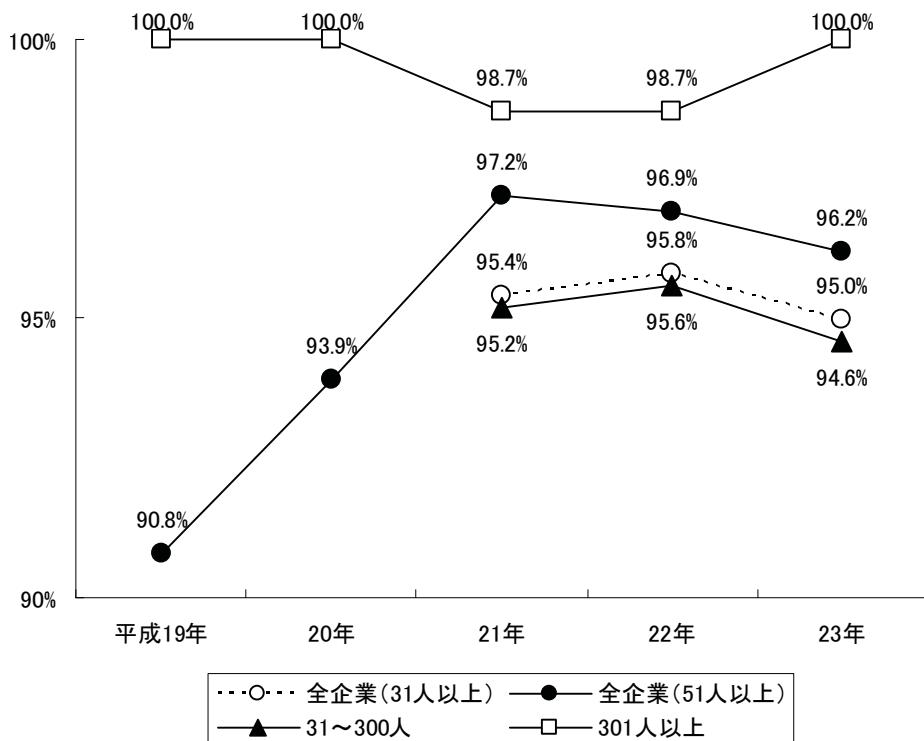
年齢階級別引きまつて支給する現金給与額、所定内給与額及び年情賞与その他特別給与額（賀賀賞）平成22年（2010年）6月30日現在

「所定内実労働時間」とは総寒労働時間であり、「所定内給与額」とは会保険料などを控除する前の額であります。「きまつて支給する給与額」とは手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを引いたものであります。

企業規模計(10人以上)		1,000人以上												100~999人															
		年齢				所定内実労働時間数				超過実労働時間数				年齢				所定内実労働時間数				超過実労働時間数				年齢			
		年齢	年間賞与 その他特 別給与額	支給す る現金 給与額	きまつて る現金 給与額	年齢	年間賞与 その他特 別給与額	支給す る現金 給与額	きまつて る現金 給与額	年齢	年間賞与 その他特 別給与額	支給す る現金 給与額	きまつて る現金 給与額	年齢	年間賞与 その他特 別給与額	支給す る現金 給与額	きまつて る現金 給与額	年齢	年間賞与 その他特 別給与額	支給す る現金 給与額	きまつて る現金 給与額	年齢	年間賞与 その他特 別給与額	支給す る現金 給与額	きまつて る現金 給与額				
複合サービス事業	42.3	167	7	304.6	291.8	1026.3	43.0	158	10	352.4	331.6	1442.7	41.6	170	7	290.9	279.7	931.9	44.8	163	5	295.0	287.0	807.7					
～19歳	19.5	167	1	190.8	189.6	326.4	—	—	—	—	—	—	19.5	167	1	190.8	189.6	326.4	—	—	—	—	—	—	—				
20～24歳	23.0	172	12	202.2	186.2	399.5	23.9	153	4	207.5	203.2	747.8	22.8	174	10	197.8	184.8	358.4	24.5	177	87	296.9	167.3	315.3					
25～29歳	27.2	166	7	213.0	203.2	758.5	27.6	155	12	221.5	205.5	1005.7	27.0	170	5	210.2	202.5	668.0	27.5	169	5	206.8	200.7	664.3					
30～34歳	32.7	167	11	260.2	241.7	904.8	32.1	154	8	277.1	260.7	1205.4	33.0	171	13	259.8	238.3	839.7	32.3	165	6	245.7	236.0	860.4					
35～39歳	37.4	166	10	292.3	274.6	997.0	37.9	160	9	350.3	333.3	1455.2	37.4	169	10	280.5	262.9	918.7	37.1	166	16	238.4	217.8	441.1					
40～44歳	42.2	167	8	317.5	300.6	1154.4	42.1	156	13	363.7	335.2	1649.3	42.4	172	7	307.7	292.1	1014.6	41.4	166	2	286.8	282.2	969.3					
45～49歳	47.7	166	5	338.0	328.5	1177.5	47.3	156	15	380.1	351.5	1418.0	47.8	168	2	324.2	319.2	1120.1	47.4	170	0	352.0	351.0	1072.4					
50～54歳	52.6	170	3	417.0	410.1	1425.6	52.2	159	9	487.6	462.9	1946.7	52.6	178	1	396.5	394.2	1325.0	52.9	157	1	404.6	402.6	1164.1					
55～59歳	57.0	165	8	339.5	327.4	1129.5	57.9	164	8	400.1	381.3	1615.7	56.6	166	9	323.8	313.3	1054.8	57.1	159	5	293.0	286.6	535.4					
60～64歳	62.2	160	3	216.7	210.8	435.8	61.9	166	5	308.7	300.9	942.3	62.2	157	3	186.2	178.8	323.9	62.4	160	0	193.4	193.4	160.0					
65～69歳	66.5	160	0	152.6	152.6	95.0	—	—	—	—	—	—	67.5	166	0	125.1	125.1	0.0	65.5	154	0	180.0	180.0	190.0					
70歳～	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
サービス業(他に分類されないもの)																													
男 女 計	42.4	166	20	275.2	240.5	492.1	37.1	162	30	294.3	230.7	645.6	44.0	168	21	246.3	217.6	295.6	44.5	168	12	298.9	278.5	636.1					
～19歳	18.9	165	9	172.0	158.8	52.1	—	—	—	—	—	—	18.5	171	1	190.7	167.4	0.0	19.1	162	12	164.9	155.5	71.6					
20～24歳	23.2	166	23	224.0	186.6	227.2	23.2	164	19	213.8	165.6	144.9	23.6	168	31	230.1	191.8	261.4	22.7	168	16	225.8	202.3	266.9					
25～29歳	27.5	167	25	236.3	198.4	343.5	27.7	164	30	244.8	189.8	442.3	27.5	170	21	218.6	190.5	242.8	27.5	169	23	252.9	224.8	361.9					
30～34歳	32.8	167	22	260.4	220.5	424.1	32.9	164	35	283.3	207.1	511.1	32.8	165	19	226.0	200.5	271.5	32.6	173	13	295.2	275.1	597.8					
35～39歳	37.4	167	27	312.7	261.0	621.2	37.4	161	32	314.5	240.9	615.2	37.4	173	30	293.7	248.1	524.5	37.5	168	17	333.0	303.4	745.7					
40～44歳	42.0	170	23	327.2	293.2	625.9	41.8	162	34	351.9	289.0	1067.5	42.0	172	33	282.3	248.6	245.8	42.2	172	6	359.2	344.4	739.1					
45～49歳	47.1	164	17	321.3	287.3	813.2	46.4	157	26	335.0	276.8	1077.9	47.5	168	17	276.0	256.3	462.1	47.2	163	10	357.2	324.4	990.6					
50～54歳	52.6	167	16	309.8	278.9	572.2	52.5	152	22	337.4	295.3	939.2	52.7	178	20	300.3	262.6	270.5	52.5	160	9	308.6	291.2	769.9					
55～59歳	57.7	168	19	291.4	263.7	534.9	57.0	164	27	320.2	240.1	826.5	57.7	169	28	262.1	232.3	248.7	57.8	167	6	318.1	308.4	792.1					
60～64歳	61.9	166	12	240.8	221.3	418.2	61.7	149	4	269.1	259.5	869.1	61.8	166	14	249.7	226.0	460.8	62.0	167	10	231.7	214.7	349.3					
65～69歳	66.5	154	1	151.2	147.0	95.5	—	—	—	—	—	—	66.5	150	0	133.3	129.8	27.6	66.4	167	4	200.1	193.9	281.0					
70歳～	73.8	169	0	189.1	185.9	322.0	70.5	165	0	156.8	156.8	472.4	73.5	171	0	146.9	143.6	23.3	76.0	162	0	405.4	401.7	1740.5					

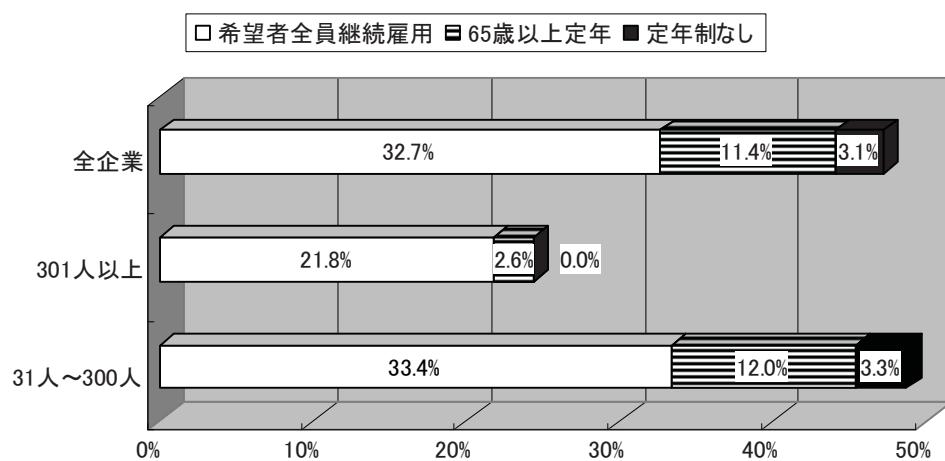
資料：厚生勞動省「平成22年賃金構造基本統計調查」

参考図2 高年齢者雇用確保措置の実施状況（滋賀県内、企業規模別）



資料：滋賀労働局「平成23年『高年齢者の雇用状況』」

参考図3 希望者全員が65歳以上まで働く企業の状況（滋賀県内、企業規模別）



資料：滋賀労働局「平成23年『高年齢者の雇用状況』」

参考表6は、県労働雇用政策課が実施した「労働組合基礎調査」の結果であり、組合数・組合員数は単位労働組合・単一労働組合の組合数・組合員数の合計です。

(注) 単位組織組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行える下部組織（支部等）を持たない労働組合をいい、単一組織組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に下部組織（支部等）を有する労働組合をいいます。

参考表6-1 県内の労働組合数・組合員数

(各年6月末日現在)

区分	組合数 (組合)	組合員数 (人)	対前年増減数		対前年増減率	
			組合数 (組合)	組合員数 (人)	組合数 (%)	組合員数 (%)
平成2年(1990)	793	120,370	3	1,274	0.4	1.1
3年(1991)	801	122,961	8	2,591	1.0	2.2
4年(1992)	800	125,415	▲1	2,454	▲0.1	2.0
5年(1993)	794	126,890	▲6	1,475	▲0.8	1.2
6年(1994)	795	127,447	1	557	0.1	0.4
7年(1995)	784	125,710	▲11	▲1,737	▲1.4	▲1.4
8年(1996)	792	123,351	8	▲2,359	1.0	▲1.9
9年(1997)	795	123,063	3	▲288	0.4	▲0.2
10年(1998)	783	121,460	▲12	▲1,603	▲1.5	▲1.3
11年(1999)	777	119,177	▲6	▲2,283	▲0.8	▲1.9
12年(2000)	767	116,287	▲10	▲2,890	▲1.3	▲2.4
13年(2001)	766	114,097	▲1	▲2,190	▲0.1	▲1.9
14年(2002)	756	109,134	▲10	▲4,963	▲1.3	▲4.3
15年(2003)	779	106,259	23	▲2,875	3.0	▲2.6
16年(2004)	763	102,745	▲16	▲3,514	▲2.1	▲3.3
17年(2005)	734	100,067	▲29	▲2,678	▲3.8	▲2.6
18年(2006)	718	100,176	▲16	109	▲2.2	0.1
19年(2007)	711	99,873	▲7	▲303	▲1.0	▲0.3
20年(2008)	715	100,061	4	188	0.6	0.2
21年(2009)	743	102,088	28	2,027	3.9	2.0
22年(2010)	736	102,131	▲7	43	▲0.9	0.0
23年(2011)	734	101,010	▲2	▲1,121	▲0.3	▲1.1

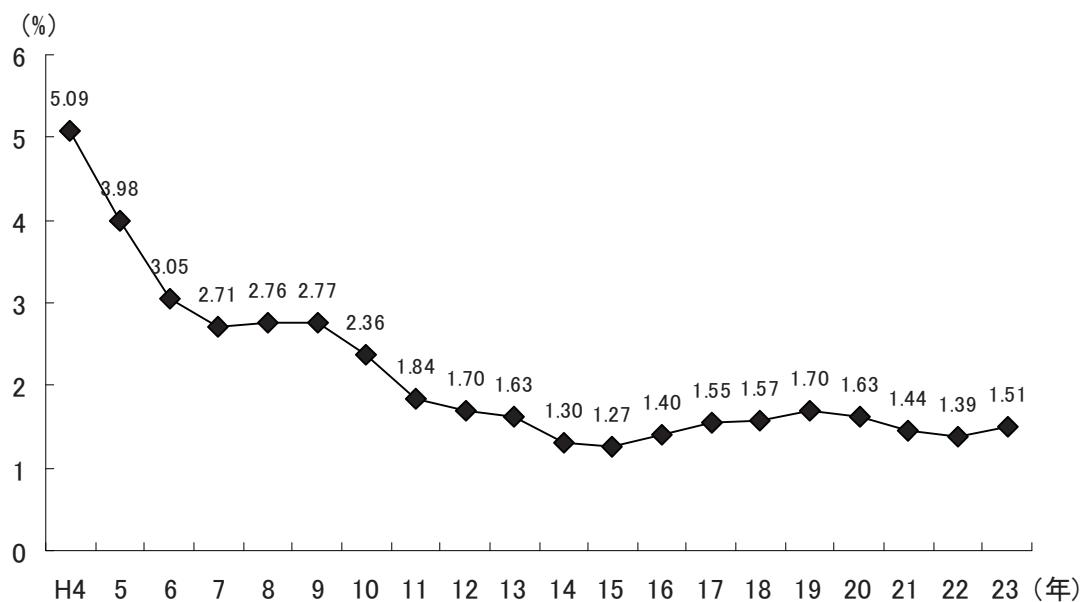
参考表6-2 上部組織への加盟状況

上部団体への加盟状況	組合数 (組合)	組合員数		対前年増減数		対前年増減率	
		構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	組合数 (組合)	組合員数 (人)	組合数 (%)
連合滋賀	419	57.1	66,515	65.8	1	▲710	0.2
滋賀県労連	121	16.5	9,314	9.2	▲5	▲701	▲4.0
上記に属さない組合	194	26.4	25,181	24.9	2	290	1.0
合 計	734	100.0	101,010	100.0	▲2	▲1,121	▲0.3

参考表 6-3 産業別労働組合数・組合員数の状況

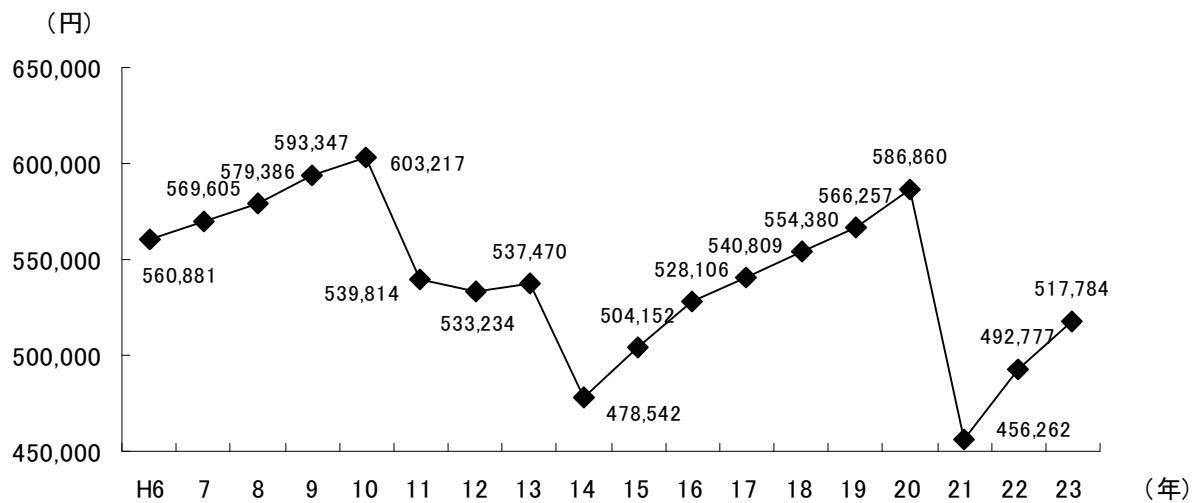
業種	組合数		組合員数		対前年増減数		対前年増減率	
	(組合)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	組合数(組合)	組合員数(人)	組合数(%)	組合員数(%)
農業、林業	2	0.3	18	0.0	0	0	0.0	0.0
建設業	23	3.1	2,746	2.7	0	▲ 62	0.0	▲ 2.2
製造業	261	35.6	57,709	57.1	2	843	0.8	1.5
電気・ガス・熱供給・水道業	8	1.1	1,245	1.2	0	1	0.0	0.1
情報通信業	6	0.8	72	0.1	0	▲ 1	0.0	▲ 1.4
運輸業、郵便業	77	10.5	3,212	3.2	▲ 1	▲ 135	▲ 1.3	▲ 4.0
卸売業・小売業	98	13.4	5,398	5.3	0	▲ 290	0.0	▲ 5.1
金融業・保険業	18	2.5	4,891	4.8	0	▲ 52	0.0	▲ 1.1
学術研究、専門・技術サービス業	8	1.1	608	0.6	0	22	0.0	3.8
宿泊業、飲食サービス業	7	1.0	283	0.3	0	▲ 7	0.0	▲ 2.4
生活関連サービス業、娯楽業	6	0.8	1,459	1.4	0	▲ 80	0.0	▲ 5.2
教育、学習支援業	50	6.8	4,900	4.9	0	▲ 551	0.0	▲ 10.1
医療、福祉	67	9.1	4,693	4.6	▲ 2	▲ 521	▲ 2.9	▲ 10.0
複合サービス事業	24	3.3	3,601	3.6	0	▲ 42	0.0	▲ 1.2
サードパーティ業 (他に分類されないもの)	8	1.1	143	0.1	0	▲ 4	0.0	▲ 2.7
公務	67	9.1	9,966	9.9	▲ 2	▲ 243	▲ 2.9	▲ 2.4
分類不能の産業	4	0.5	66	0.1	1	1	33.3	1.5
合計	734	100.0	101,010	100.0	▲ 2	▲ 1,121	▲ 0.3	▲ 1.1

参考図 4 春季賃上げ率の推移



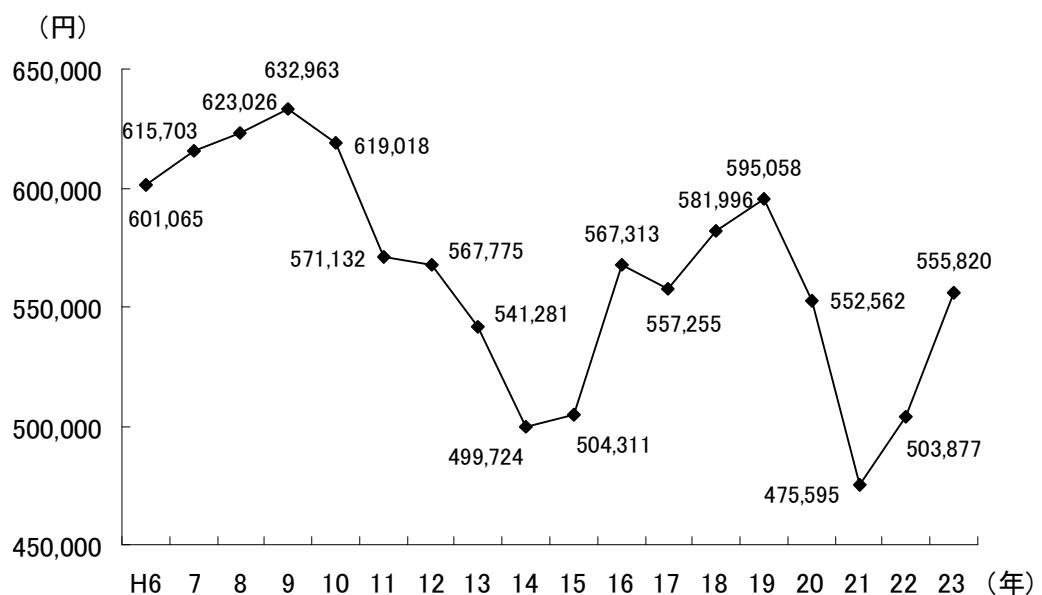
資料：県労働雇用政策課「春季賃上げ要求・妥結状況調査結果」

参考図5 夏季一時金妥結額の推移



資料：県労働雇用政策課「夏季一時金要求・妥結状況調査結果」

参考図6 年末一時金妥結額の推移



資料：県労働雇用政策課「年末一時金要求・妥結状況調査結果」

IV. 資料（調查票）

平成 23 年 労働条件実態調査(質問用紙)

【調査についてのお願い】

平素は本県の労働行政の推進につきまして、格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、滋賀県では、無作為で抽出した県内 1,000 の民営事業所を対象として、そこで雇用されている労働者の方々の労働条件を明らかにすることにより、雇用管理等の改善と労使関係の安定を図るための基礎資料を得ることを目的に「労働条件実態調査」を実施しております。

無作為抽出の結果、貴事業所を調査対象とさせていただきたいと思います。ご多忙中のところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、ご協力いただきました事業所で希望される方には、調査結果をまとめた「平成 23 年版滋賀県の労働条件」を送付させていただきます。

平成 23 年 7 月

事業主各位

滋賀県商工観光労働部長 堀井 拡

【記入にあたってのお願い】

- 企業全体ではなく、この調査票の送付先である**貴事業所のみの状況について**ご記入ください。（調査対象が本店となっている場合は、本店のみについてご記入ください。）
なお、貴事業所のみで判断できない項目や把握できない項目については、お手数ですが本店等にご確認のうえ回答してください。
- 調査時点は特に断りのない限り**平成 23 年(2011 年)6 月 30 日現在**です。
- この調査でいう「制度」とは、労働協約、就業規則等に明示されているものだけでなく、多年にわたる実績があり、現在、慣行として行われているものも含みます。現在の慣行が就業規則等に明示されているものと異なっている場合には、現在の慣行の方についてご記入ください。
- この調査で回答された事項については、統計以外の目的に使用したり、内容を他に漏らしたりすることは**絶対にありません**ので、ありのままをご記入ください。
- 回答につきましては、**別添の回答用紙にご記入ください**。ご記入いただきましたら、**8 月 12 日（金）までに同封の返信用封筒（切手不要）に入れて投函**願います。
- 事業所を閉鎖されたり、休業中の場合は、お手数ですがご連絡願います。

お問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課

おかずみ
労政福祉担当：酒居、北川、岡角

〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

TEL : 077-528-3753

※調査結果をまとめた冊子をご希望の方は、回答用紙の所定の欄に○印をつけてください

【基本事項】

設問01. 貴事業所の事業内容は何ですか。

※企業全体ではなくこの調査票をお送りしている事業所の事業内容を記入してください。

※2つ以上該当する場合は、主たる業務を一つだけ選んでください。

《事業内容》

1. 建設業
2. 製造業
3. 運輸業（倉庫業など、運輸に付帯するサービス業を含む）・通信業
4. 卸売・小売業
5. 金融・保険業
6. 飲食店、宿泊業
7. 医療、福祉
8. 教育、学習支援業
9. サービス業（駐車場業、娯楽業、自動車整備業、廃棄物処理業、宗教を含む）

設問02. 貴事業所の正規社員・正規職員・非正規社員・非正規職員および派遣労働者はそれぞれ何人ですか。回答用紙の所定欄にご記入ください。該当する方がいない場合は0を記入してください。

※企業全体ではなく、この調査票をお送りしている事業所について回答してください。

※非正規社員・非正規職員とは、「パートタイマー」「アルバイト」「契約社員」「臨時社員」など呼び方は異なっても、正規社員・正規職員としてあてはまらない場合に該当します。なお、「派遣労働者」は除いてください。

《労働者数》

	正規社員・正規職員数	非正規社員・非正規職員数	派遣労働者数
男性			
女性			
合計			

【労働組合】

設問03. 貴事業所には、労働組合がありますか。

《労働組合が》

1. ある →設問04へ
2. ない →設問05へ

※設問03で「1」と答えた事業所のみ回答してください。

設問04. 労働組合には、正規社員・職員以外の従業員も加入していますか。

《正規社員・職員以外の従業員も》

1. 加入している
2. 加入していない

【休日・休暇制度】

※休日・休暇制度については、正規社員・職員を対象とします。正規社員・職員がおられない事業所についてはこの項目は記入不要です。→設問12へ

設問05. 貴事業所の就業規則等による週休制は、どのような形態ですか。

《週休制の形態》

1. 週休1日制
2. 週休1日半制
3. 完全週休2日制
4. その他の週休2日制（月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制）
5. その他（月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いもの）

設問06. 貴事業所の年間休日総数は何日ですか。

※就業規則等で年間休日総数を定めていない場合には、最も多くの正規社員・職員に適用されている休日数を選んでください。

《年間休日総数》

1	2	3	4	5	6	7	8
69日	70日	80日	90日	100日	110日	120日	130日
以下	～	～	～	～	～	～	以上

設問07. 貴事業所の最近1年間の年次有給休暇の付与および取得状況について、正規社員・職員1人当たりの平均日数を回答用紙の所定欄に記入してください。

※「最近1年間」とは、年休を付与する区切りとしている期間（年休年度）で、平成23年6月30日までに終了したものとします。

※「平均付与日数」は当該年度内に新たに付与された年次有給休暇の日数の平均です（繰越日数は除く）

※「平均取得日数」は実際に取得した年次有給休暇の日数の平均です。

※年度の途中で入・退社された方は除いてください。

※小数点以下第1位を四捨五入してください。

《1年間の年次有給休暇》

平均付与日数

（繰越分を除く）

平均取得日数

日

設問08. 貴事業所では、年次有給休暇を時間単位もしくは半日単位で取得する制度がありますか。

《年次有給休暇の取得単位》

1. 時間単位の取得を認めている
2. 半日単位の取得を認めている
3. 時間単位・半日単位の両方の取得を認めている
4. いずれも認めていない

設問09. 貴事業所の就業規則等で定められている、年次有給休暇以外の有給休暇制度をすべて選んでください。

《その他の休暇制度（複数回答）》

1. リフレッシュ休暇
2. ボランティア休暇
3. メモリアル休暇
4. 夏季休暇
5. 教育訓練休暇
6. 学校等行事休暇
7. 妻が出産した場合の夫の休暇
8. その他
9. 特ない

※「リフレッシュ休暇」とは、職業生活の節目に労働者のリフレッシュを目的として勤続年数など一定の要件に合致する労働者に付与する有給の連続休暇をいいます。

※「ボランティア休暇」とは、各種の社会貢献活動を行う労働者に付与する有給の休暇をいいます。

※「メモリアル休暇」とは、本人の誕生日や結婚記念日など記念になる日に付与する有給の休暇をいいます。

※「夏季休暇」とは、一般的に7～9月の夏季の期間に与えられる有給の休暇をいいます。

※「教育訓練休暇」とは、職業人としての資質の向上、その他職業に関する教育訓練を受ける労働者に与えられる有給の休暇をいいます。

※「学校等行事休暇」とは、労働者の子の在籍する学校等が実施する行事（入学式など）であって、その子に係るものに出席する場合に与えられる休暇をいいます。

【労働時間】

※労働時間については、正規社員・職員を対象とします。正規社員・職員がおられない事業所について
はこの項目は記入不要です。→設問12へ

設問10. 貴事業所では就業規則等により、変形労働時間制を採用していますか。採用している場合、どのような形態の変形労働時間制を採用していますか。該当するものをすべて選んでください（一部職種でのみ採用している場合でも、「採用している」を選んでください）。

《変形労働時間制の形態（複数回答）》

1. 1週間単位の非定型的変形労働時間制
2. 1か月単位の変形労働時間制（4週5休制、4週6休制、4週7休制の採用による場合も含む）
3. 1年単位の変形労働時間制（1か月を越え1年以下の期間の変形労働時間制）
4. フレックスタイム制
5. 採用していない

※「1週間単位の非定型的変形労働時間制」とは、日ごとの業務に著しい繁閑の差が生ずることが多く、その業務の繁閑が非定型的であり、あらかじめ就業規則等で各日の労働時間の特定をすることが困難な、労働者が30人未満の特定事業所（小売業・旅館・料理店・飲食店）では、労使協定により1週間の労働時間が40時間を超えない範囲で、1日の法定労働時間を超えて労働させることができる制度です。

※「1か月単位の変形労働時間制」とは、就業規則等や労使協定により、1か月以内の一定期間を平均し、1週間当たりの労働時間が法定労働時間を超えない定めをした場合、当該変形期間内において1日および1週の法定労働時間を超えて労働させることができる制度です。

※「1年単位の変形労働時間制」とは、労使協定により1年以内の一定期間を平均し、1週間当たりの労働時間が40時間を超える

い定めをした場合、当該変形期間内において、1日および1週の法定労働時間を超えて労働させることができる制度です。

※「フレックスタイム制」とは、就業規則および労使協定で、精算期間（1か月以内）を平均し、1週間当たりの労働時間が法定労働時間を超えない定めをした場合、労働者にその範囲内で始業および終業の時刻を自由に選択させ、1日および1週の法定労働時間を超えて労働させることができる制度です。

設問11. 貴事業所では労働時間短縮のための取組みを実施していますか。該当する番号をすべて選んでください。

《労働時間短縮のための取組み（複数回答）》

1. 所定内労働時間の短縮
2. 所定外労働時間の削減
3. 週休制の改善
4. 年次有給休暇の付与日数の増加
5. 年次有給休暇の計画的付与の実施
6. 変形労働時間制の導入・活用
7. 連続休暇制度の導入・拡大
8. ノー残業デー、ノー残業ウィークの設定
9. その他
10. いずれも実施していない

【多様な働き方】

設問12. 貴事業所では雇用形態を転換する制度がありますか。非正規社員・職員から正規社員・職員への転換および正規社員・職員から非正規社員・職員への転換それぞれについて、該当する番号を選んでください。

《雇用形態の転換制度》

	制度があり、 実際例もある	制度はあるが、 実際例はない	制度はないが、 実際例はある	制度も実際例も ない
非正規社員・職員から 正規社員・職員へ	1	2	3	4
正規社員・職員から 非正規社員・職員へ	1	2	3	4

【育児・介護休業制度】

※育児・介護休業制度については、特に断りのない限り正規社員・職員と非正規社員・職員を含めた従業員について回答してください。

設問13. 貴事業所において、過去2年間（平成21年4月1日～平成23年3月31日）に従業員（正規社員・職員および非正規社員・職員）またはその配偶者で出産された人がいましたか。過去2年間に出産した女性、または配偶者が出産した男性の数を回答用紙に記入してください。また、そのうち平成23年6月30日までに育児休業を開始した人の数を男女別に回答用紙に記入してください。なお、該当する方がいない場合は、0を記入してください。

《出産者数（または配偶者が出産した人の数）》

出産した女性

--	--	--

人

配偶者が出産した男性

--	--	--

人

《うち育児休業を開始した人の数》

女性

--	--	--

人

男性

--	--	--

人

設問14. 貴事業所では就業規則等に、育児休業制度の定めがありますか。

《育児休業制度の定めが》

1. ある
2. ない

設問15. その他育児のために就業規則等により定めている制度がありますか。正規社員・職員および非正規社員・職員のそれぞれについて、該当する番号をすべて選んでください。

《その他育児のための制度（複数回答）》

	正規社員・職員	非正規社員・職員
育児のための短時間勤務制度	1	1
所定外労働の免除	2	2
育児のためのフレックスタイム制	3	3
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	4	4
事業所内託児施設	5	5
休業後の復帰に備えた業務等に関する情報提供	6	6
育児休業中または復帰前後の講習等の実施	7	7
育児休業中の給与等の全部または一部を支給	8	8
育児休業期間中の生活資金等の貸付制度	9	9
その他	10	10
特にない	11	11



「1」～「5」のいずれかに
該当がある場合は設問16へ
「1」～「5」のいずれにも
該当がない場合は設問17へ

※設問15で「1」～「5」のいずれかを選んだ事業所のみ回答してください。

設問16. 設問15の「1」～「5」の制度を利用できる期間はいつまでとされていますか。該当する制度ごとに番号を選んでください。

4歳など、3歳と小学校就学との間にしている場合

《制度の最長取得期間》

	満1歳に達するまで	満1歳を超え満3歳未満	満3歳に達するまで	満3歳を超え小学校就学前の一定年齢に達するまで	小学校就学の始期に達するまで	左記を超える期間
短時間勤務制度	1	2	3	4	5	6
所定外労働の免除	1	2	3	4	5	6
フレックスタイム制	1	2	3	4	5	6
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	1	2	3	4	5	6
事業所内託児施設	1	2	3	4	5	6

設問17. 貴事業所では就業規則等に子の看護休暇制度の定めがありますか。

※「子の看護休暇」とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対して、負傷や疾病にかかった子どもを世話をするために与えられる休暇で、労働基準法による年次有給休暇とは別のものです。

《子の看護休暇制度が》

1. ある →設問18へ
2. ない →設問19へ

※設問17で「1」と答えた事業所のみ回答してください。

設問18. 子の看護休暇を1年間に利用できる日数は従業員1人につき最大で何日ですか。子どもが1人の場合および2人以上の場合のそれぞれについて該当する番号を選んでください。

《最大利用可能日数》

	1～4日	5日	6～9日	10日	11日以上	上限なし
子どもが1人の場合	1	2	3	4	5	6
子どもが2人以上の場合	1	2	3	4	5	6

設問19. 貴事業所では就業規則等により、介護休業制度の定めがありますか。

《介護休業制度の定めが》

1. ある
2. ない

設問20. 過去2年間（平成21年4月1日～平成23年3月31日）の介護休業制度の利用状況はどうでしたか。現在事業所に規定がなく、従業員からの申し出により育児・介護休業法に基づき介護休業を取得させている事業所もお答えください。

《介護休業制度の利用実績》

1. 利用実績なし
2. 女性のみ利用実績あり
3. 男性のみ利用実績あり
4. 男女とも利用実績あり

設問21. その他介護のために就業規則等により定めている制度がありますか。該当する番号をすべて選んでください。

《その他介護のための制度（複数回答）》

1. 介護のための短時間勤務制度
2. 介護のためのフレックスタイム制
3. 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
4. 介護要員の派遣・あっせん
5. 介護費用の貸付・補助
6. 介護休業後の復帰に備えた業務等に関する情報提供
7. 介護に関する情報提供・相談
8. 介護休業中の生活資金等の貸付制度
9. その他
10. 特はない

設問22. 貴事業所では、妊娠、出産もしくは育児または介護を理由として退職した者に対する再雇用制度はありますか。制度がある場合は、該当する番号をすべて選んでください。

《再雇用制度（複数回答）》

1. 正規社員・職員として退職したものを正規社員・職員として再雇用
2. 正規社員・職員として退職したものを非正規社員・職員として再雇用
3. 非正規社員・職員として退職したものを正規社員・職員として再雇用
4. 非正規社員・職員として退職したものを非正規社員・職員として再雇用
5. 再雇用制度はない

【女性が活躍するための取組み（ポジティブ・アクション）】

設問23. 貴事業所では、女性従業員の配置についてどのような方針をお持ちですか。

《女性従業員の配置方針》

1. 男女の別なく能力、適正、希望などに応じて配置をする
2. 定型的な業務や補助的な業務を中心に配置する
3. 女性の特質や感性を生かせる職場を中心に配置する
4. その他

設問24. 貴事業所において係長以上の管理職は何人いますか。また、そのうち女性は何人いますか。それぞれの人数を、回答用紙の所定欄に記入してください。該当者がいない場合は、0を記入してください。

《管理職人数およびうち女性》

	役員	部長相当職	課長相当職	係長相当職
管理職人数	人	人	人	人
うち女性	人	人	人	人

※管理職には企業の組織形態の各部署において、配下の係員等を指揮・監督する役職のほか、専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含みます。

※部長・課長等の役職名を採用していない場合や、次長等役職欄にない職については、どの役職に該当するか適宜判断してください。

設問25. 貴事業所において、女性が活躍するための取組み（ポジティブ・アクション）としてどのような取組みを実施していますか。該当する番号をすべて選んでください。

《女性が活躍するための取組み（複数回答）》

性別により評価することがないよう、男女同一基準で人事考課基準を定めている	1
女性の管理職を増やすための目標数を設定している	2
女性がいない、または少ない職務について意欲と能力のある女性を積極的に登用・採用する	3
女性の管理職人材を、外部より登用している	4
キャリア形成のモデルとなるような管理職（男性・女性）を育成している	5
中間管理職男性や同僚男性に対し、女性活用の重要性についての啓発を行う	6
仕事と家庭の両立のための制度を整備し、活用を促進する	7
その他	8
取り組んでいない	9

「1」～「8」のいずれかに該当がある場合は設問26へ
「9」を選んだ場合は設問27へ

※設問25で「1」～「8」のいずれかを選んだ事業所のみ回答してください。

設問26. 女性が活躍するための取組み（ポジティブ・アクション）の効果について、以下から、あてはまると思うものをすべて選んでください。

《女性が活躍するための取組みの効果（複数回答）》

1. 男女ともに職務遂行能力によって評価されるという意識が高まった
2. 男性が女性を対等な存在として見るようになった
3. 男女従業員の能力発揮により、生産性向上や競争力強化につながった
4. 顧客や取引先からの評判がよい
5. 採用にあたって、優秀な人材を確保できた
6. 女性の管理職の人数が増えた
7. 女性の勤続年数が伸びた
8. 女性の従業員数が増えた
9. その他
10. いまのところ、目立った成果は出でていない

【ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）経営】

設問27. 貴事業所において、対応すべき経営課題として認識しているものは何ですか。あてはまる番号をすべて選んでください。

《対応すべき経営課題（複数回答）》

1. 仕事の生産性が低い
2. 優秀な人材の確保が困難である
3. 従業員の定着率が低い
4. 従業員がイキイキとしていない
5. 従業員の心身の健康
6. 出産・育児を機に女性従業員が退職してしまう
7. 介護のために従業員が退職してしまう
8. 従業員のニーズに合った労働時間制度が整備されていない
9. 過重労働が常態化している
10. 在宅勤務などの柔軟な働き方、多様な人材に対応できない
11. その他
12. 特にない

設問28. 貴事業所では、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関してどのような取組みを実施していますか。また、今後実施したい取組みはありますか。それについて、あてはまる番号をすべて選んでください。

《WLBに関する取組み（複数回答）》

	実施している	今後、実施したい
労働時間削減の取組み	1	1
年次有給休暇取得推進	2	2
従業員の心身の健康支援	3	3
従業員の自己啓発支援	4	4
出産・育児支援	5	5
介護支援	6	6
在宅勤務などの多様な働き方支援	7	7
従業員の地域活動支援	8	8
家族への職場紹介・参加等	9	9
その他	10	10
特はない	11	11



「1」～「10」のいずれかに該当がある場合は設問29へ
「実施している」、「今後、実施したい」の両方で「11」を選んだ場合は設問30へ

※設問28で「1」～「10」のいずれかを選んだ事業所のみ回答してください。

設問29. ワーク・ライフ・バランスに関する取組みは、貴事業所の経営に関してどのような効果がありましたか（または、あると思いますか）。あてはまる番号をすべて選んでください。

《WLBに関する取組みの効果（複数回答）》

1. 仕事の生産性が向上した（向上する）
2. コストが削減できた（削減できる）
3. 会社のイメージが向上した（向上する）
4. 従業員の仕事への意欲が向上した（向上する）
5. 会社に対する満足度が向上した（向上する）
6. 従業員の心身の健康が向上した（向上する）
7. 従業員の時間管理能力が向上した（向上する）
8. 女性従業員の定着率を高めた（高める）
9. 男性従業員の定着率を高めた（高める）
10. 従業員の採用に効果があった（効果がある）
11. その他
12. 特はない

【メンタルヘルスケア（心の健康対策）】

※メンタルヘルスケア（心の健康対策）については、非正規社員・職員を含めた従業員について回答してください。

設問30. 貴事業所では従業員に対してメンタルヘルスケアを実施していますか。

《メンタルヘルスケア（心の健康対策）を》

1. 実施している →設問31へ
2. 実施していない →以下の設問の解答は不要です。お忙しい中ご協力をいただきありがとうございました。

※設問30で「1」と答えた事業所のみ回答してください。

設問31. どのような方法でメンタルヘルスケア（心の健康対策）を実施していますか。該当する番号をすべて選んでください。

《メンタルヘルスケア（心の健康対策）の実施方法（複数回答）》

1. 専門家によるカウンセリング
2. 定期健康診断における問診
3. 職場環境の改善
4. 従業員に対する教育研修、情報提供
5. 従業員が日常的に接する管理監督者に対する教育研修、情報提供
6. 事業所内の産業保健スタッフ、人事労務担当者に対する教育研修、情報提供
7. その他

※設問は以上です。お忙しい中ご協力ありがとうございました。

調査結果の送付を希望される場合は回答用紙の所定の欄に○印をつけてください。

(
秘)

平成23年労働条件実態調査(回答用紙)

(記入不要)
No. _____

事業所名(送付先の事業所)

所在地	〒	資本金	万円
		従業員数合計 (本社・支社など含む)	人
担当者 所属・氏名		冊子の送付を希望する 場合この欄に○印をご 記入ください ⇒	
電話番号	()		

あらかじめ番号が記入されている箇所については、該当する番号に○をしてください。
それ以外の箇所については該当する番号または実数を記入願います。

設問01

<u>設問02</u>	正規社員・職員数	非正規社員・職員数	派遣労働者数
男性	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
女性	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
合計	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人

設問03 労働組合が

設問04 正規社員・職員以外の従業員も

設問05 週休制の形態

設問06 年間休日総数

設問07 1年間の年次有給休暇

平均付与日数 (繰越分を除く)	<input type="text"/> 日
平均取得日数	<input type="text"/> 日

設問08 年次有給休暇の取得単位

設問09 その他の休暇制度(複数回答) 1 2 3 4 5 6 7 8 9

設問10 変形労働時間制の形態(複数回答) 1 2 3 4 5

設問11 労働時間短縮のための取組み
(複数回答) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

設問12 雇用形態の転換制度

非正規から正規

正規から非正規

設問13 出産した女性 人

配偶者が出産した男性 人

出産者数(または配偶者が出産した人の数)

女性

人

うち育休を開始した人の数

男性

人

<u>設問14</u>	育児休業制度の定めが	<input type="checkbox"/>																								
<u>設問15</u>	その他育児のための制度(複数回答)	<table border="1"> <tr> <td>正規社員・職員</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>非正規社員・職員</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> </tr> </table>	正規社員・職員	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	非正規社員・職員	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
正規社員・職員	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11															
非正規社員・職員	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11															
<u>設問16</u>	制度の最長取得期間	<table border="1"> <tr> <td>短時間勤務制度</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>所定外労働の免除</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>フレックスタイム制</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>事業所内託児施設</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	短時間勤務制度	<input type="checkbox"/>	所定外労働の免除	<input type="checkbox"/>	フレックスタイム制	<input type="checkbox"/>	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	<input type="checkbox"/>	事業所内託児施設	<input type="checkbox"/>														
短時間勤務制度	<input type="checkbox"/>	所定外労働の免除	<input type="checkbox"/>	フレックスタイム制	<input type="checkbox"/>	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	<input type="checkbox"/>	事業所内託児施設	<input type="checkbox"/>																	
<u>設問17</u>	子の看護休暇制度が	<input type="checkbox"/>																								
<u>設問18</u>	最大利用可能日数	<table border="1"> <tr> <td>子どもが1人</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>子どもが2人以上</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	子どもが1人	<input type="checkbox"/>	子どもが2人以上	<input type="checkbox"/>																				
子どもが1人	<input type="checkbox"/>																									
子どもが2人以上	<input type="checkbox"/>																									
<u>設問19</u>	介護休業制度の定めが	<input type="checkbox"/>																								
<u>設問20</u>	介護休業制度の利用実績	<input type="checkbox"/>																								
<u>設問21</u>	その他介護のための制度(複数回答)	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> </tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																	
<u>設問22</u>	再雇用制度(複数回答)	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </table>	1	2	3	4	5																			
1	2	3	4	5																						
<u>設問23</u>	女性従業員の配置方針	<input type="checkbox"/>																								
<u>設問24</u>	管理職人数およびうち女性	<table border="1"> <thead> <tr> <th>役員</th> <th>部長相当職</th> <th>課長相当職</th> <th>係長相当職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理職人数 人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>うち女性 人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>	役員	部長相当職	課長相当職	係長相当職	管理職人数 人	人	人	人	うち女性 人	人	人	人												
役員	部長相当職	課長相当職	係長相当職																							
管理職人数 人	人	人	人																							
うち女性 人	人	人	人																							
<u>設問25</u>	女性が活躍するための取組み(複数回答)	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8	9															
1	2	3	4	5	6	7	8	9																		
<u>設問26</u>	女性が活躍するための取組みの効果(複数回答)	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> </tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																	
<u>設問27</u>	対応すべき経営課題(複数回答)	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> </tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12												
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12															
<u>設問28</u>	WLBに関する取組み(複数回答)	<table border="1"> <tr> <td>実施している</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>今後、実施したい</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> </tr> </table>	実施している	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	今後、実施したい	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
実施している	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11															
今後、実施したい	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11															
<u>設問29</u>	WLBに関する取組みの効果(複数回答)	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> </tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12												
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12															
<u>設問30</u>	メンタルヘルスケアを	<input type="checkbox"/>																								
<u>設問31</u>	メンタルヘルスケアの実施方法(複数回答)	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7																	
1	2	3	4	5	6	7																				

※お忙しいところご協力をいただきありがとうございました

平成23年版 滋賀県の労働条件

(平成23年労働条件実態調査結果報告書)

平成24年2月

発行 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

TEL 077-528-3751

e-mail fe00@pref.shiga.lg.jp

印刷 (有)東 呉竹堂 (ひがし印刷)

この印刷物は古紙パルプを配合しています。



Mother Lake

母なる湖・琵琶湖。
— あずかっているのは、滋賀県です。